

津市告示第 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

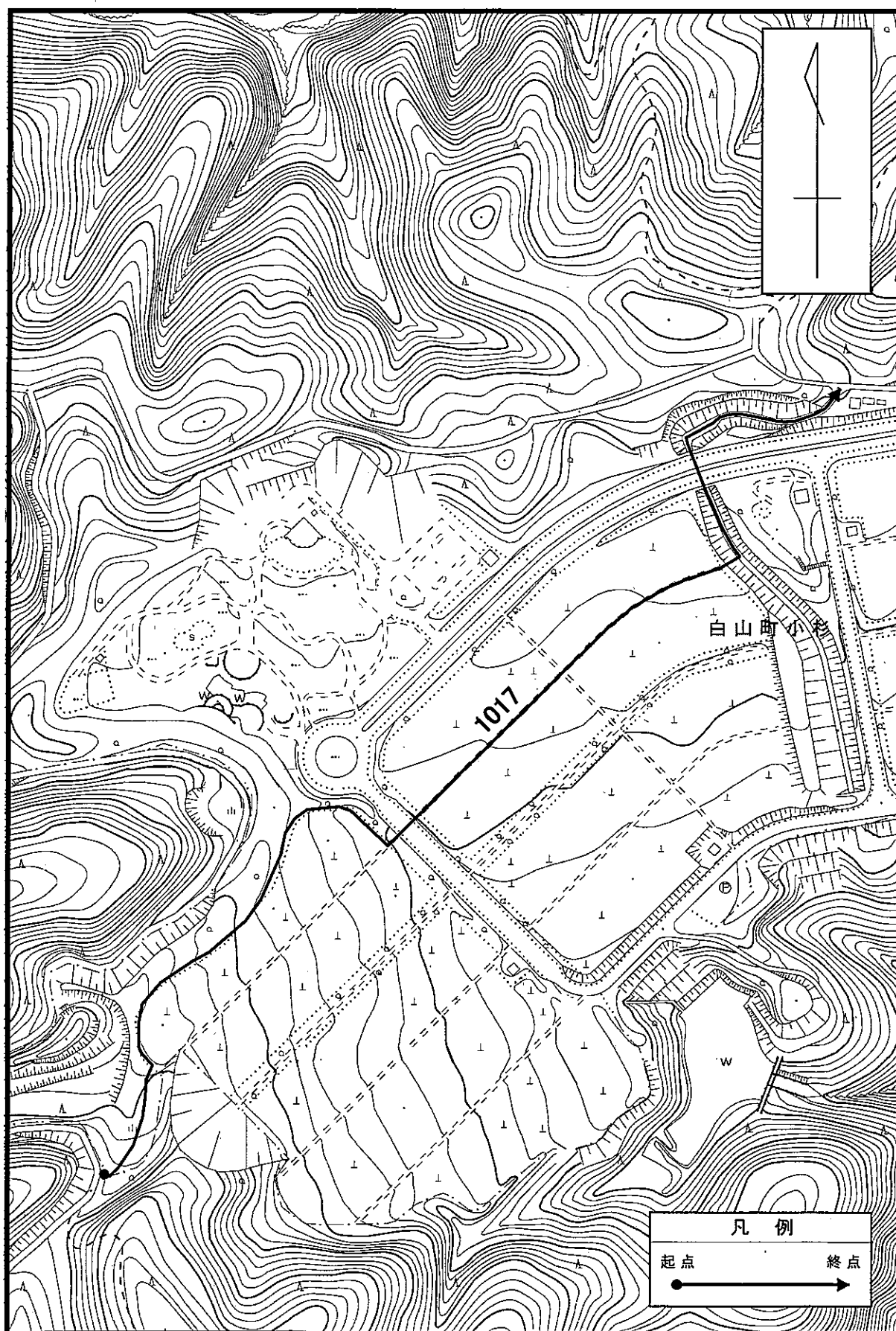
その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 0 1 7	平谷線	津市白山町小杉	
		津市白山町小杉	

参 考



津市告示第 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき、次のように道路を認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

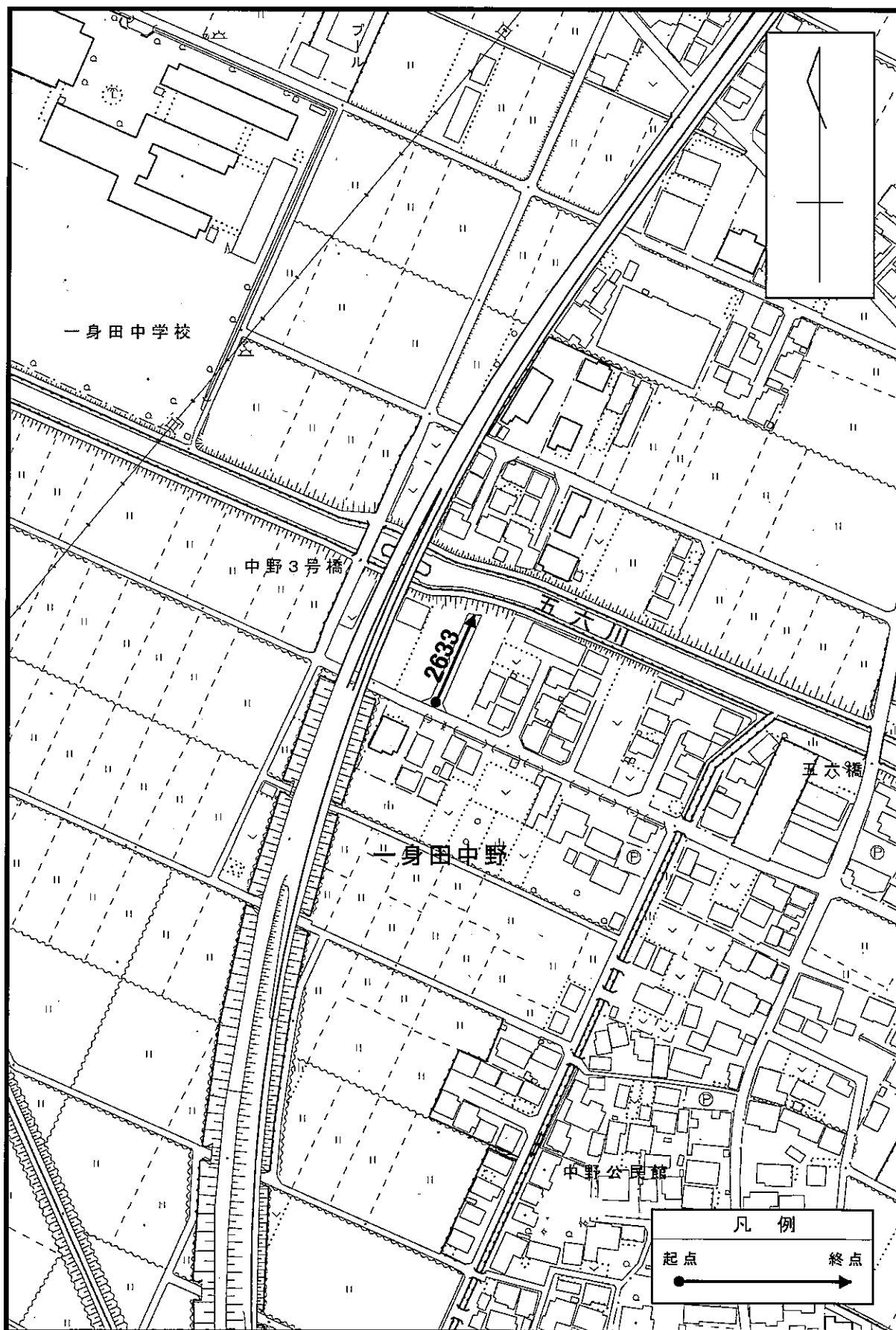
別 紙

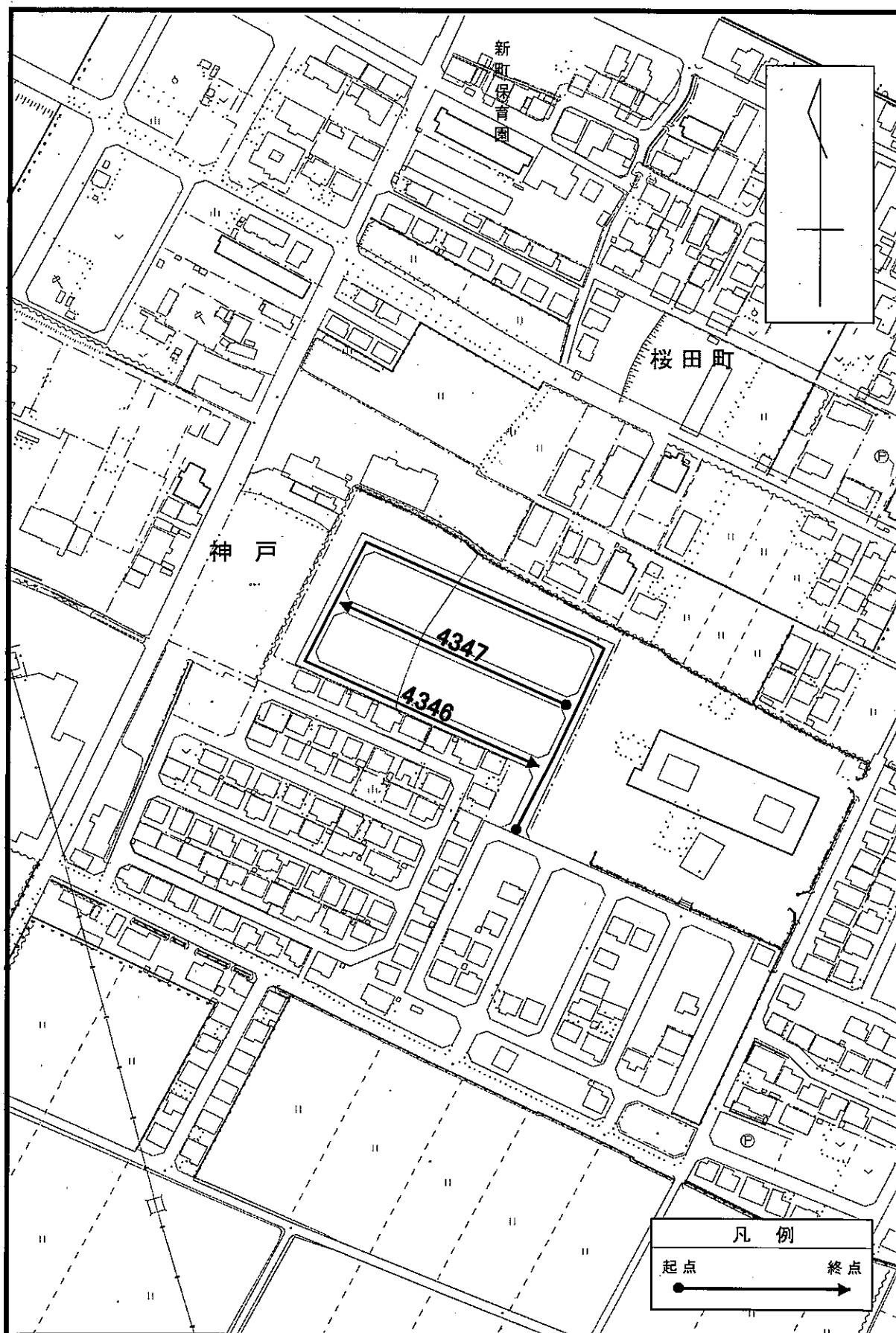
整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2 6 3 3	一身田中野第 3 3 号線	津市一身田中野	
		津市一身田中野	
4 3 4 6	神戸第 4 5 号線	津市神戸	
		津市神戸	
4 3 4 7	神戸第 4 6 号線	津市神戸	
		津市神戸	
6 4 7 6	垂水第 7 0 号線	津市垂水	
		津市垂水	
2 5 3 0	西鷹跡 2 4 号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
2 5 3 1	東鷹跡 1 7 号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	
7 5 1 9	みのりヶ丘 1 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 0	みのりヶ丘 2 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 1	みのりヶ丘 3 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 2	みのりヶ丘 4 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 3	みのりヶ丘 5 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 4	みのりヶ丘 6 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 5	みのりヶ丘 7 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 6	みのりヶ丘 8 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 2 7	みのりヶ丘 9 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	

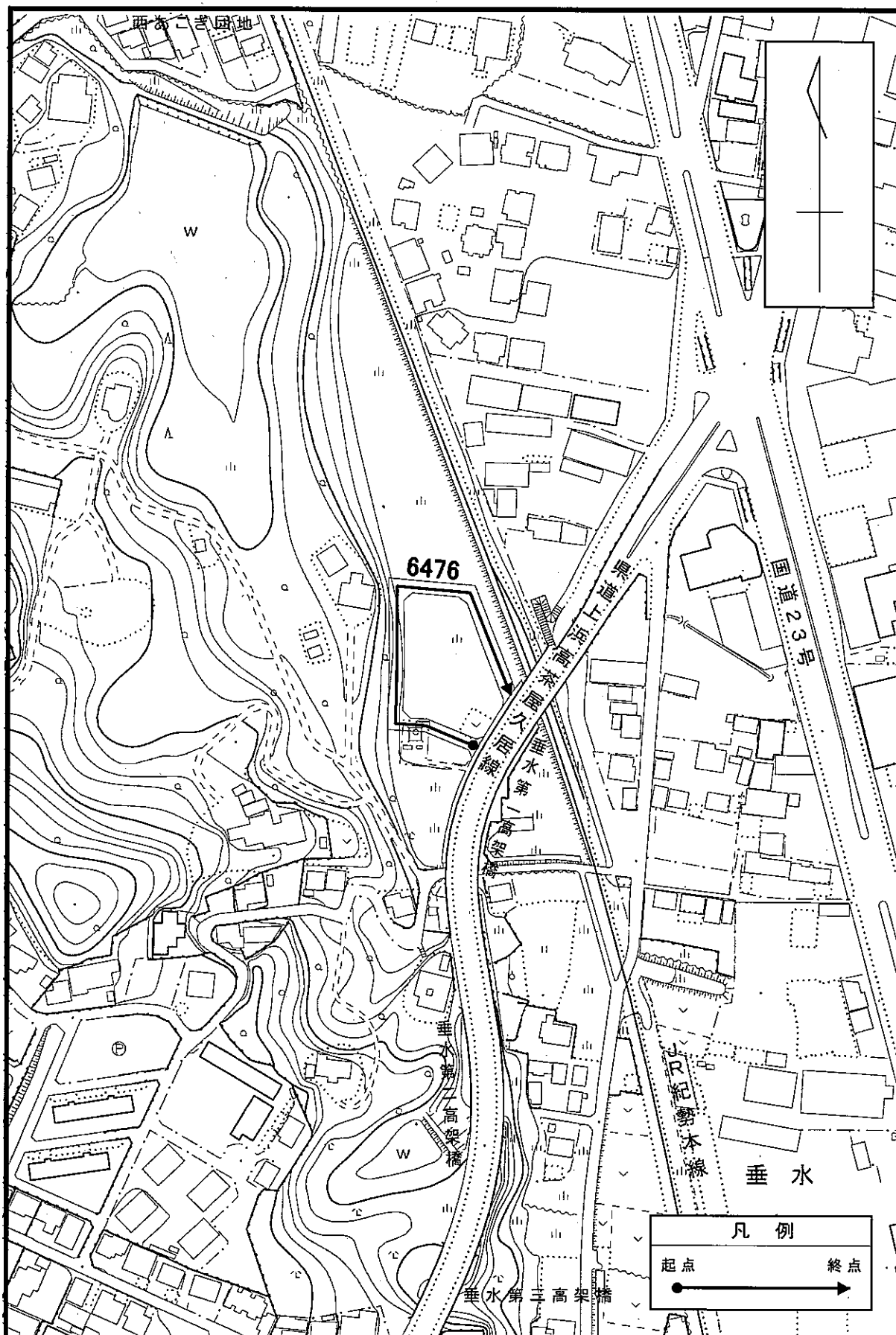
7528	みのりヶ丘10号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7529	みのりヶ丘11号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7530	みのりヶ丘12号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7531	みのりヶ丘13号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7532	みのりヶ丘14号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7533	みのりヶ丘15号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7534	みのりヶ丘16号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7535	みのりヶ丘17号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7536	みのりヶ丘18号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7537	みのりヶ丘19号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7538	みのりヶ丘20号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7539	みのりヶ丘21号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7540	みのりヶ丘22号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7541	みのりヶ丘23号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7542	みのりヶ丘24号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7543	みのりヶ丘25号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	

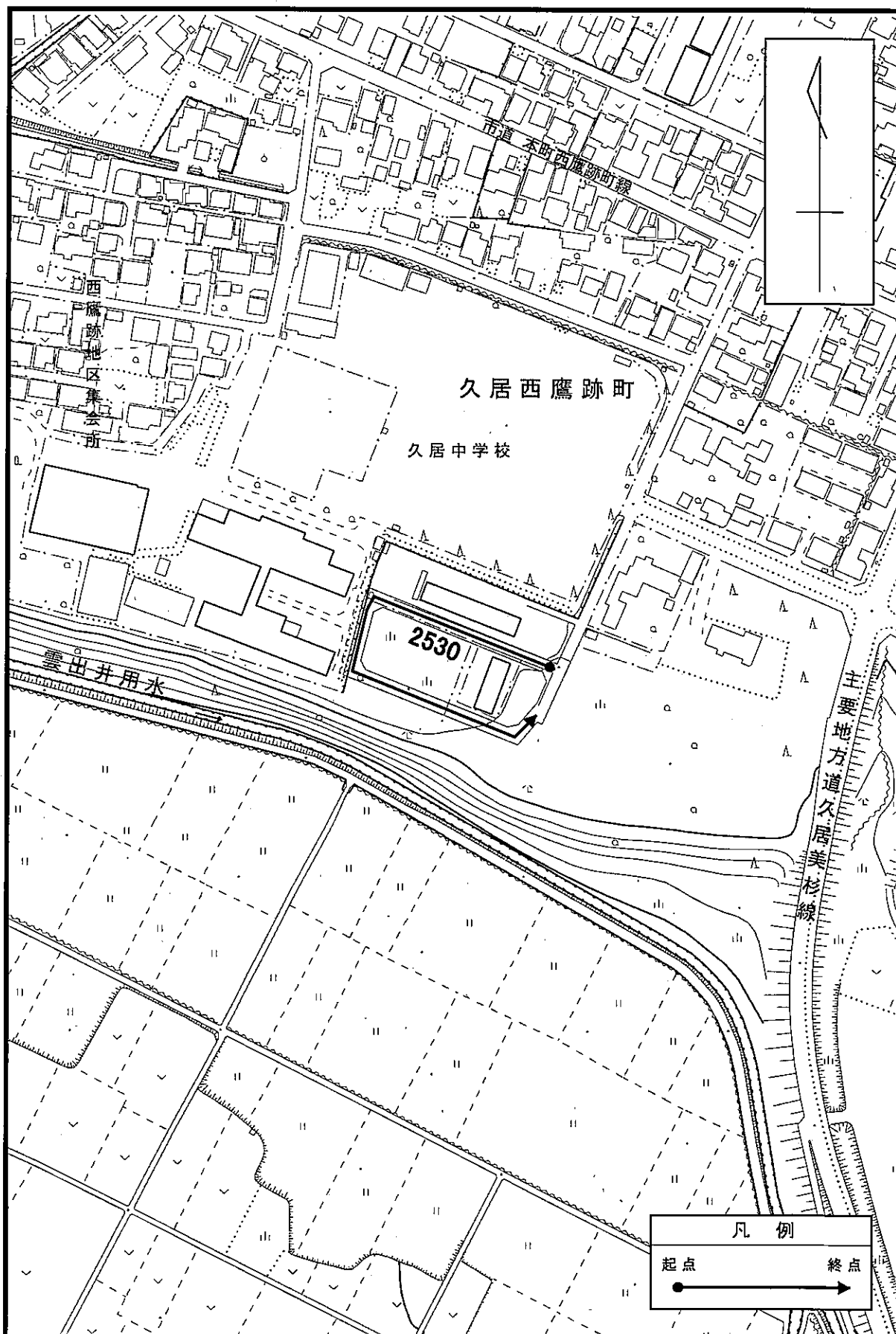
7 5 4 4	みのりヶ丘 2 6 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 4 5	みのりヶ丘 2 7 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 4 6	みのりヶ丘 2 8 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 4 7	みのりヶ丘 2 9 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
7 5 4 8	みのりヶ丘 3 0 号線	津市一志町みのりヶ丘	
		津市一志町みのりヶ丘	
3 9 1 1	大谷町第 3 0 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	
3 9 1 2	大谷町第 3 1 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	
3 6 0 3	中別保 1 1 号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
3 6 0 4	中別保 1 2 号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
3 6 0 5	中別保 1 3 号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
3 6 0 6	中別保 1 4 号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
3 6 0 7	中別保 1 5 号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
3 6 0 8	中別保 1 6 号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
3 9 1 3	羽所町第 1 1 号線	津市羽所町	
		津市羽所町	
7 4 5 5	高茶屋小森山第 4 1 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 5 6	高茶屋小森山第 4 2 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	

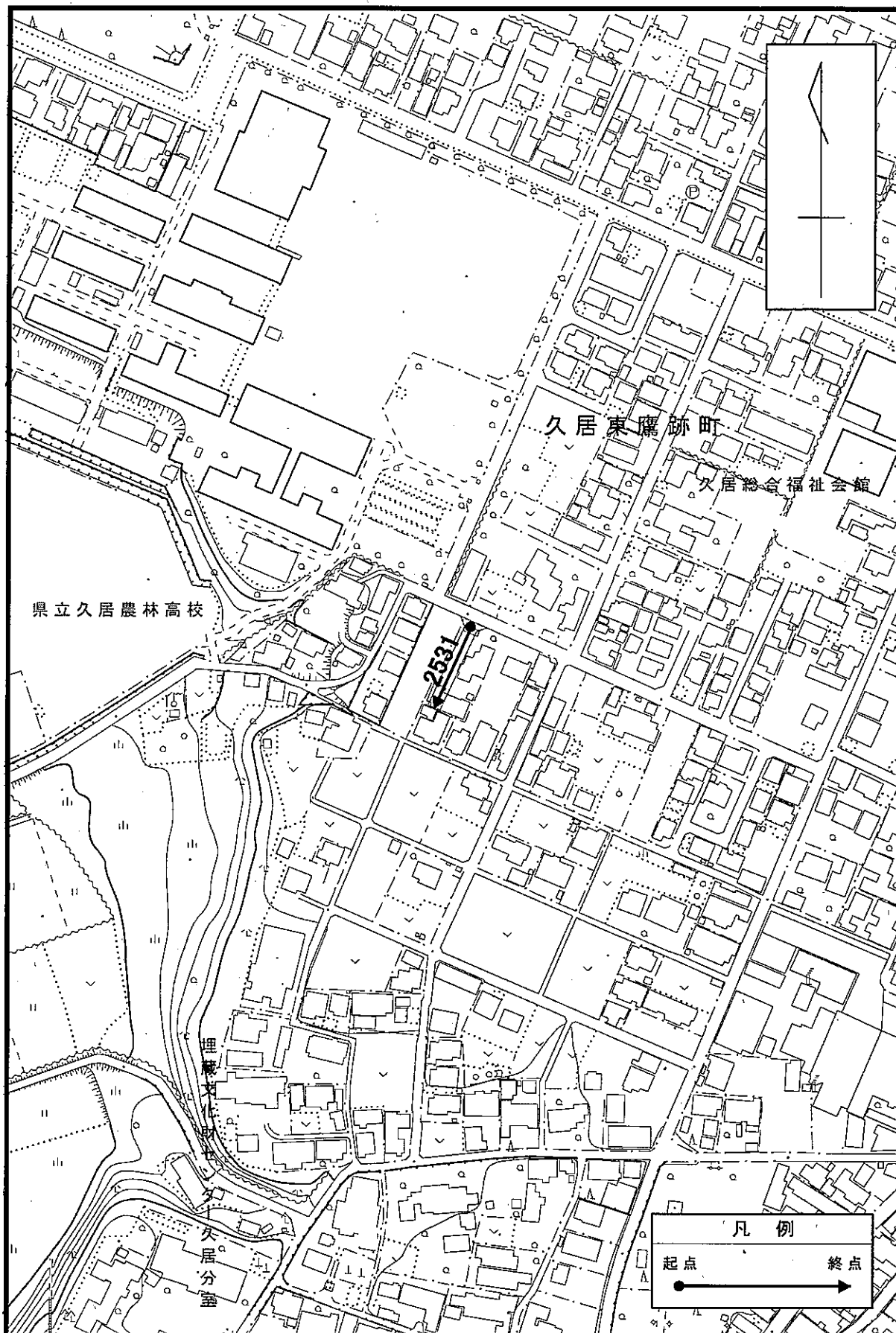
2 5 3 2	北口 3 6 号線	津市久居北口町	
		津市久居北口町	
2 5 8 2	西千里 1 2 号線	津市河芸町西千里	
		津市河芸町西千里	
3 8 4 4	高野尾町南第 2 4 号線	津市高野尾町	
		津市高野尾町	
5 5 3 2	片田久保志袋第 1 号線	津市片田久保町	
		津市片田志袋町	
5 5 3 3	片田井戸町第 8 号線	津市片田井戸町	
		津市片田井戸町	
7 4 5 4	雲出長常伊倉津町第 9 号線	津市雲出長常町	
		津市雲出伊倉津町	

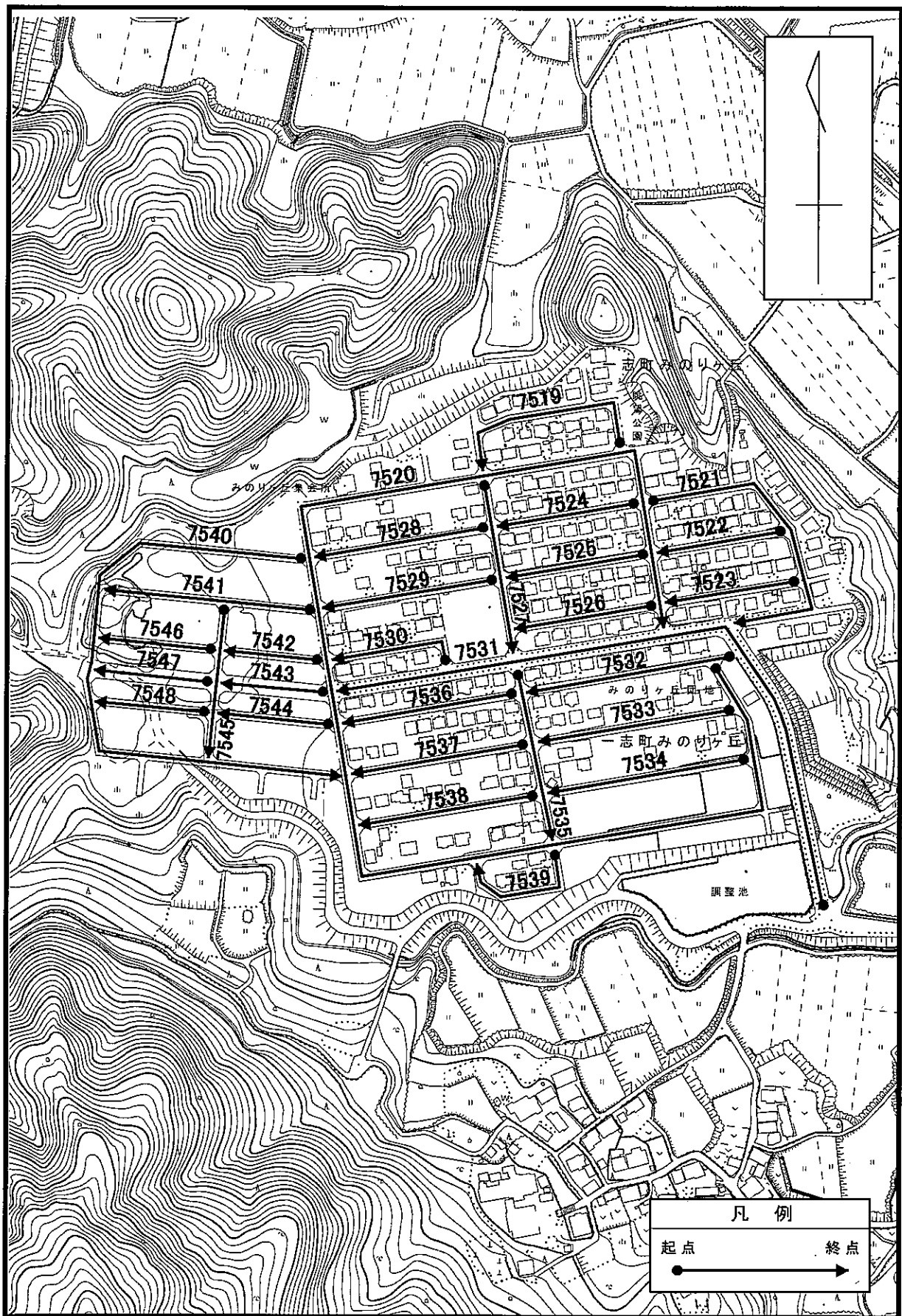


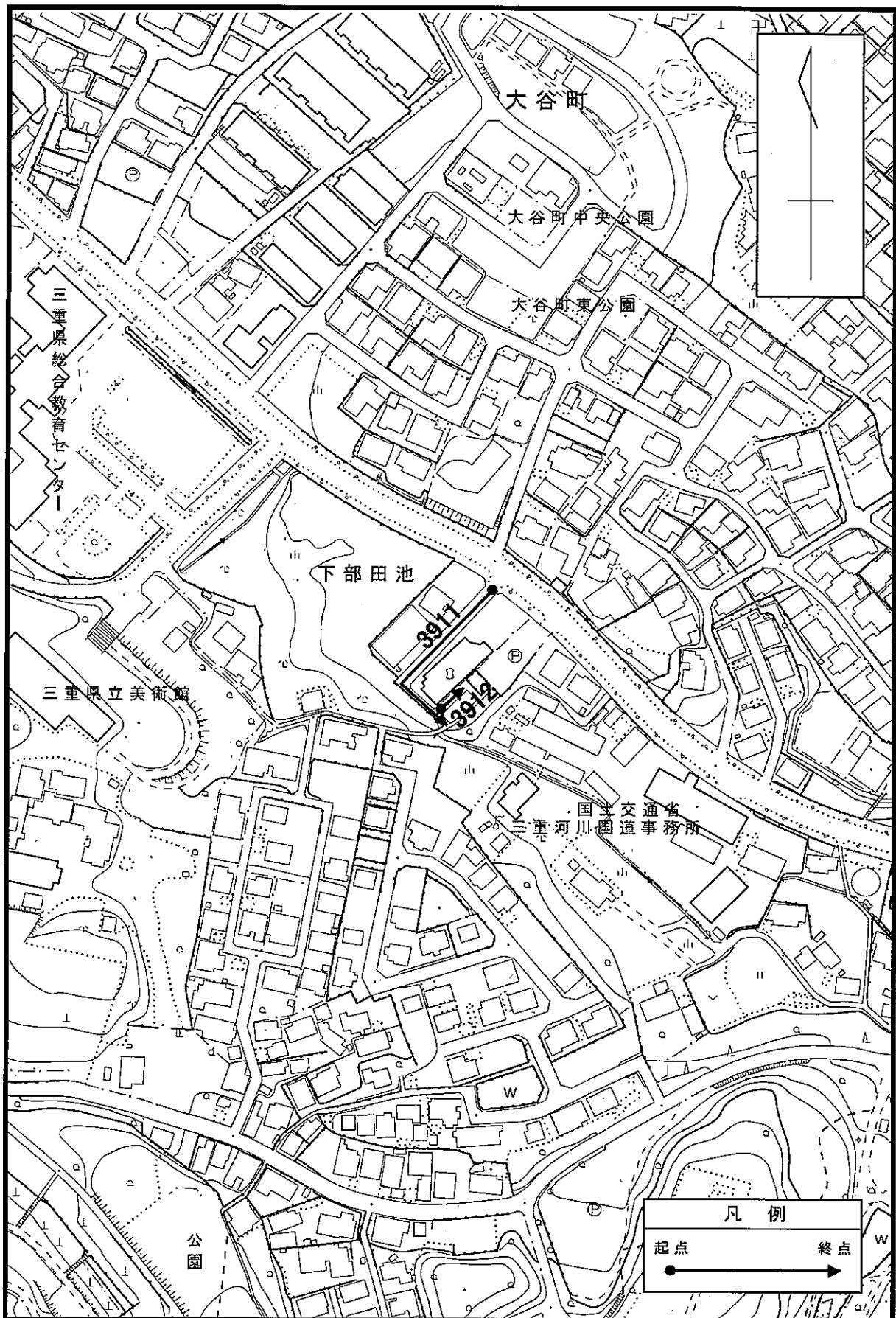


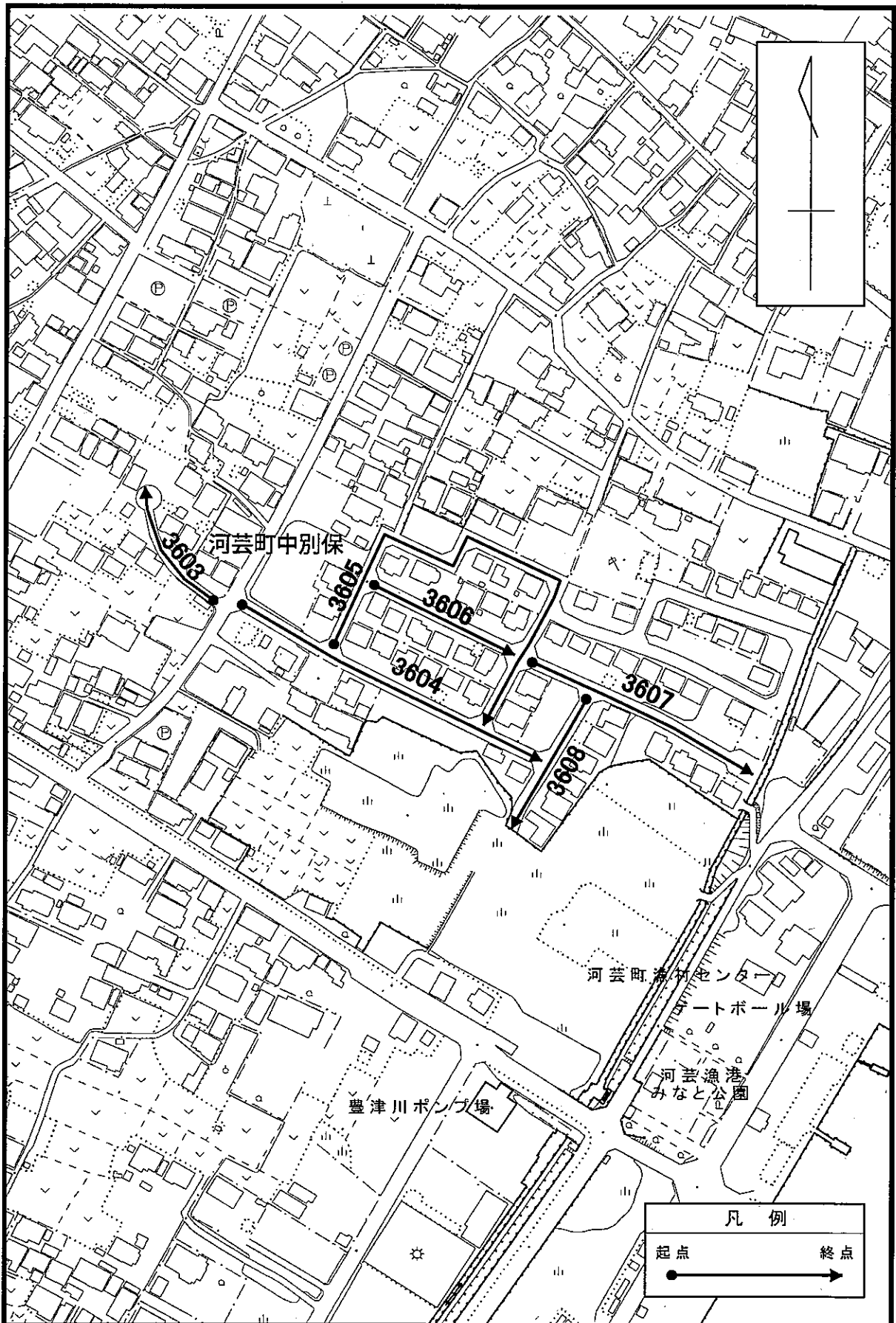


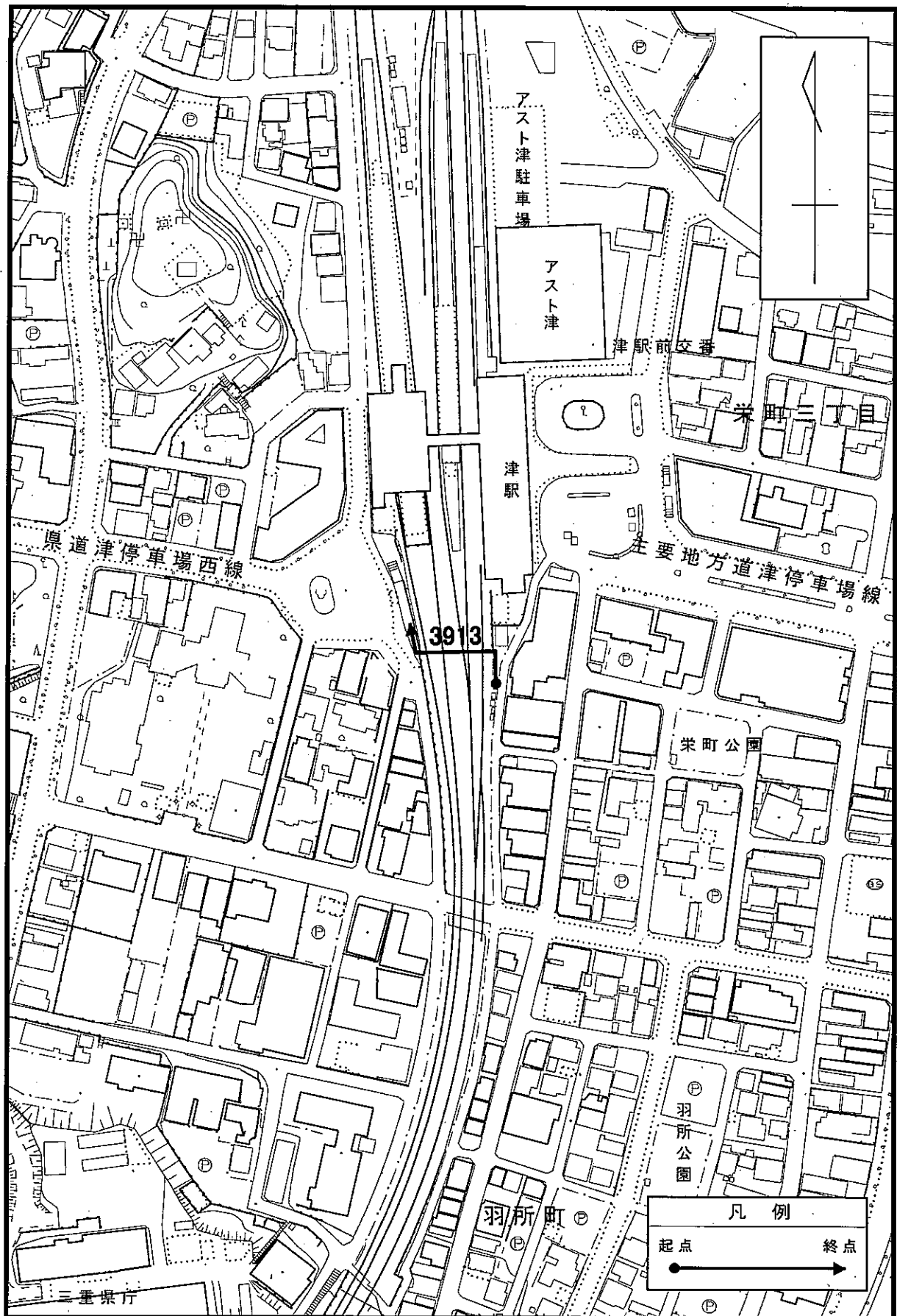


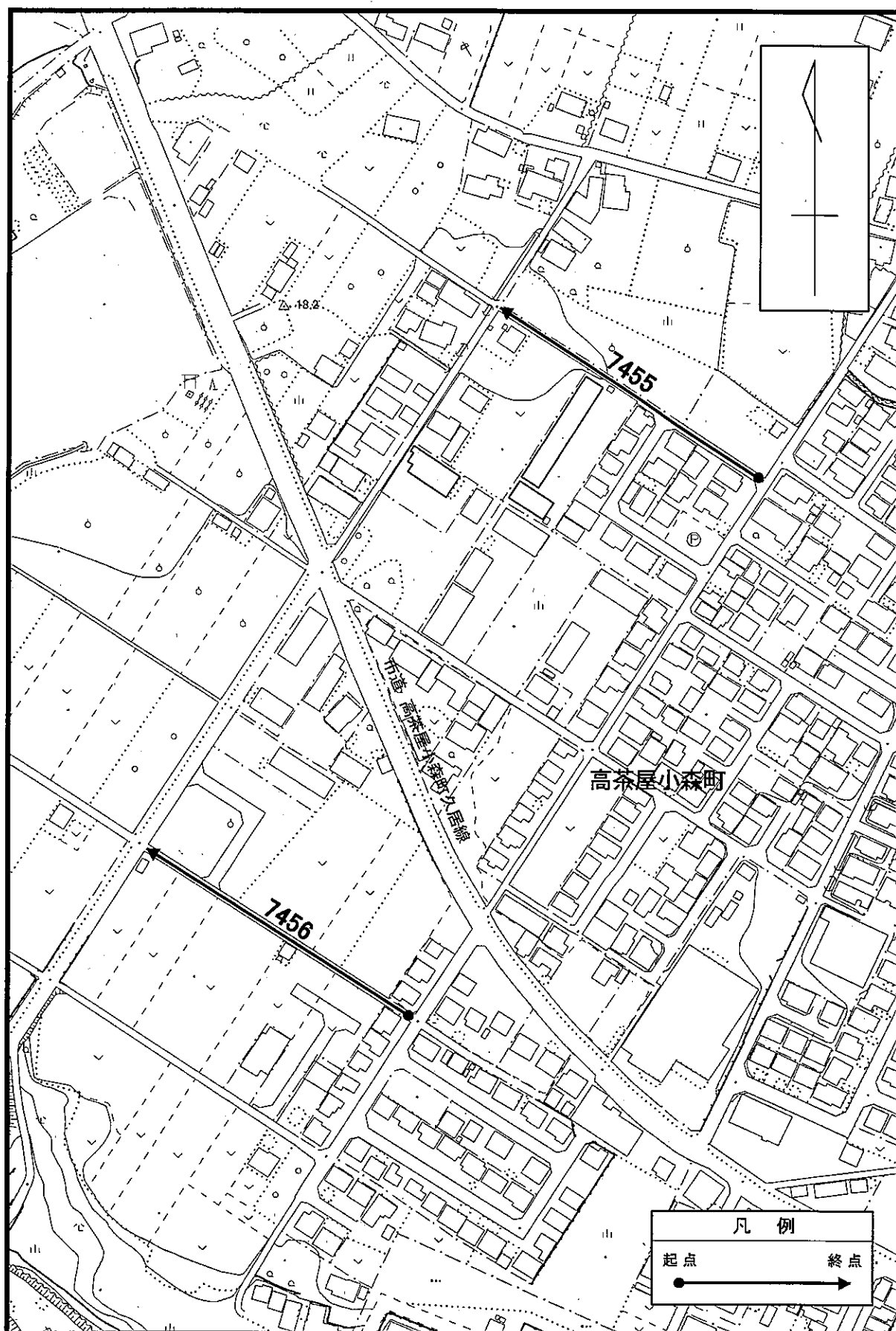


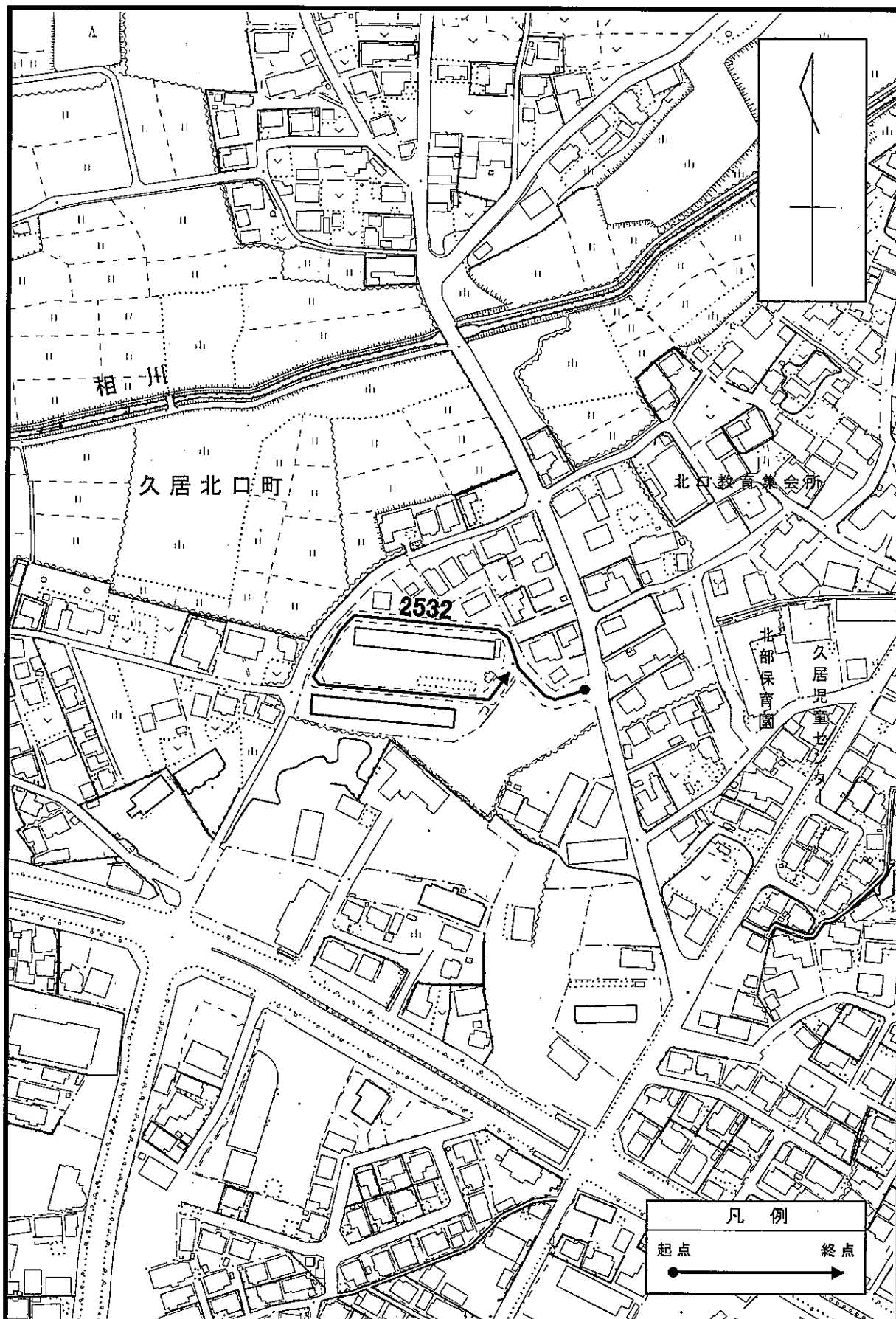


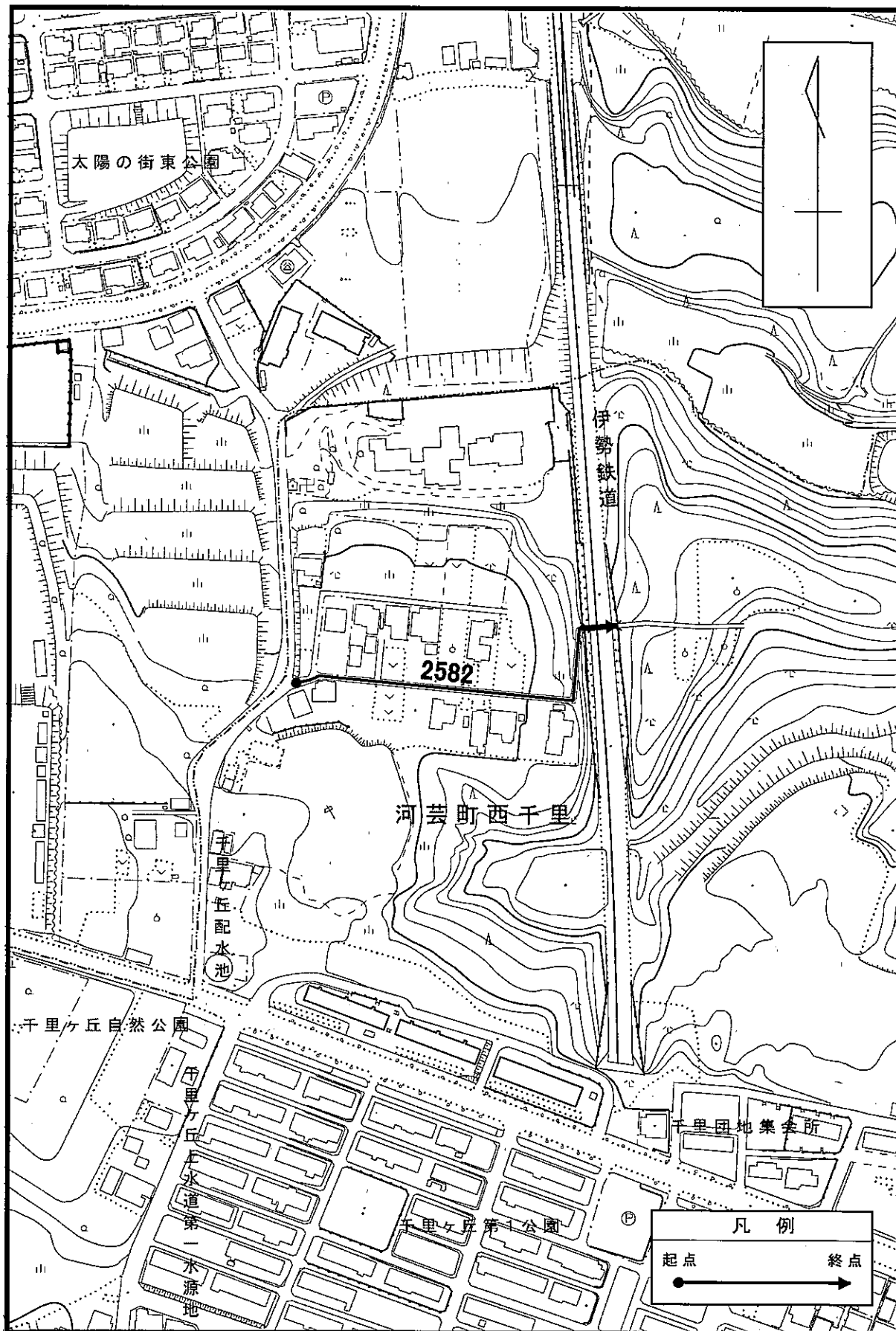


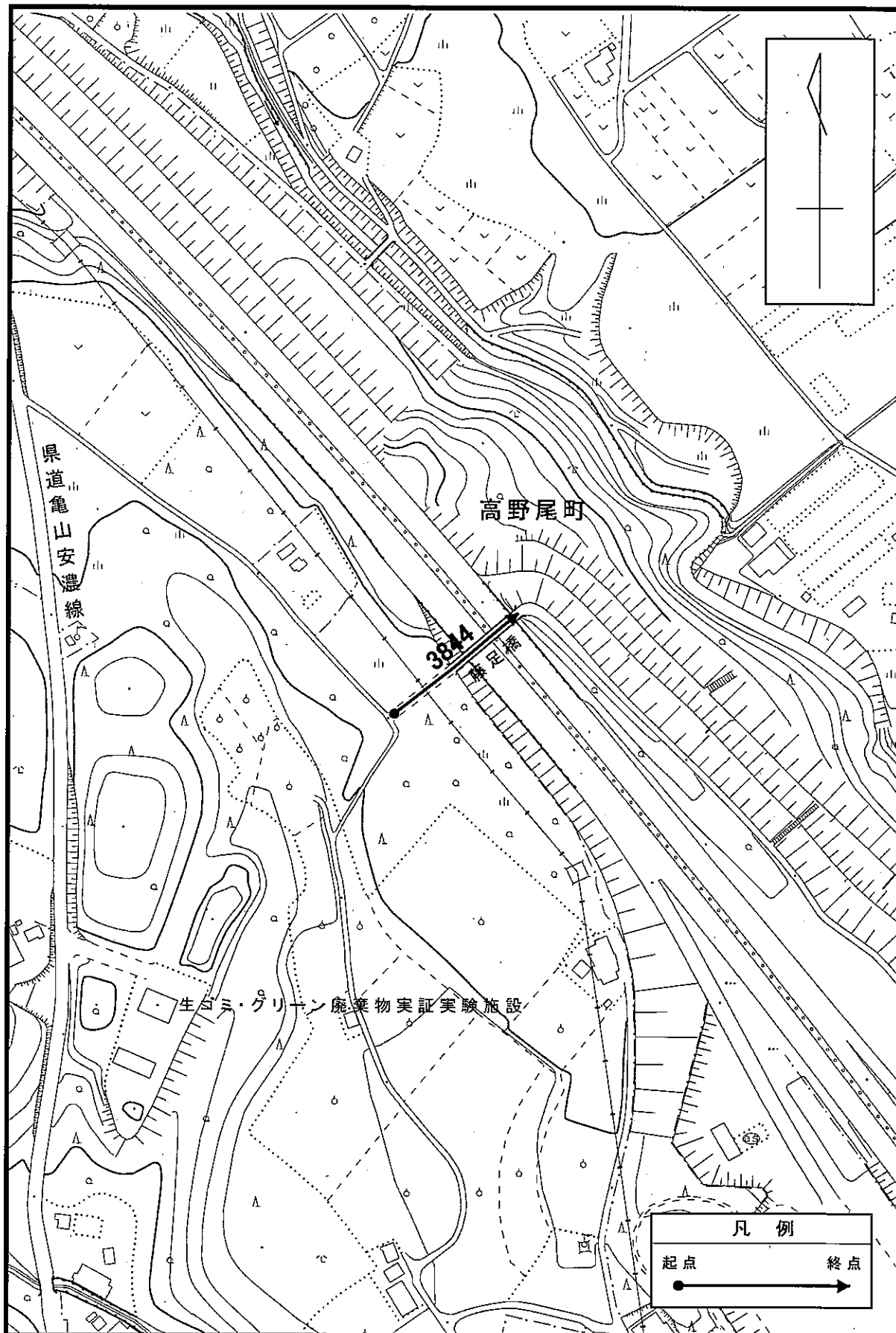


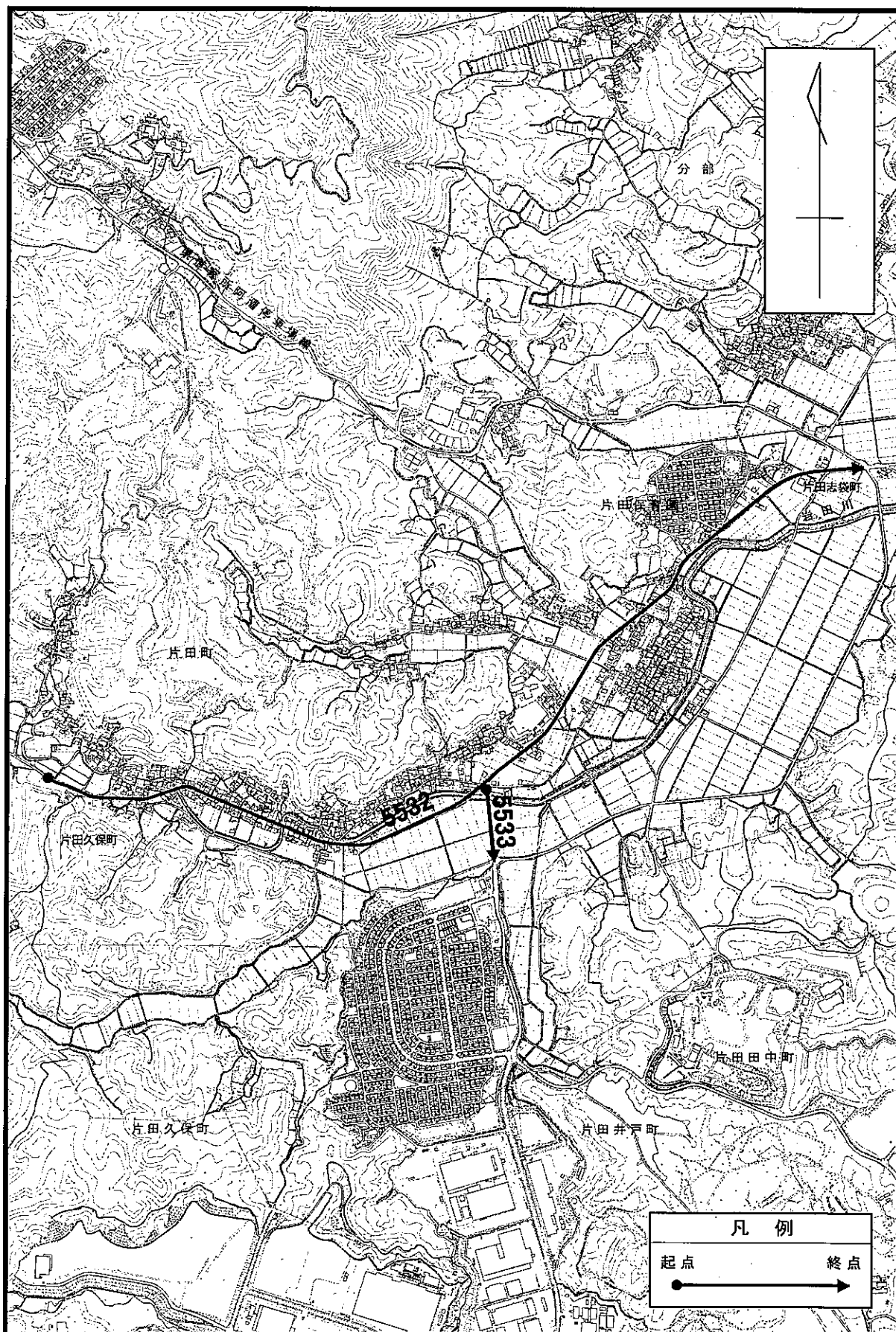


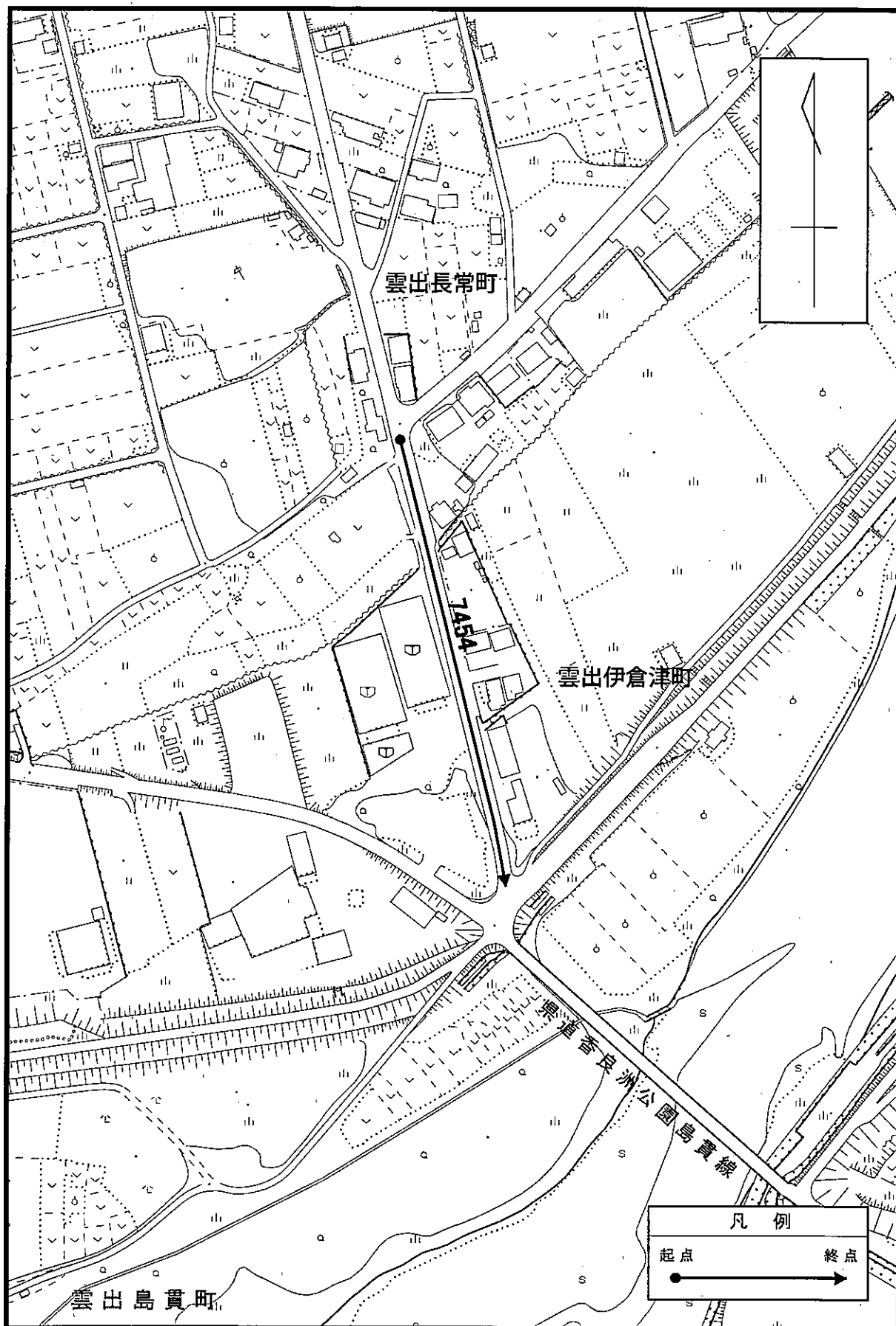












津市告示第 4 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

別 紙

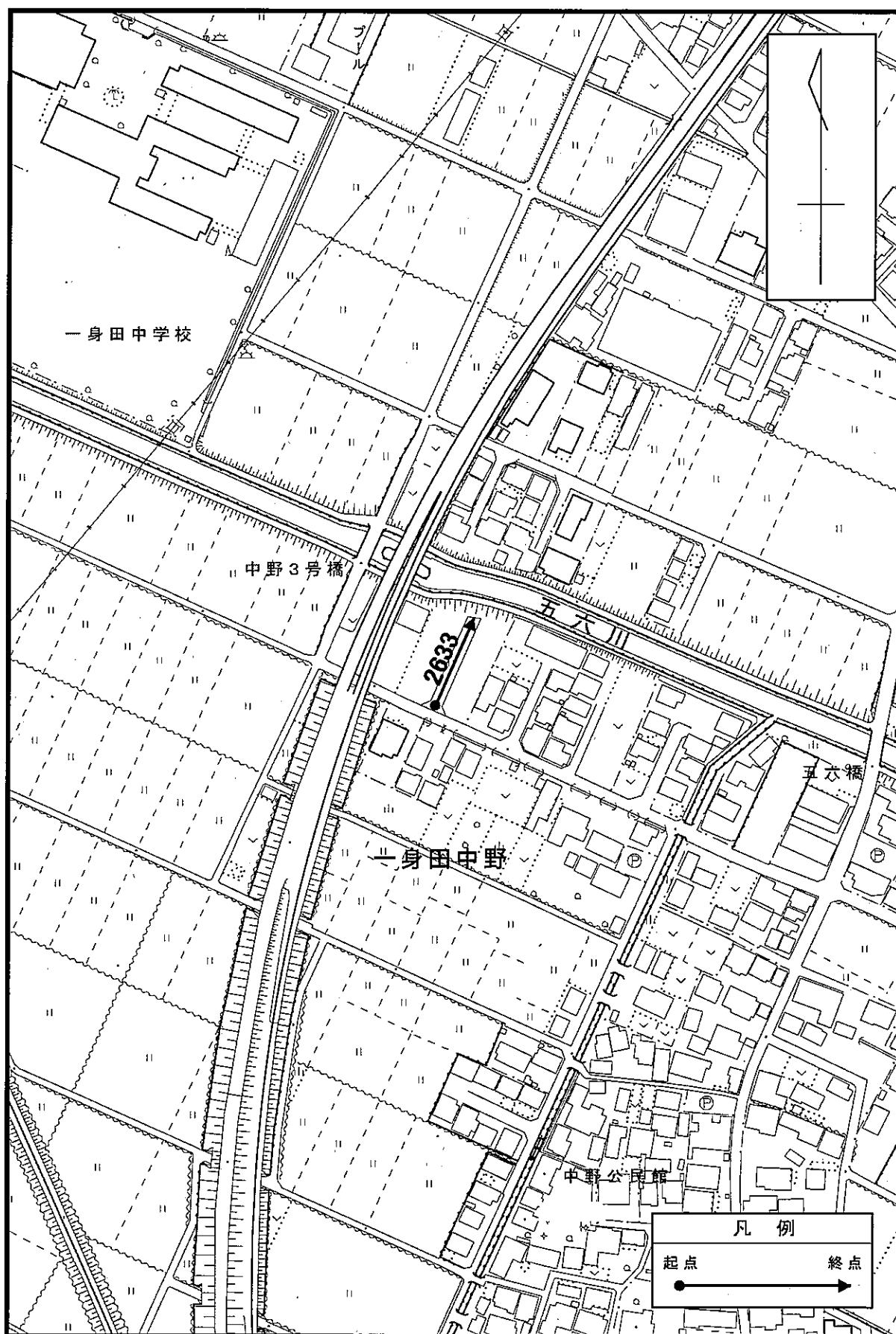
整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2 6 3 3	一身田中野第 3 3 号線	津市一身田中野字一色 7 2 9 番 1 から 津市一身田中野字一色 7 2 9 番 6 ま で	47.4 m
			6m～13.1m
4 3 4 6	神戸第 4 5 号線	津市神戸字文田 1 5 4 番 1 6 2 から 津市神戸字文田 1 5 4 番 1 5 8 ま で	407.8 m
			6m～15.1m
4 3 4 7	神戸第 4 6 号線	津市神戸字文田 1 5 4 番 1 4 2 から 津市神戸字文田 1 5 4 番 1 5 0 ま で	118.1 m
			6m～13.1m
6 4 7 6	垂水第 7 0 号線	津市垂水字丸山 2 9 5 番 4 から 津市垂水字丸山 3 0 8 番 6 ま で	191 m
			6m～11.4m
2 5 3 0	西鷹跡 2 4 号線	津市久居西鷹跡町 4 9 4 番 2 5 から 津市久居西鷹跡町 4 9 4 番 3 ま で	222 m
			6m～13.2m
2 5 3 1	東鷹跡 1 7 号線	津市久居東鷹跡町 1 4 2 番 5 から 津市久居東鷹跡町 1 4 2 番 7 ま で	44.3 m
			6m～13.1m
7 5 1 9	みのりヶ丘 1 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 7 1 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 8 3 ま で	171 m
			6m～13.1m
7 5 2 0	みのりヶ丘 2 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 9 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 8 0 ま で	1093.9 m
			6m～13.3m
7 5 2 1	みのりヶ丘 3 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 4 1 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 9 7 ま で	246.1 m
			6m～13.8m
7 5 2 2	みのりヶ丘 4 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 6 0 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 6 6 ま で	97.1 m
			6m～14.5m
7 5 2 3	みのりヶ丘 5 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 7 4 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 8 0 ま で	102.1 m
			6m～13.1m
7 5 2 4	みのりヶ丘 6 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 0 1 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 0 9 ま で	109 m
			6m～13.1m

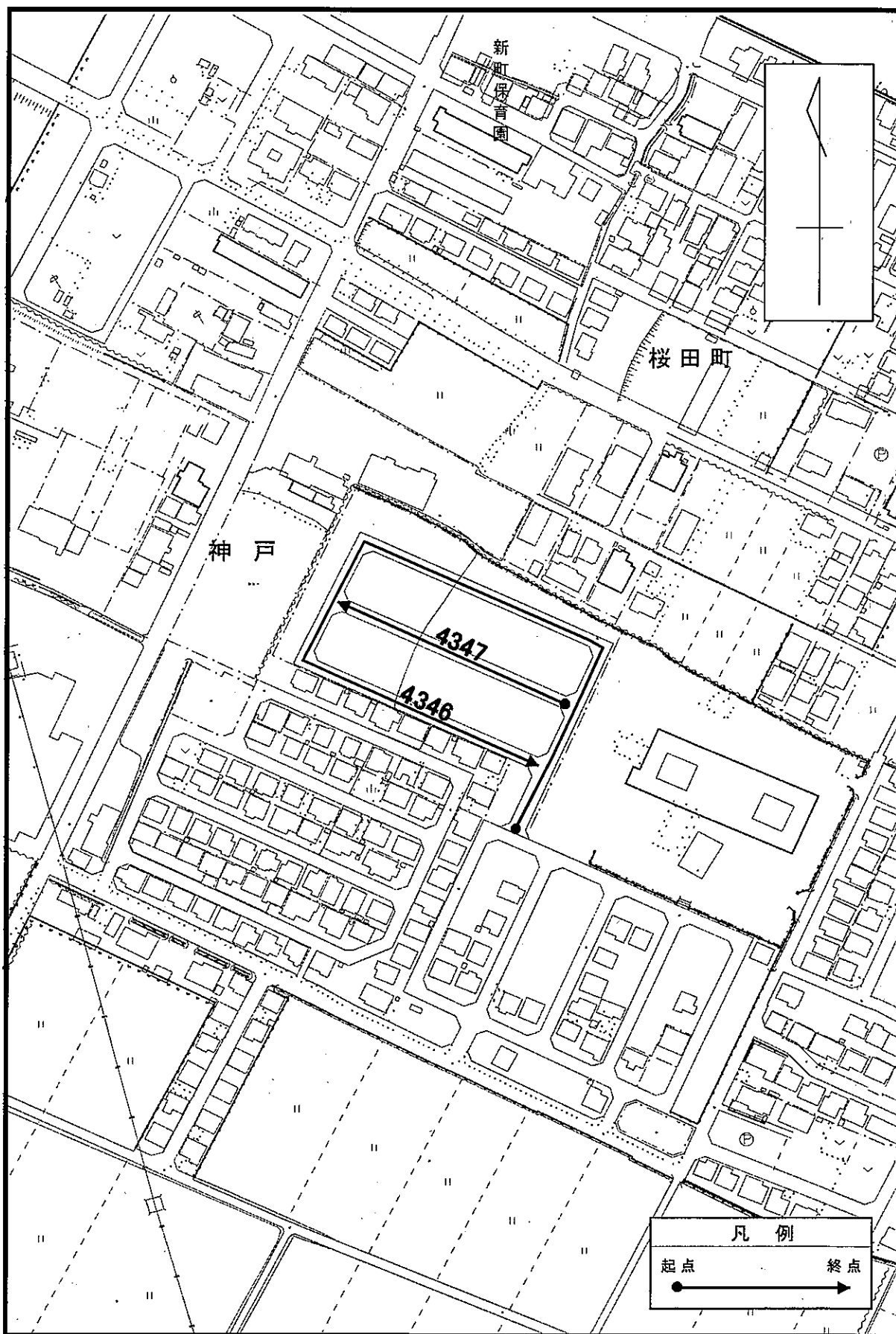
7 5 2 5	みのりヶ丘 7 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 1 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 4 3 まで	109 m
			6m～13.1m
7 5 2 6	みのりヶ丘 8 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 3 6 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 4 3 まで	109 m
			6m～13.1m
7 5 2 7	みのりヶ丘 9 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 9 2 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 4 3 まで	132 m
			6m～13.1m
7 5 2 8	みのりヶ丘 1 0 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 3 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 2 まで	133.2 m
			6m～13.1m
7 5 2 9	みのりヶ丘 1 1 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 0 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 5 8 まで	133.2 m
			6m～13.1m
7 5 3 0	みのりヶ丘 1 2 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 6 5 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 7 0 まで	103.2 m
			6m～13.1m
7 5 3 1	みのりヶ丘 1 3 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 2 4 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 7 9 まで	525.3 m
			12m～24.4m
7 5 3 2	みのりヶ丘 1 4 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 9 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 6 5 まで	159.5 m
			4m～13.1m
7 5 3 3	みのりヶ丘 1 5 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 7 7 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 5 2 2 まで	151.6 m
			6m～13.9m
7 5 3 4	みのりヶ丘 1 6 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 7 0 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 1 3 まで	154.6 m
			6m～13.1m
7 5 3 5	みのりヶ丘 1 7 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 5 4 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 2 5 まで	132.1 m
			6m～13.1m
7 5 3 6	みのりヶ丘 1 8 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 8 0 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 9 1 まで	134.2 m
			6m～13.1m
7 5 3 7	みのりヶ丘 1 9 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 0 2 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 8 0 まで	135.8 m
			6m～13.1m

7 5 3 8	みのりヶ丘 2 0 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 2 3 から	137.4 m
		津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 9 まで	6m～13.1m
7 5 3 9	みのりヶ丘 2 1 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 3 7 から	108.4 m
		津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 4 9 まで	6m～13.1m
3 9 1 1	大谷町第 3 0 号線	津市大谷町 2 1 番 3 から	92.1 m
		津市大谷町 2 1 番 3 まで	2.8m～11m
3 9 1 2	大谷町第 3 1 号線	津市大谷町 2 1 番 9 から	17.4 m
		津市大谷町 2 1 番 3 まで	4m～6.1m
3 6 0 3	中別保 1 1 号線	津市河芸町中別保 2 4 3 4 番 3 から	69.1 m
		津市河芸町中別保 2 4 3 4 番 1 0 まで	4m～12m
3 6 0 4	中別保 1 2 号線	津市河芸町中別保 2 4 3 3 番 1 から	161 m
		津市河芸町中別保 2 4 6 1 番 2 8 まで	6m～13.4m
3 6 0 5	中別保 1 3 号線	津市河芸町中別保 2 4 2 0 番 1 から	235.1 m
		津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 2 9 まで	6m～13.3m
3 6 0 6	中別保 1 4 号線	津市河芸町中別保 2 4 0 6 番 1 9 から	75.6 m
		津市河芸町中別保 2 4 0 6 番 2 4 まで	6m～13.8m
3 6 0 7	中別保 1 5 号線	津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 5 から	119.3 m
		津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 3 4 まで	6m～13.9m
3 6 0 8	中別保 1 6 号線	津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 2 1 から	73 m
		津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 2 6 まで	6m～13m
3 9 1 3	羽所町第 1 1 号線	津市羽所町字羽所 1 4 5 8 番 2 から	69.1 m
		津市羽所町字羽所 1 4 5 8 番 1 5 まで	1.5m～2.3m
7 4 5 5	高茶屋小森山第 4 1 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 3 番 3 2 から	146.1 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 3 番 5 1 まで	3m～6.7m
7 4 5 6	高茶屋小森山第 4 2 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 2 0 から	147 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 3 6 まで	3.5m～4.3m

2 5 3 2	北口 3 6 号線	津市久居北口町 2 3 番 1 から	265.1 m
		津市久居北口町 2 3 番 6 まで	3.6m～14.9m
2 5 8 2	西千里 1 2 号線	津市河芸町西千里 3 1 0 0 番 2 から	183.3 m
		津市河芸町西千里 3 0 7 2 番 3 まで	2m～5.4m
3 8 4 4	高野尾町南第 2 4 号線	津市高野尾町字藤足 4 9 7 3 番 2 0 から	77.3 m
		津市高野尾町字藤足 5 7 8 番 2 まで	4m～5.5m
5 5 3 2	片田久保志袋第 1 号線	津市片田久保町字向 3 1 8 番 2 から	3283 m
		津市片田志袋町字中皮 9 8 番 5 まで	6.6m～19.2m
5 5 3 3	片田井戸町第 8 号線	津市片田井戸町字里前 1 0 3 番 1 から	233 m
		津市片田井戸町字下田植 8 0 1 番 まで	12.4m～17.5m
7 4 5 4	雲出長常伊倉津町第 9 号線	津市雲出長常町字川端 1 1 番 3 から	221 m
		津市雲出伊倉津町字高峰新田 1 8 5 3 番 3 まで	7.2m～13.1m

参 考





新町保育園

桜田町

神戸

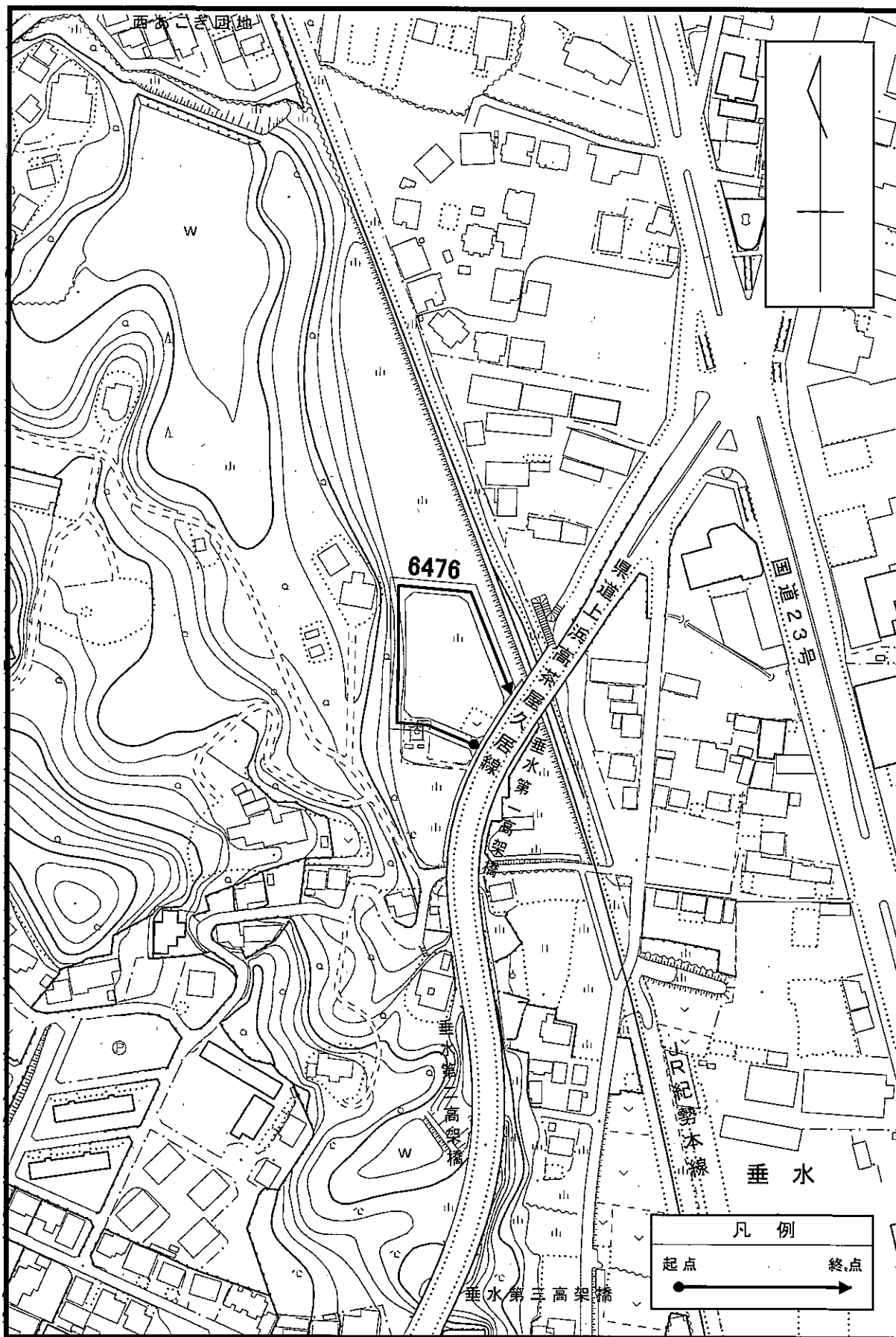
4347

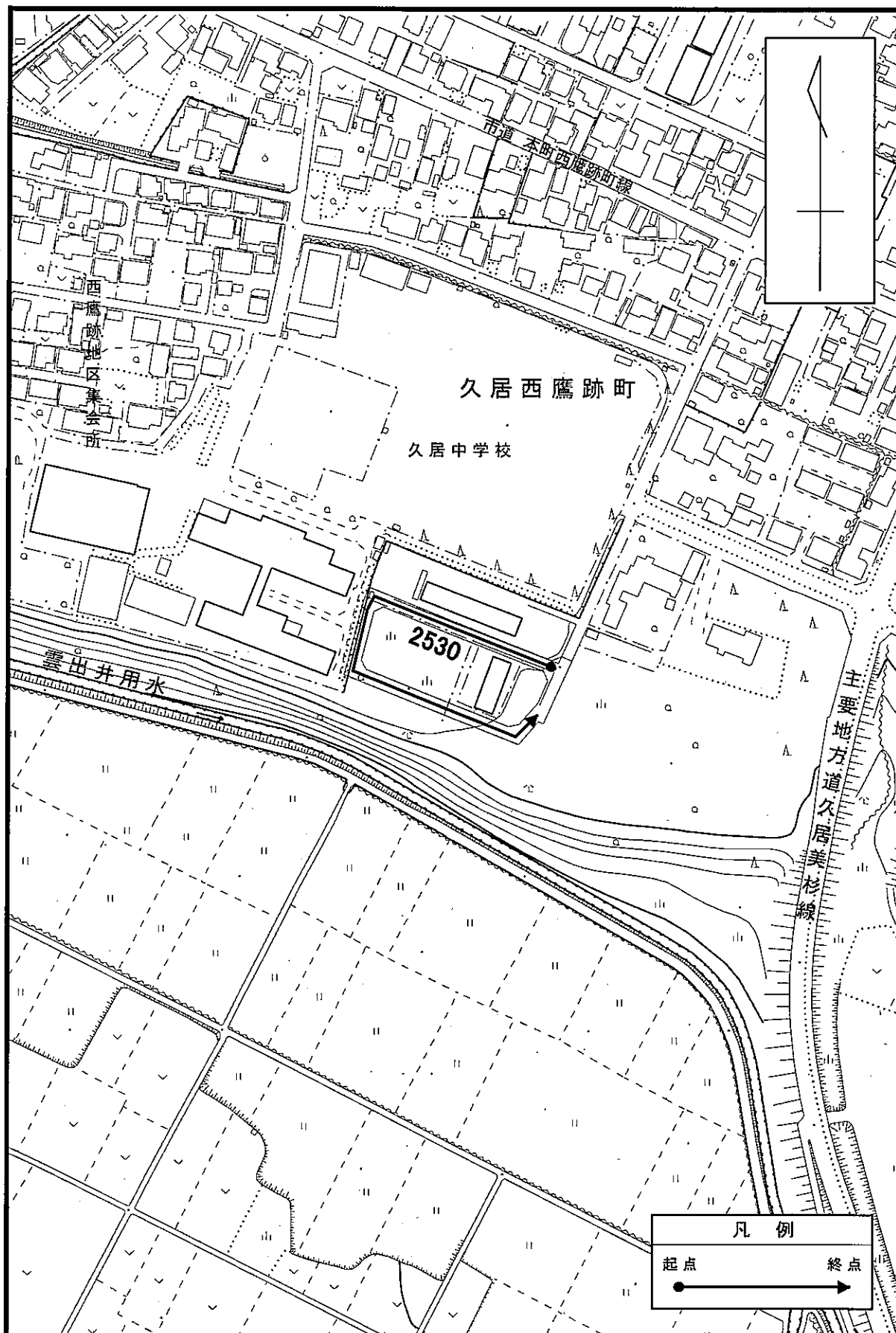
4346

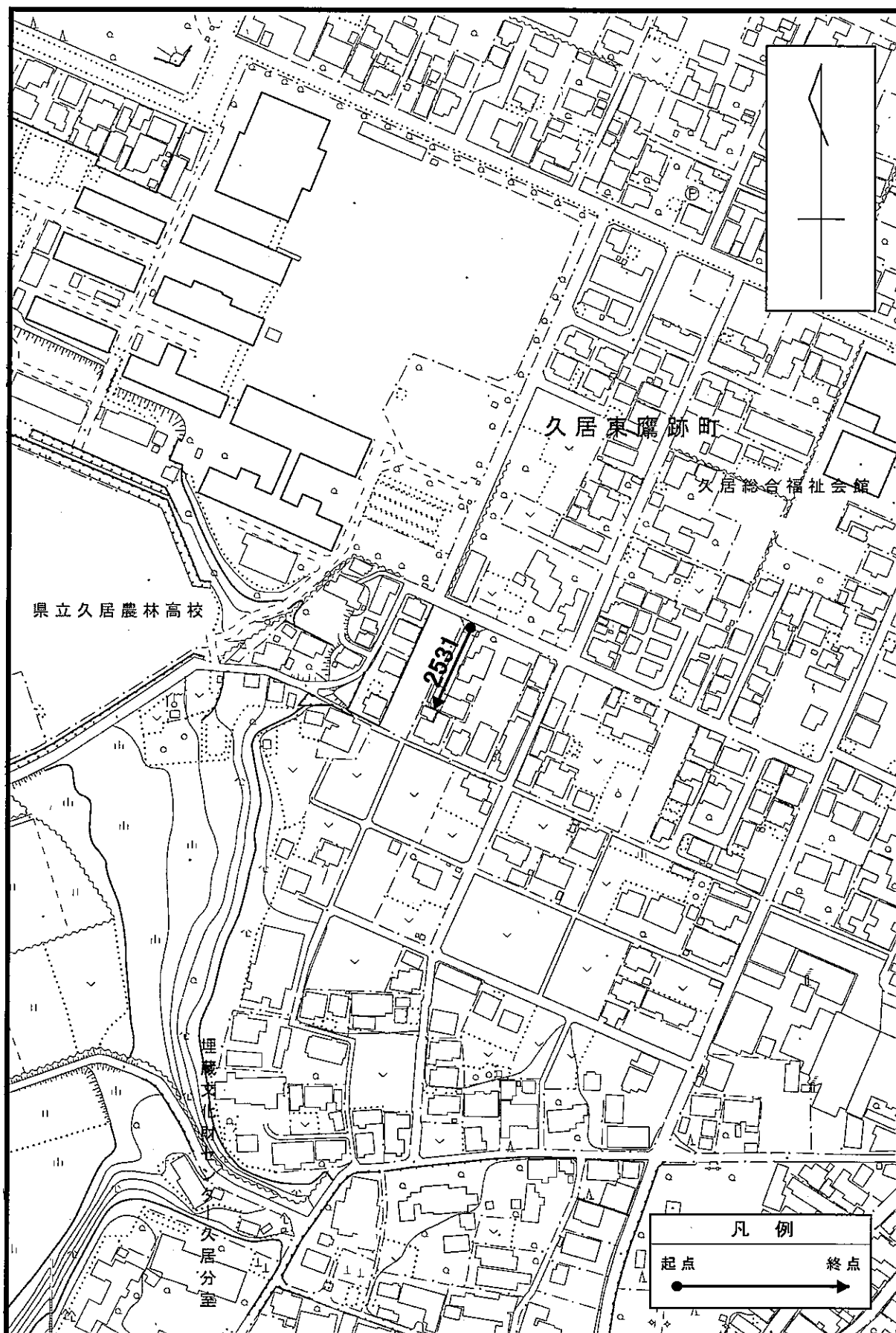
凡例

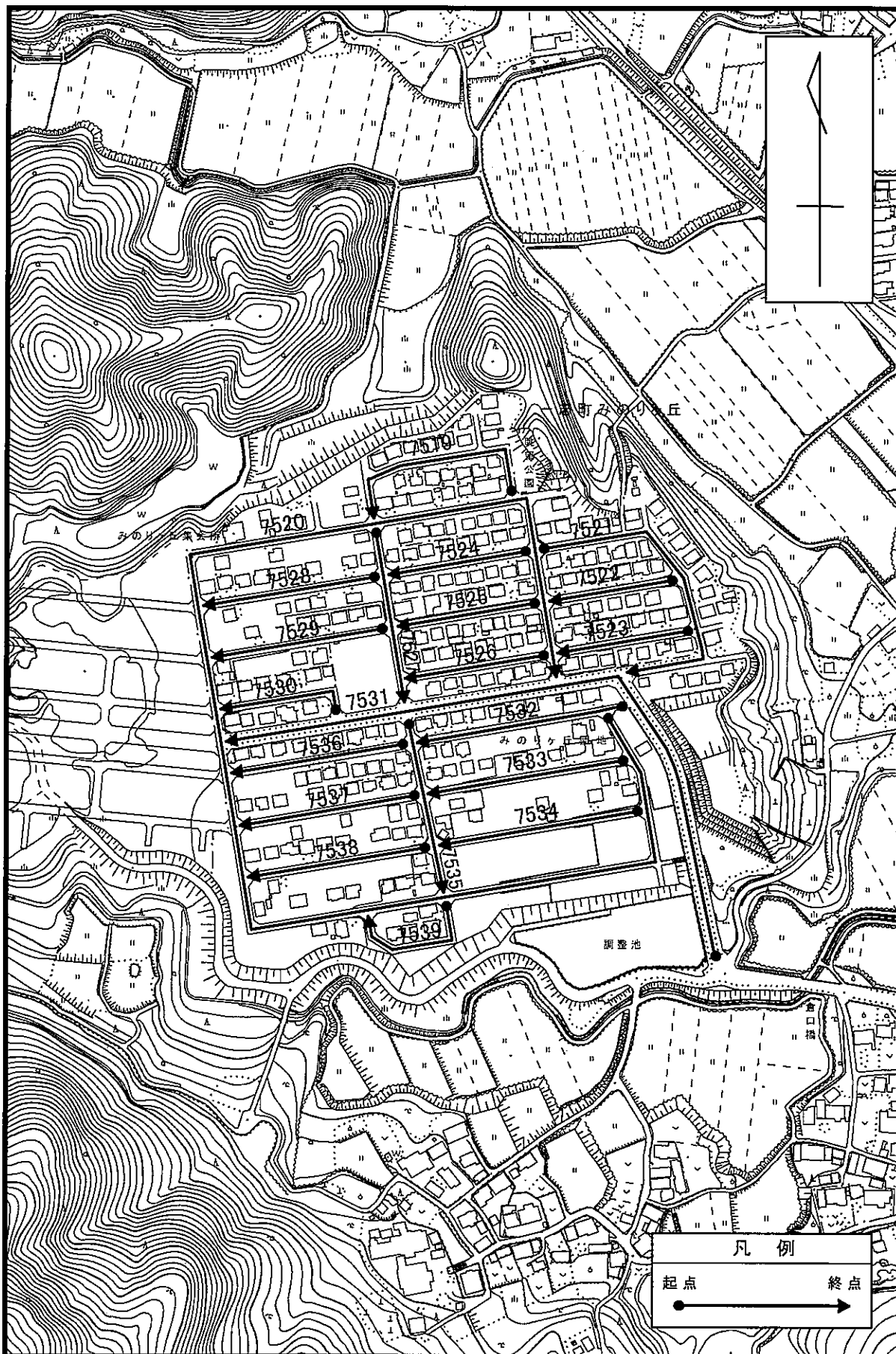
起点

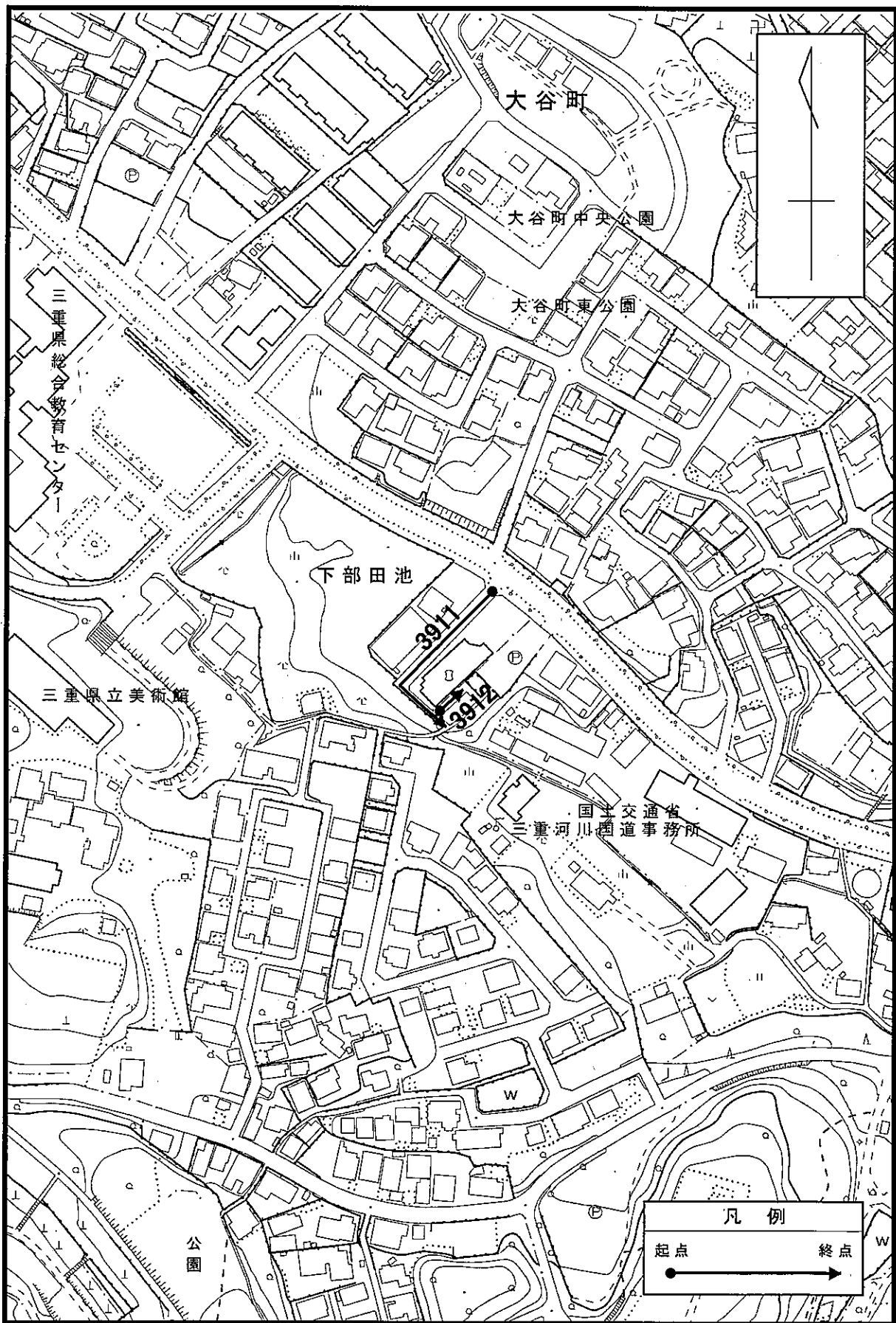
終点

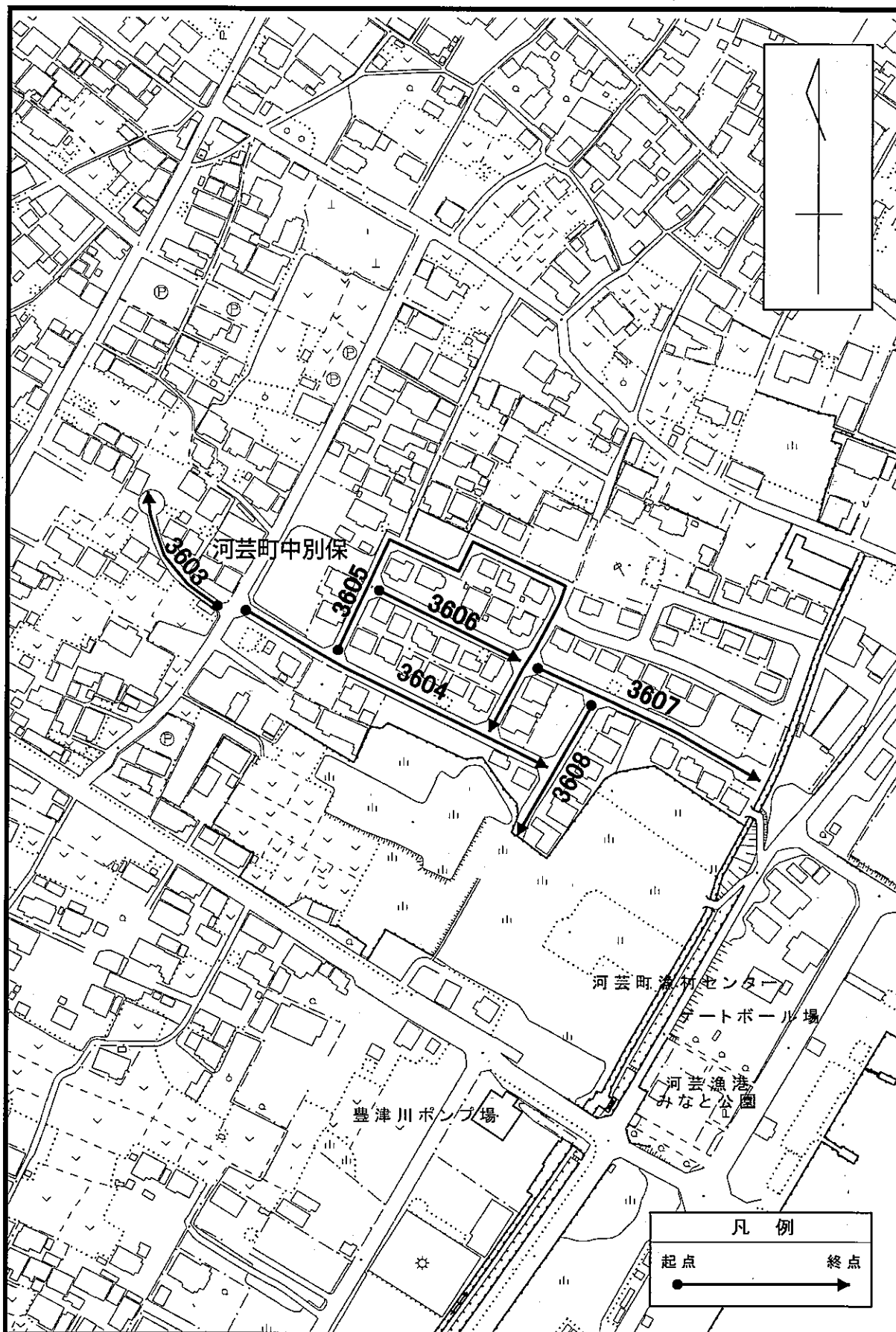


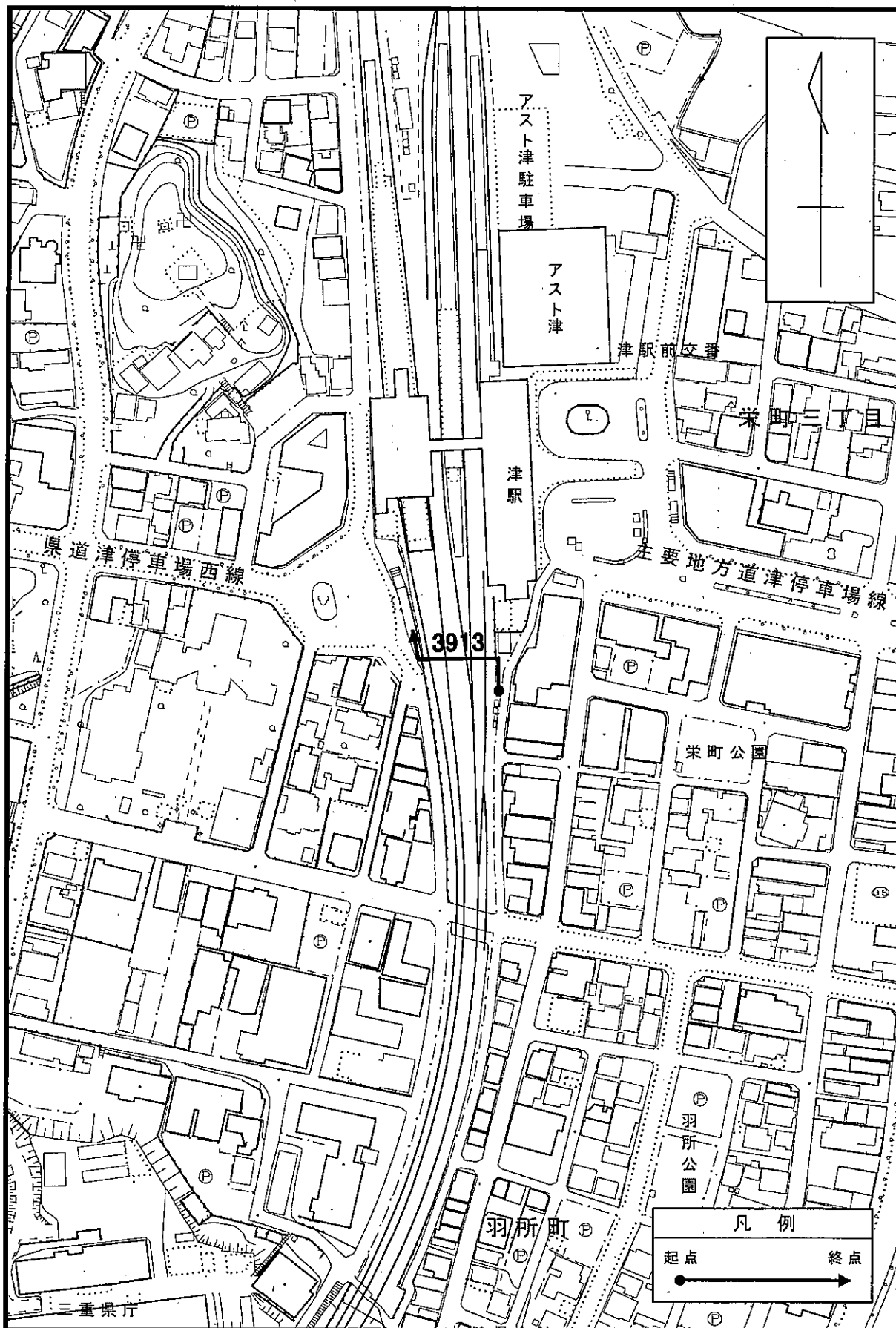


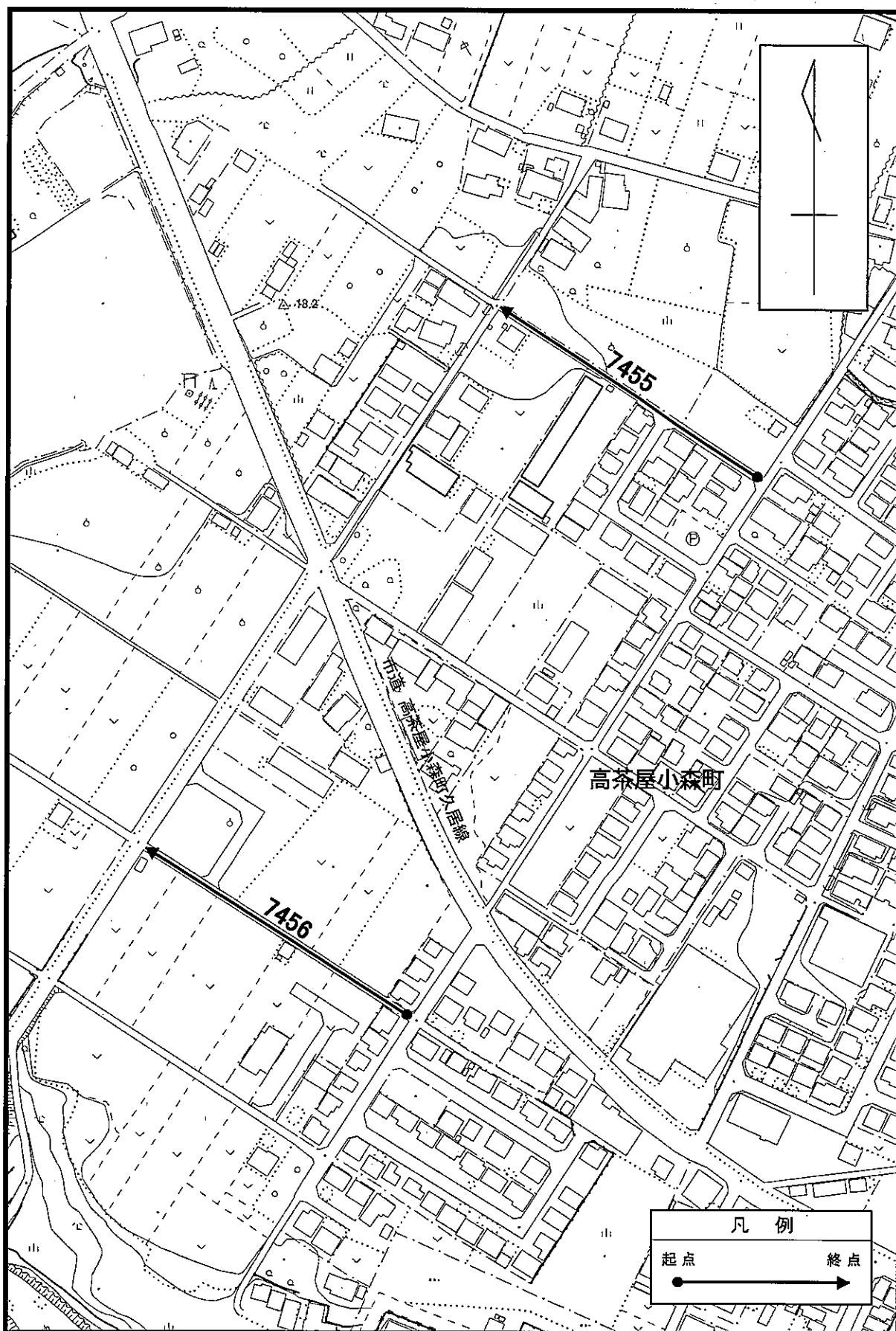


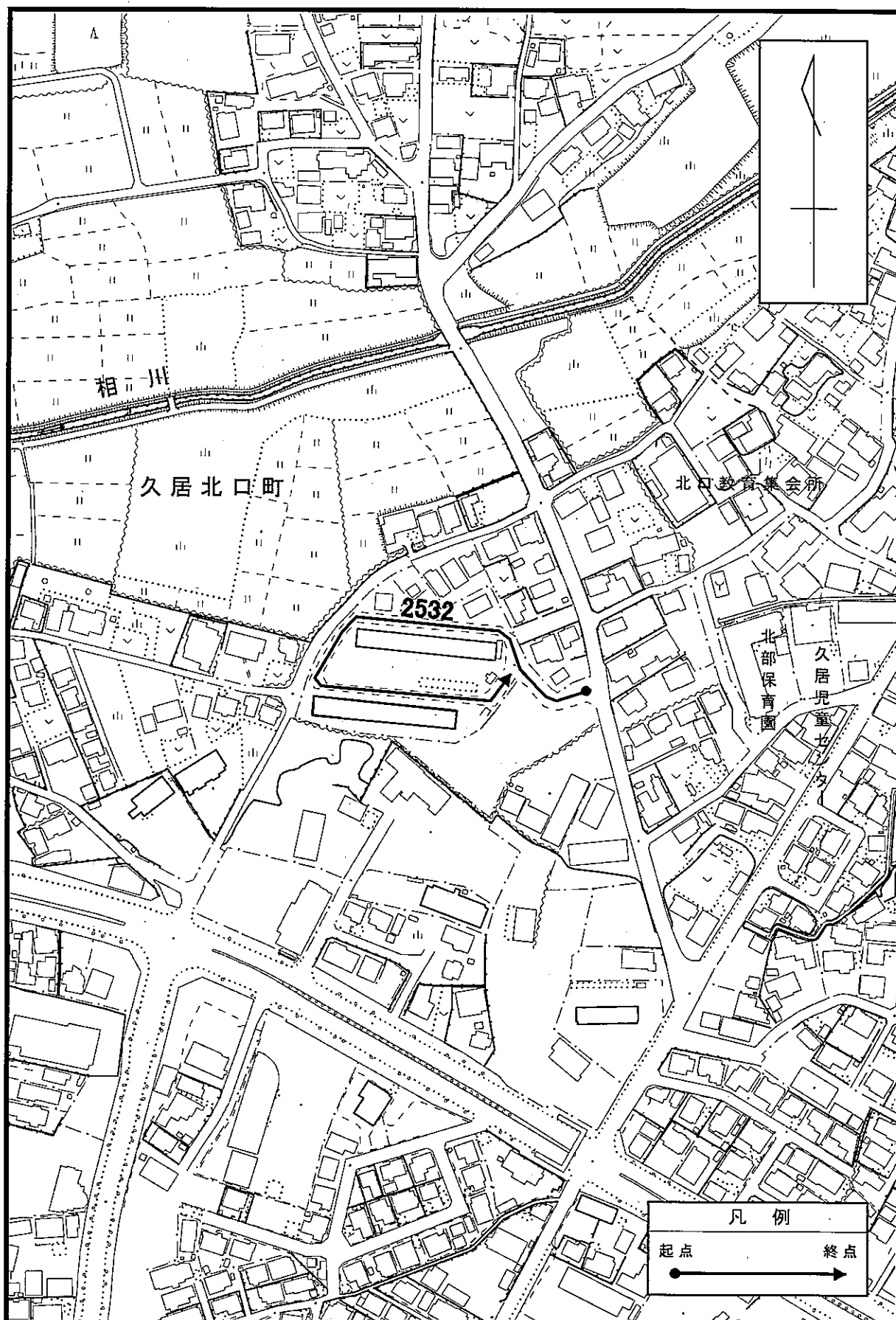


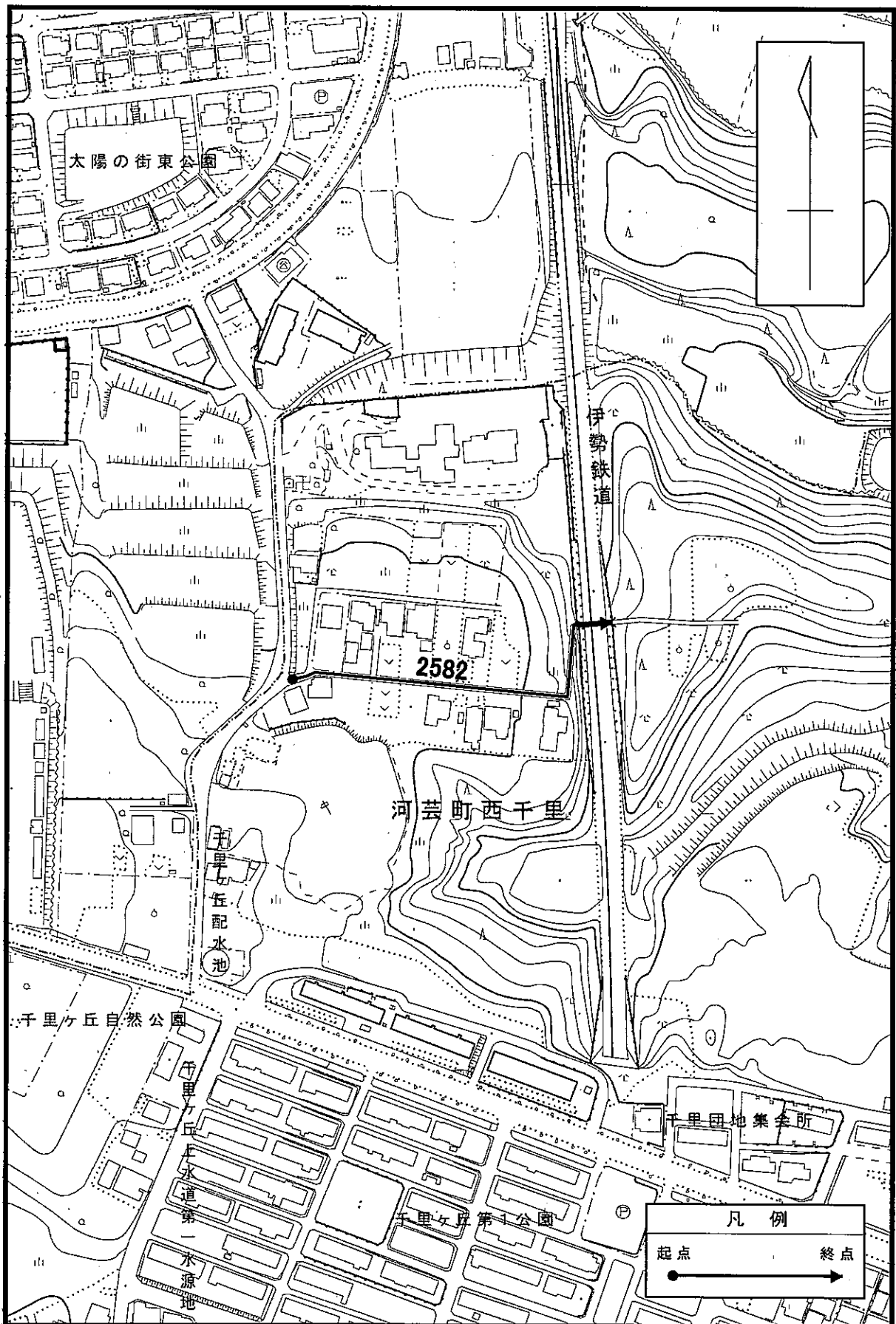


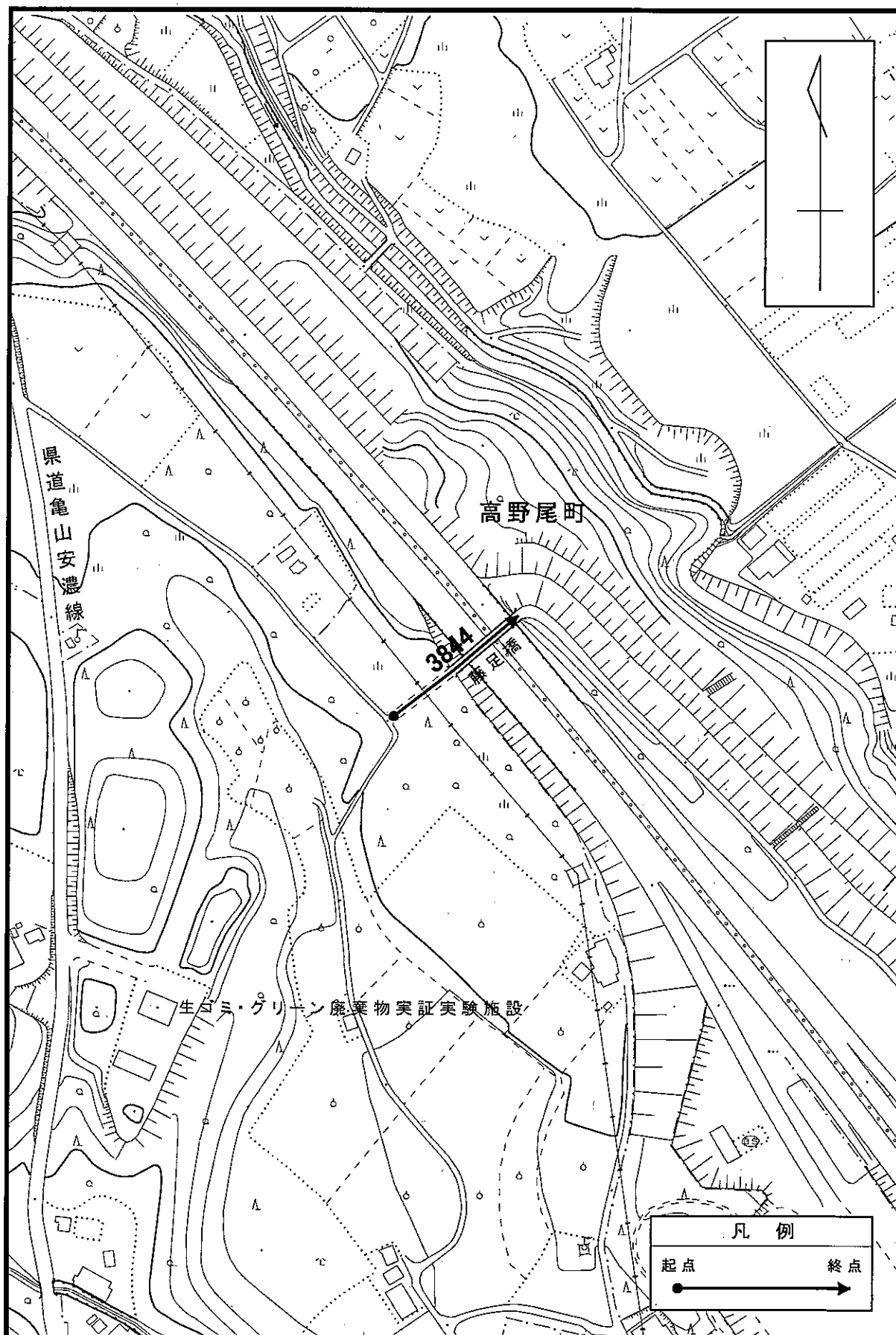


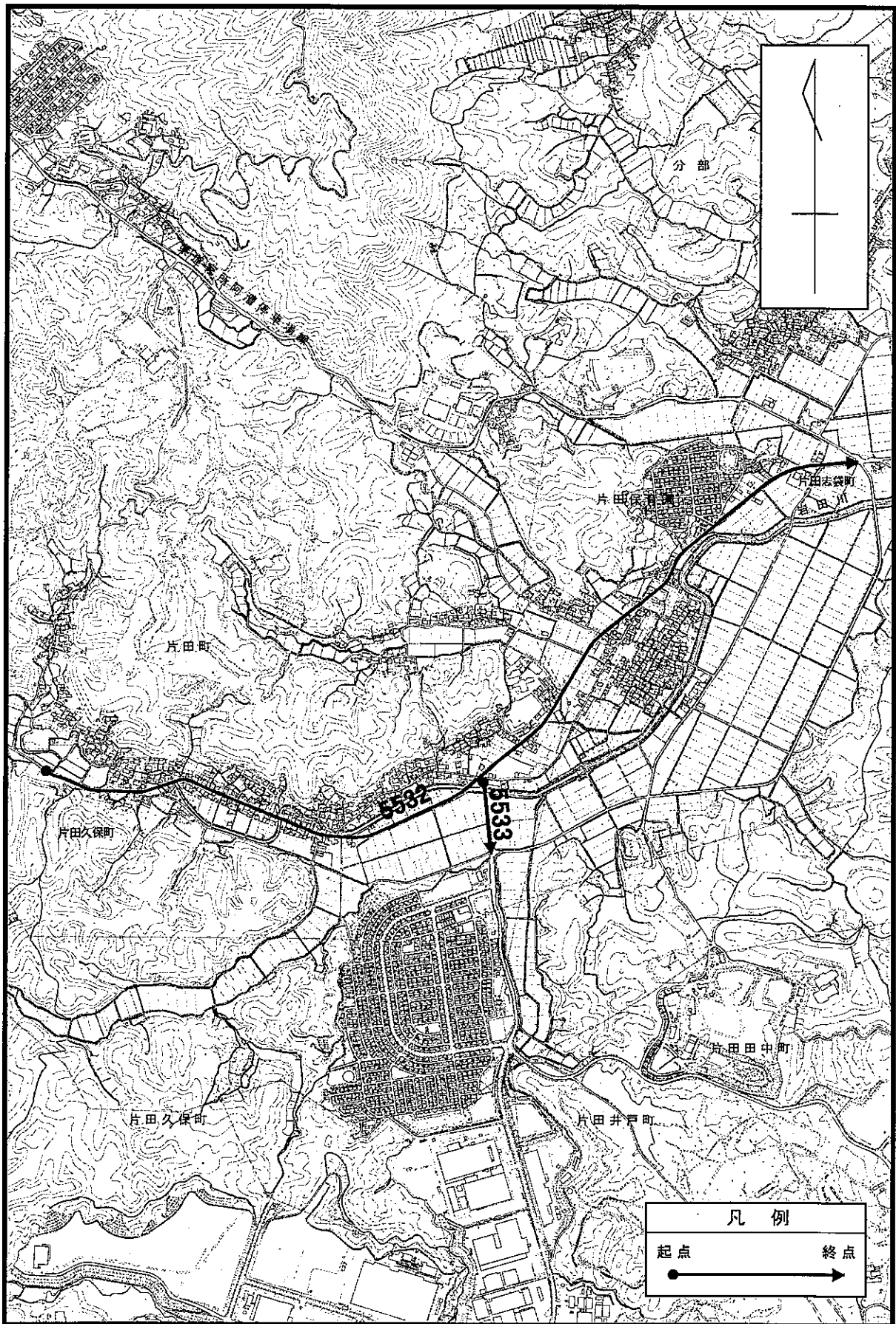


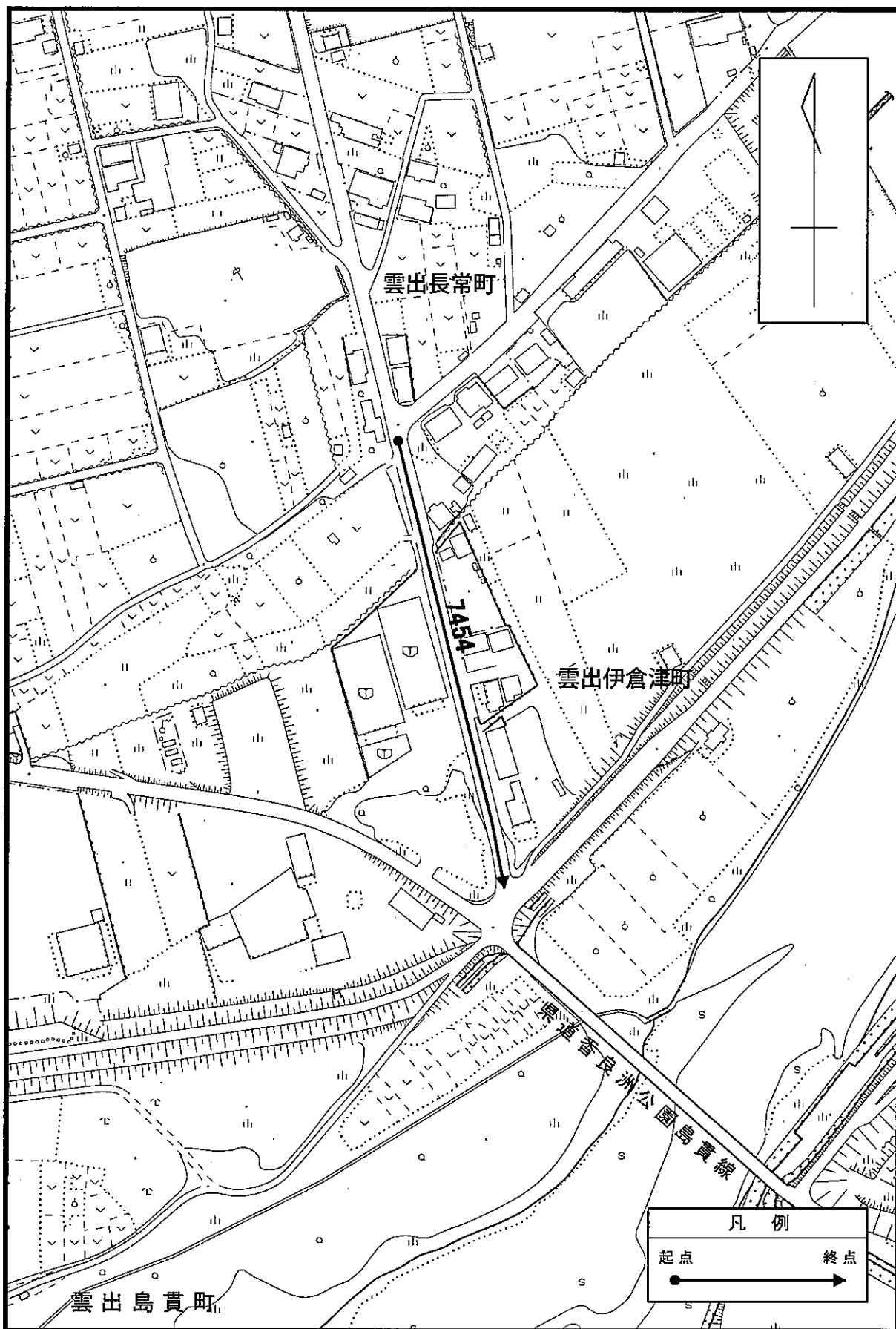












津市告示第 4 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

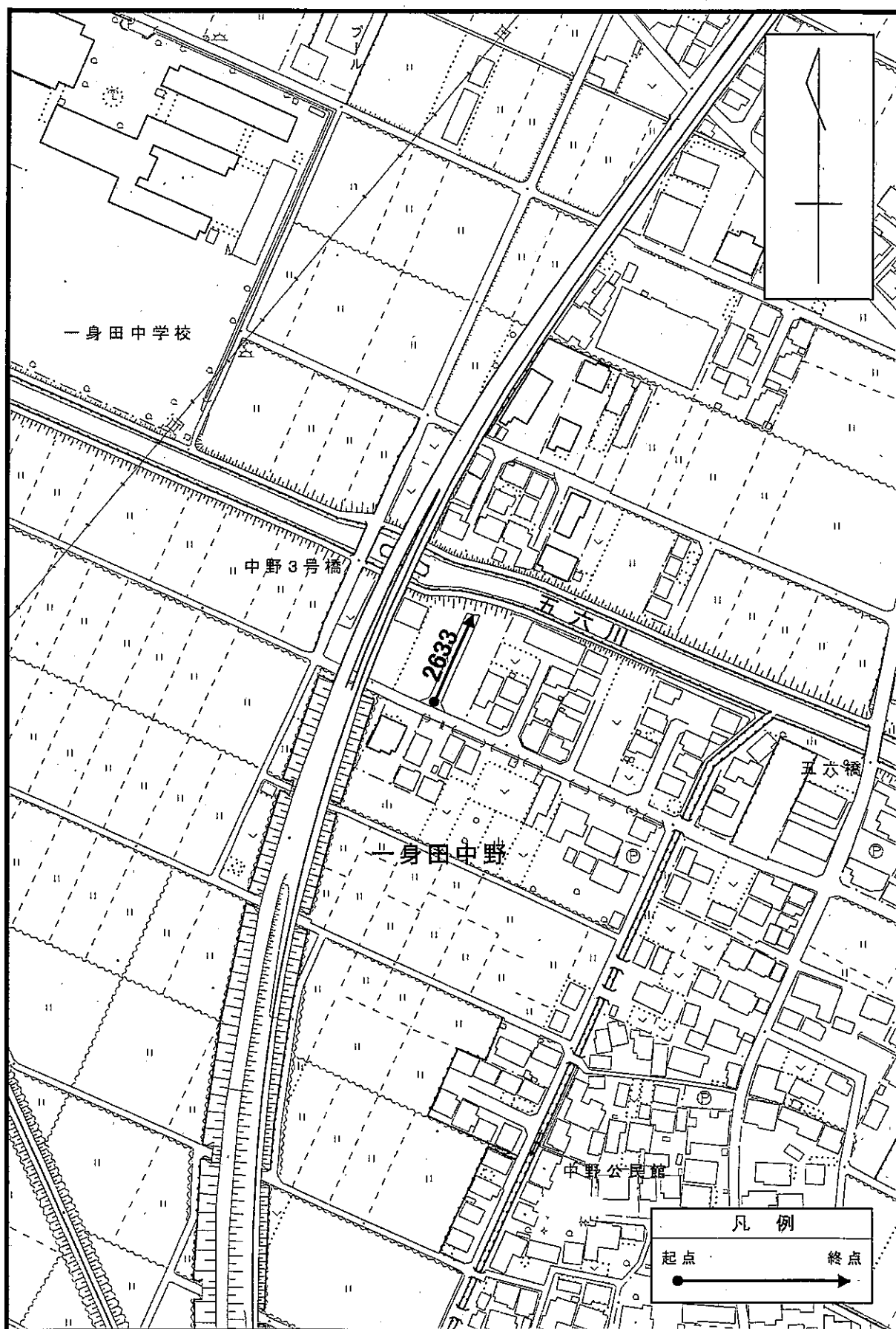
津市長 前 葉 泰 幸

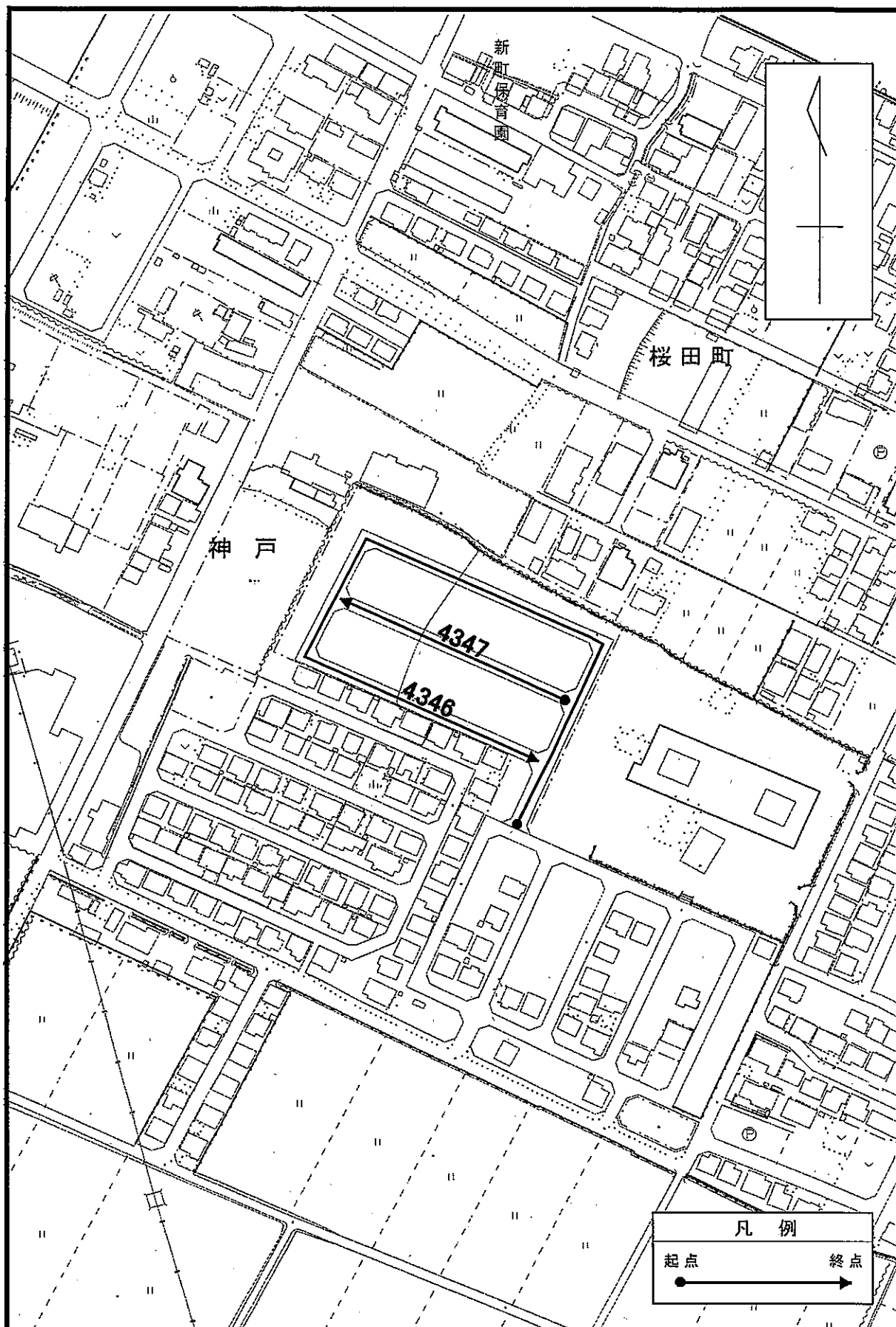
別紙のとおり

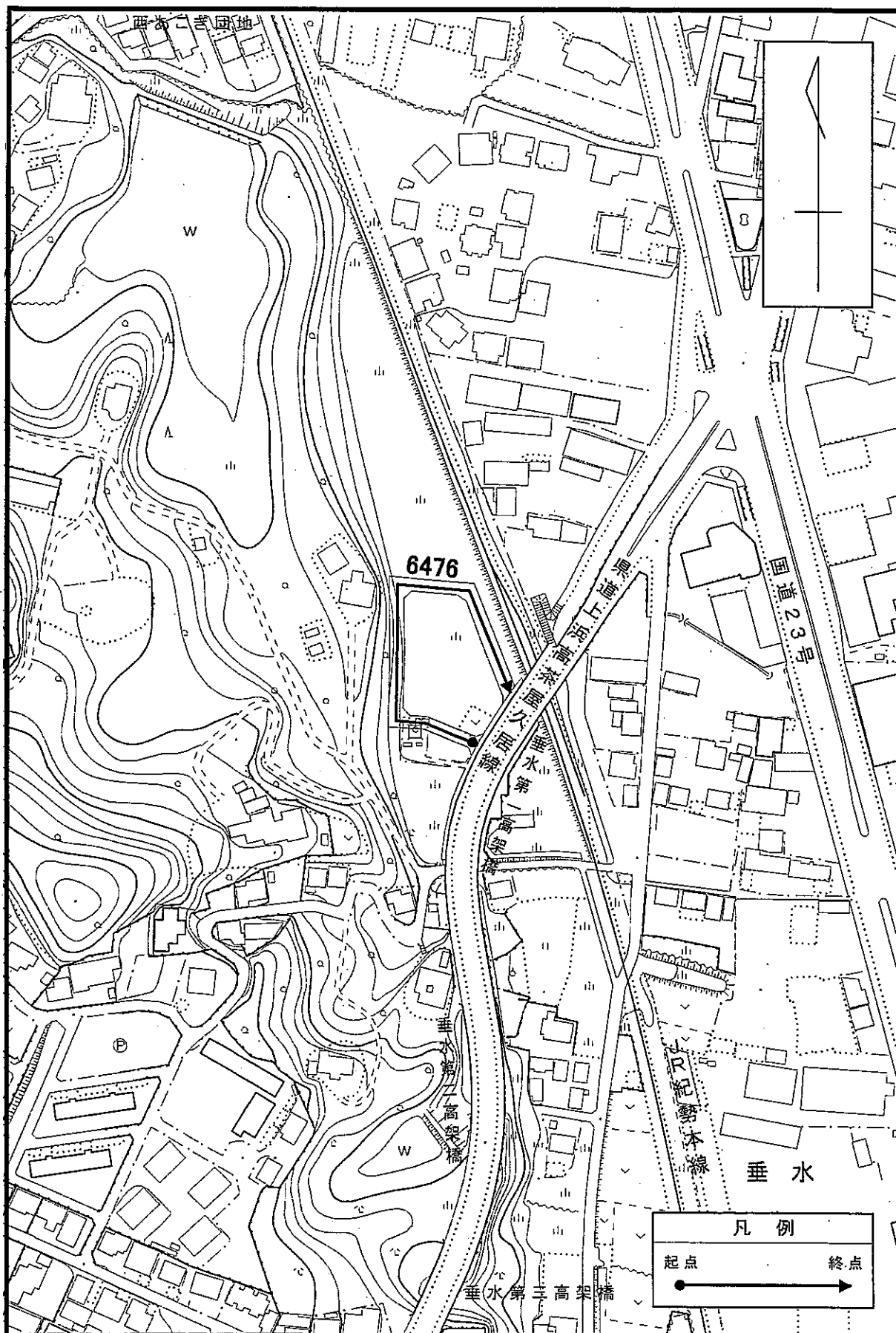
整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
2 6 3 3	一身田中野第 3 3 号線	津市一身田中野字一色 7 2 9 番 1 から 津市一身田中野字一色 7 2 9 番 6 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
4 3 4 6	神戸第 4 5 号線	津市神戸字文田 1 5 4 番 1 6 2 から 津市神戸字文田 1 5 4 番 1 5 8 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
4 3 4 7	神戸第 4 6 号線	津市神戸字文田 1 5 4 番 1 4 2 から 津市神戸字文田 1 5 4 番 1 5 0 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
6 4 7 6	垂水第 7 0 号線	津市垂水字丸山 2 9 5 番 4 から 津市垂水字丸山 3 0 8 番 6 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
2 5 3 0	西鷹跡 2 4 号線	津市久居西鷹跡町 4 9 4 番 2 5 から 津市久居西鷹跡町 4 9 4 番 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
2 5 3 1	東鷹跡 1 7 号線	津市久居東鷹跡町 1 4 2 番 5 から 津市久居東鷹跡町 1 4 2 番 7 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 1 9	みのりヶ丘 1 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 7 1 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 8 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 0	みのりヶ丘 2 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 9 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 8 0 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 1	みのりヶ丘 3 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 4 1 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 9 7 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 2	みのりヶ丘 4 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 6 0 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 6 6 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 3	みのりヶ丘 5 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 7 4 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 8 0 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 4	みのりヶ丘 6 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 0 1 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 0 9 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 5	みのりヶ丘 7 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 1 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 4 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日

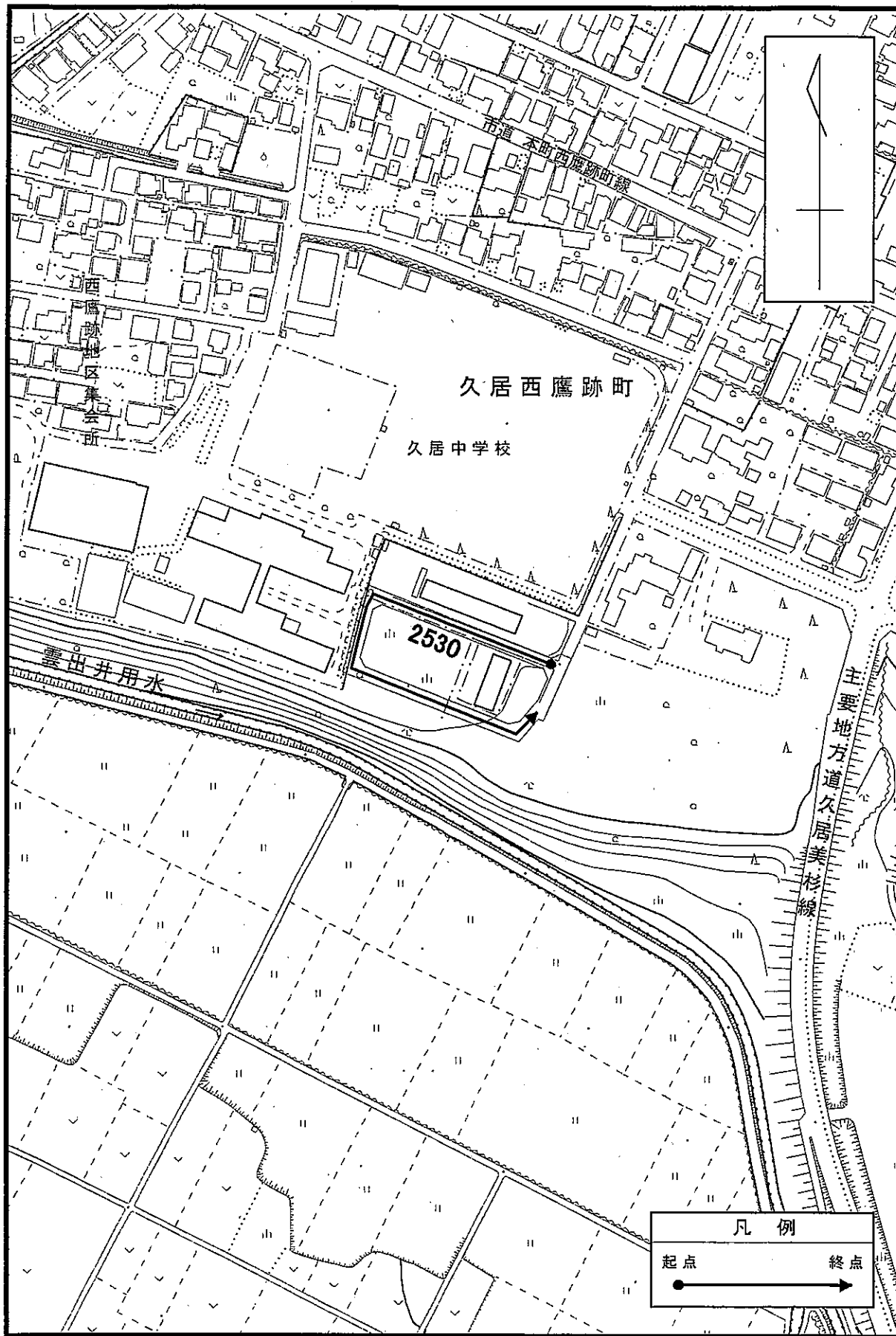
7 5 2 6	みのりヶ丘 8 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 3 6 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 4 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 7	みのりヶ丘 9 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 9 2 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 4 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 8	みのりヶ丘 1 0 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 3 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 2 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 2 9	みのりヶ丘 1 1 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 0 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 5 8 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 0	みのりヶ丘 1 2 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 6 5 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 7 0 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 1	みのりヶ丘 1 3 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 2 4 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 7 9 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 2	みのりヶ丘 1 4 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 9 8 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 6 5 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 3	みのりヶ丘 1 5 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 7 7 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 5 2 2 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 4	みのりヶ丘 1 6 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 7 0 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 1 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 5	みのりヶ丘 1 7 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 2 5 4 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 2 5 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 6	みのりヶ丘 1 8 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 8 0 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 9 1 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 7	みのりヶ丘 1 9 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 0 2 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 8 0 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 8	みのりヶ丘 2 0 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 2 3 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 4 9 9 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 5 3 9	みのりヶ丘 2 1 号線	津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 3 3 7 から 津市一志町みのりヶ丘 1 1 5 番 1 4 9 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日

3 9 1 1	大谷町第 3 0 号線	津市大谷町 2 1 番 3 から 津市大谷町 2 1 番 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 9 1 2	大谷町第 3 1 号線	津市大谷町 2 1 番 9 から 津市大谷町 2 1 番 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 6 0 3	中別保 1 1 号線	津市河芸町中別保 2 4 3 4 番 3 から 津市河芸町中別保 2 4 3 4 番 1 0 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 6 0 4	中別保 1 2 号線	津市河芸町中別保 2 4 3 3 番 1 から 津市河芸町中別保 2 4 6 1 番 2 8 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 6 0 5	中別保 1 3 号線	津市河芸町中別保 2 4 2 0 番 1 から 津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 2 9 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 6 0 6	中別保 1 4 号線	津市河芸町中別保 2 4 0 6 番 1 9 から 津市河芸町中別保 2 4 0 6 番 2 4 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 6 0 7	中別保 1 5 号線	津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 5 から 津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 3 4 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 6 0 8	中別保 1 6 号線	津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 2 1 から 津市河芸町中別保 2 3 6 1 番 2 6 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
3 9 1 3	羽所町第 1 1 号線	津市羽所町字羽所 1 4 5 8 番 2 から 津市羽所町字羽所 1 4 5 8 番 1 5 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 4 5 5	高茶屋小森山第 4 1 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 3 番 3 2 から 津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 3 番 5 1 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 4 5 6	高茶屋小森山第 4 2 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 2 0 から 津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 3 6 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
2 5 3 2	北口 3 6 号線	津市久居北口町 2 3 番 1 から 津市久居北口町 2 3 番 6 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
2 5 8 2	西千里 1 2 号線	津市河芸町西千里 3 1 0 0 番 2 から 津市河芸町西千里 3 0 7 2 番 3 まで	平成 2 9 年 4 月 1 日
7 9 8	久保垣内 4 号線	津市芸濃町楠原字久保垣内 448 番 2 地先から 津市芸濃町楠原字久保垣内 531 番 1 地先まで	平成 2 9 年 4 月 1 日









久居西鷹跡町

久居中学校

2530

雲出井用水

主要地方道久居美杉線

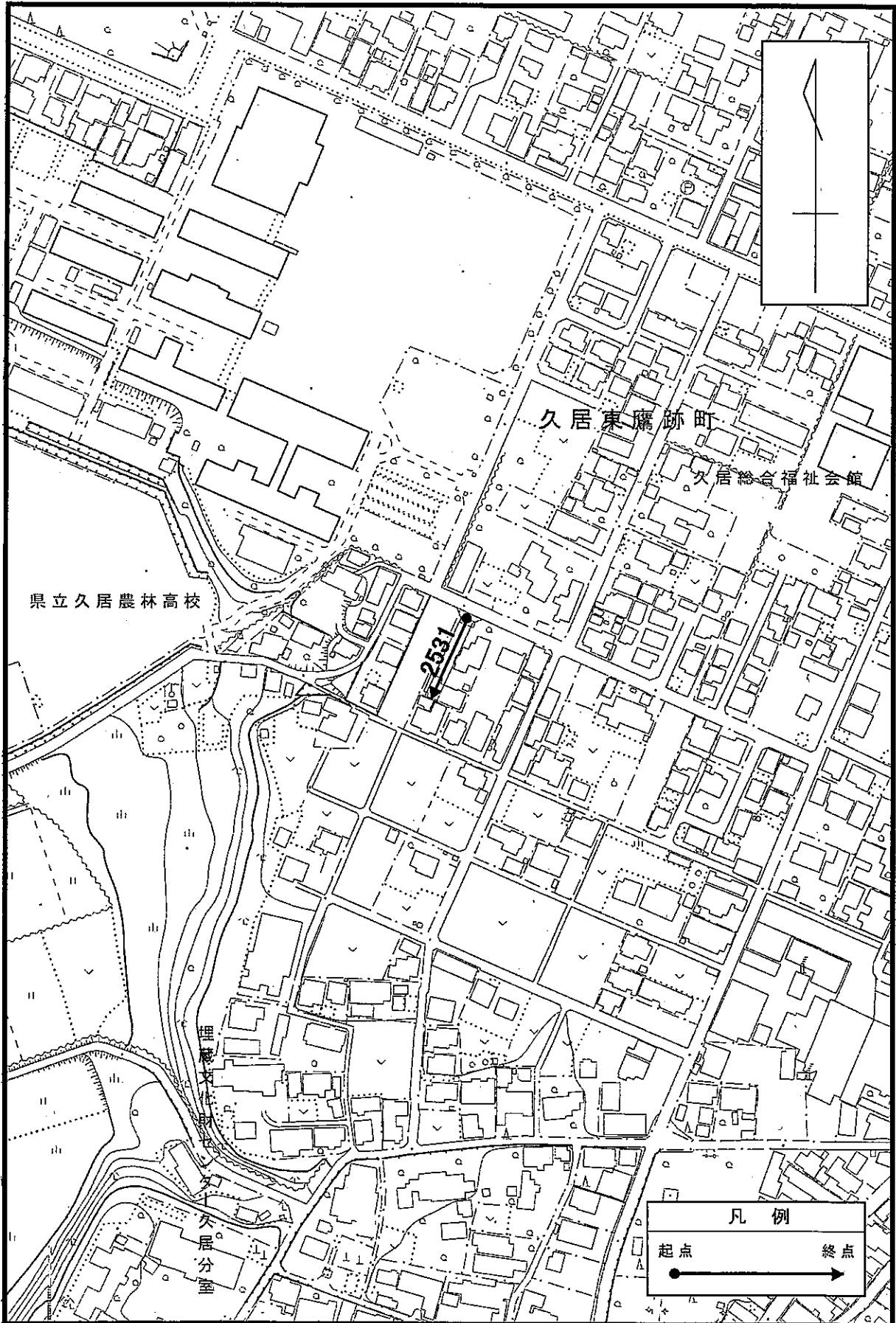
市道 本町西鷹跡町線

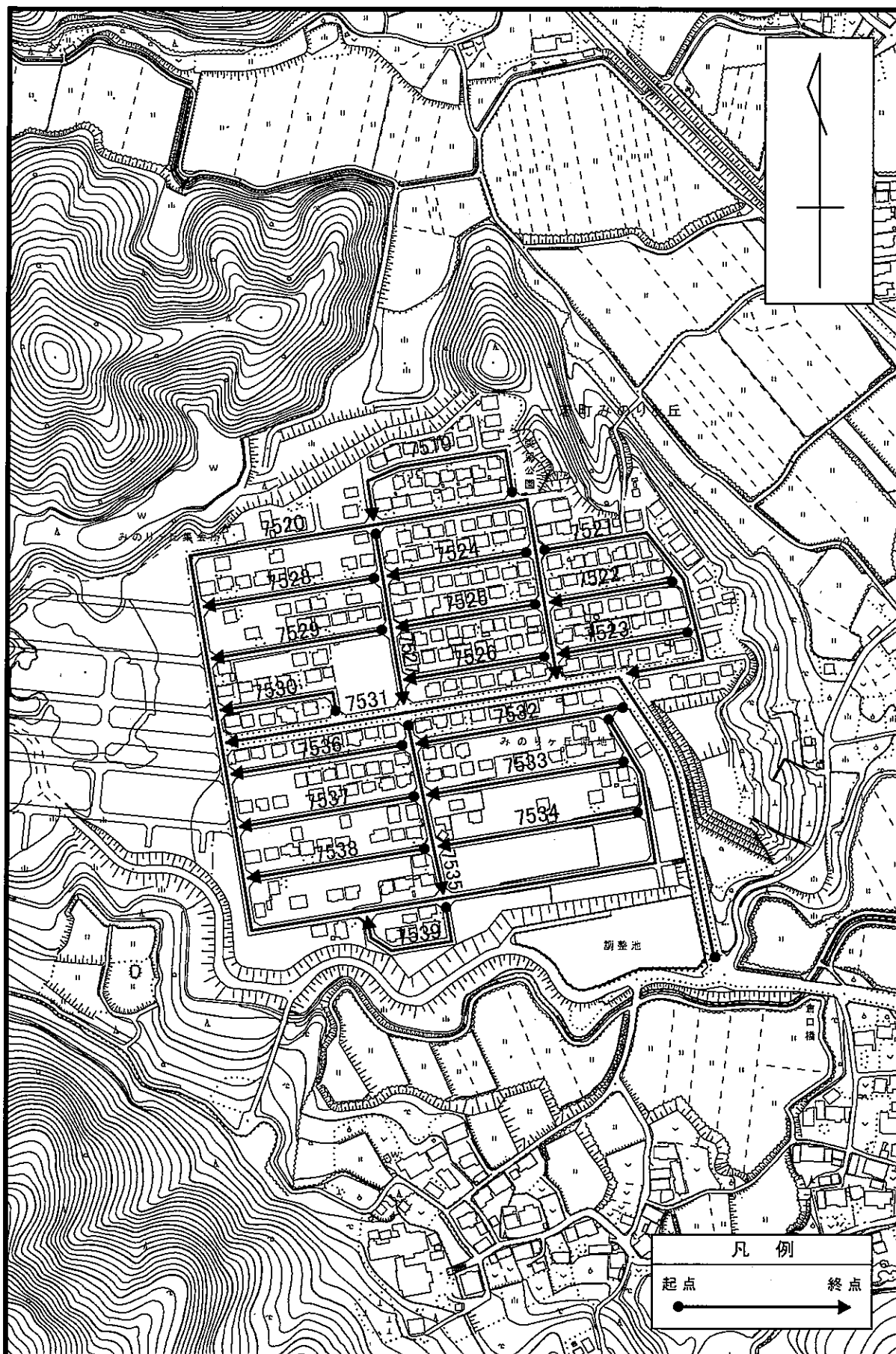
西鷹跡地区集会所

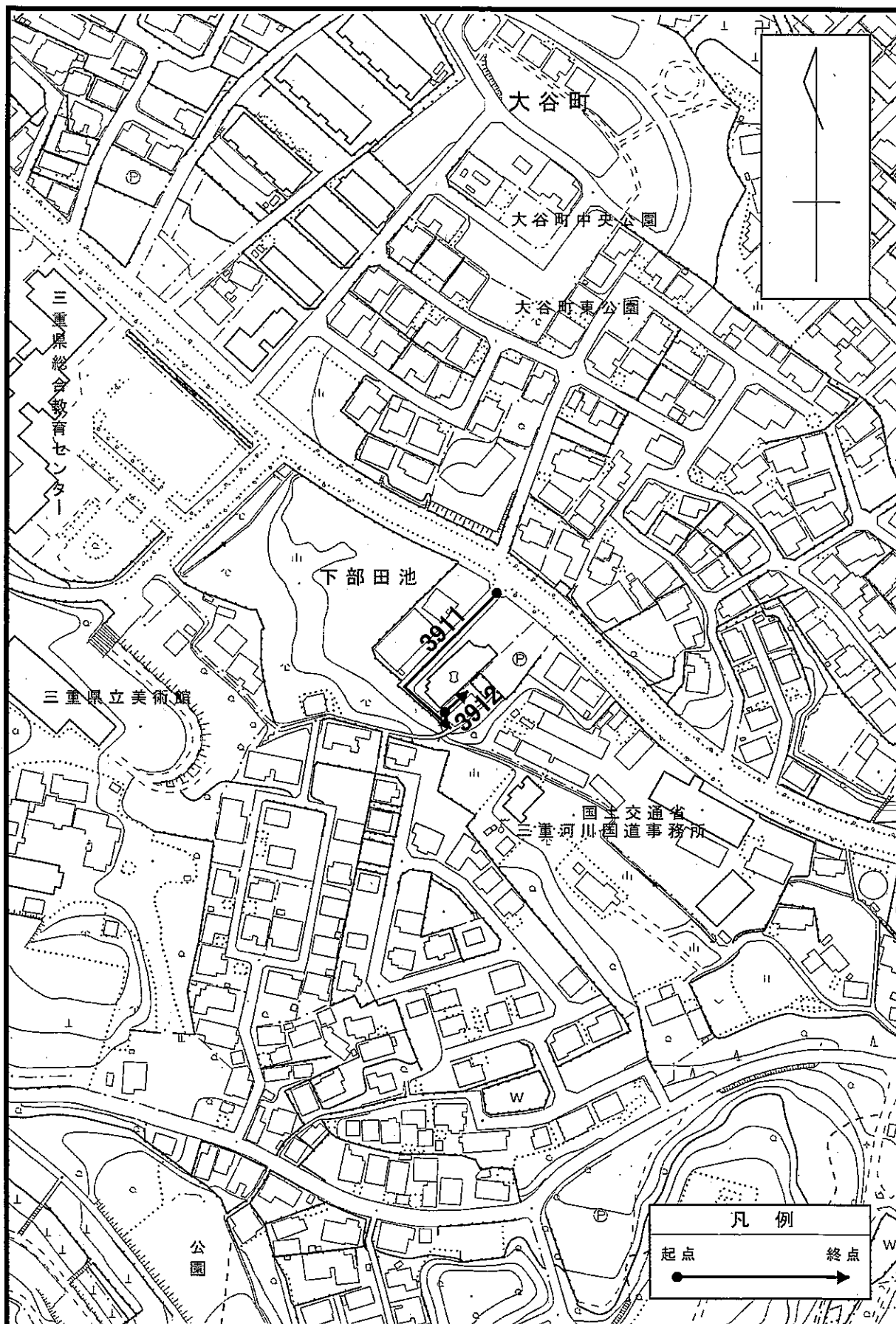
凡 例

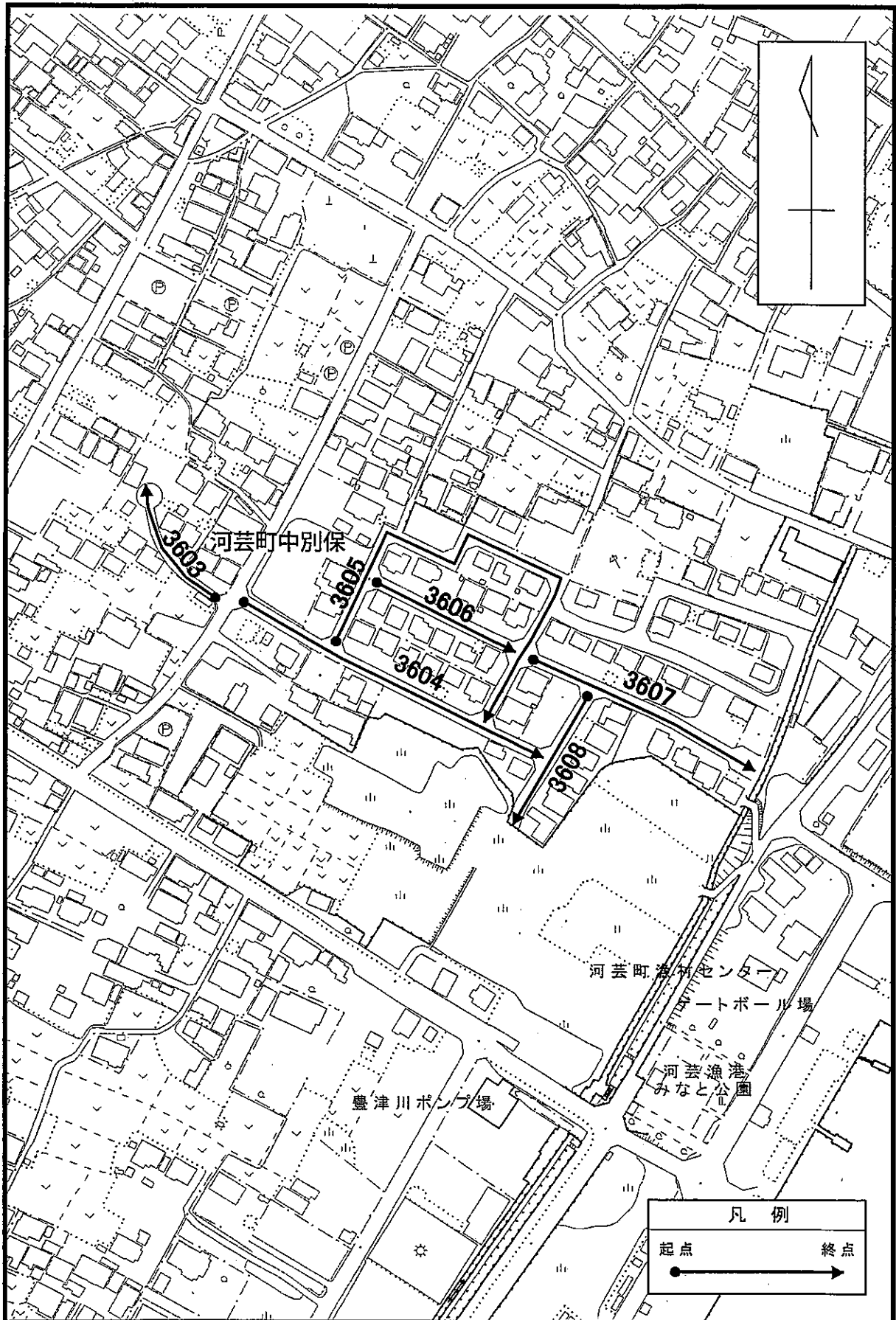
起点

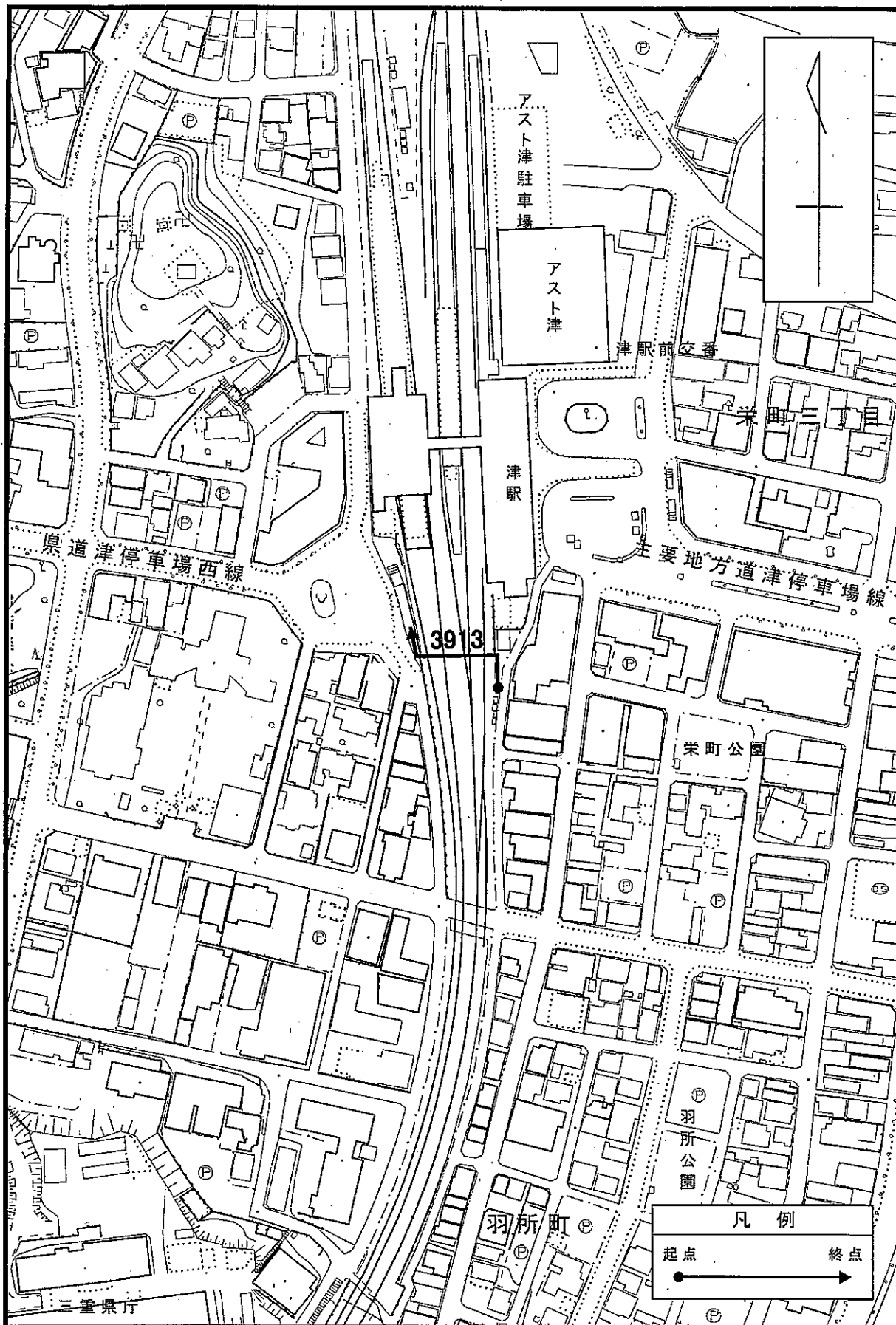
終点

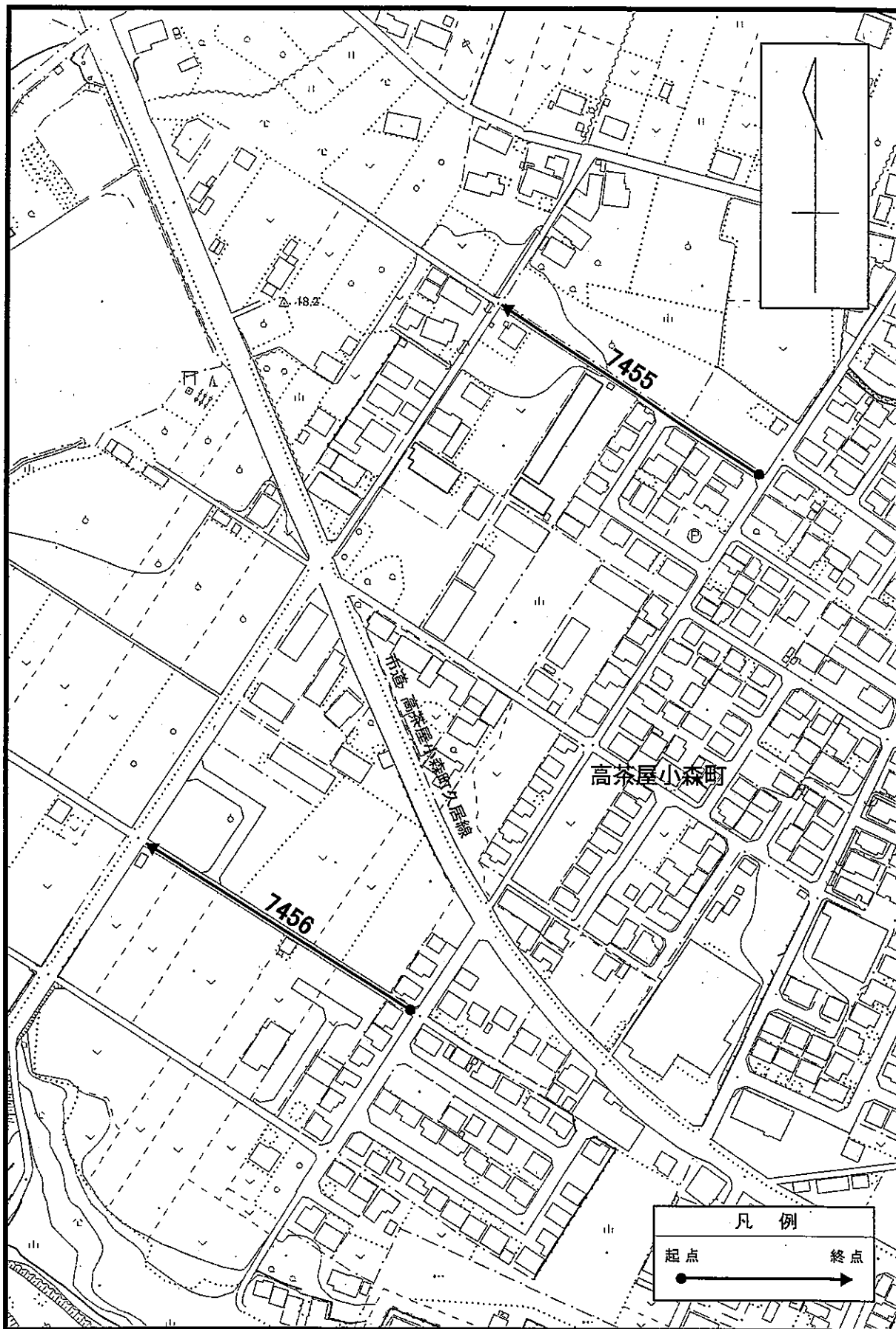


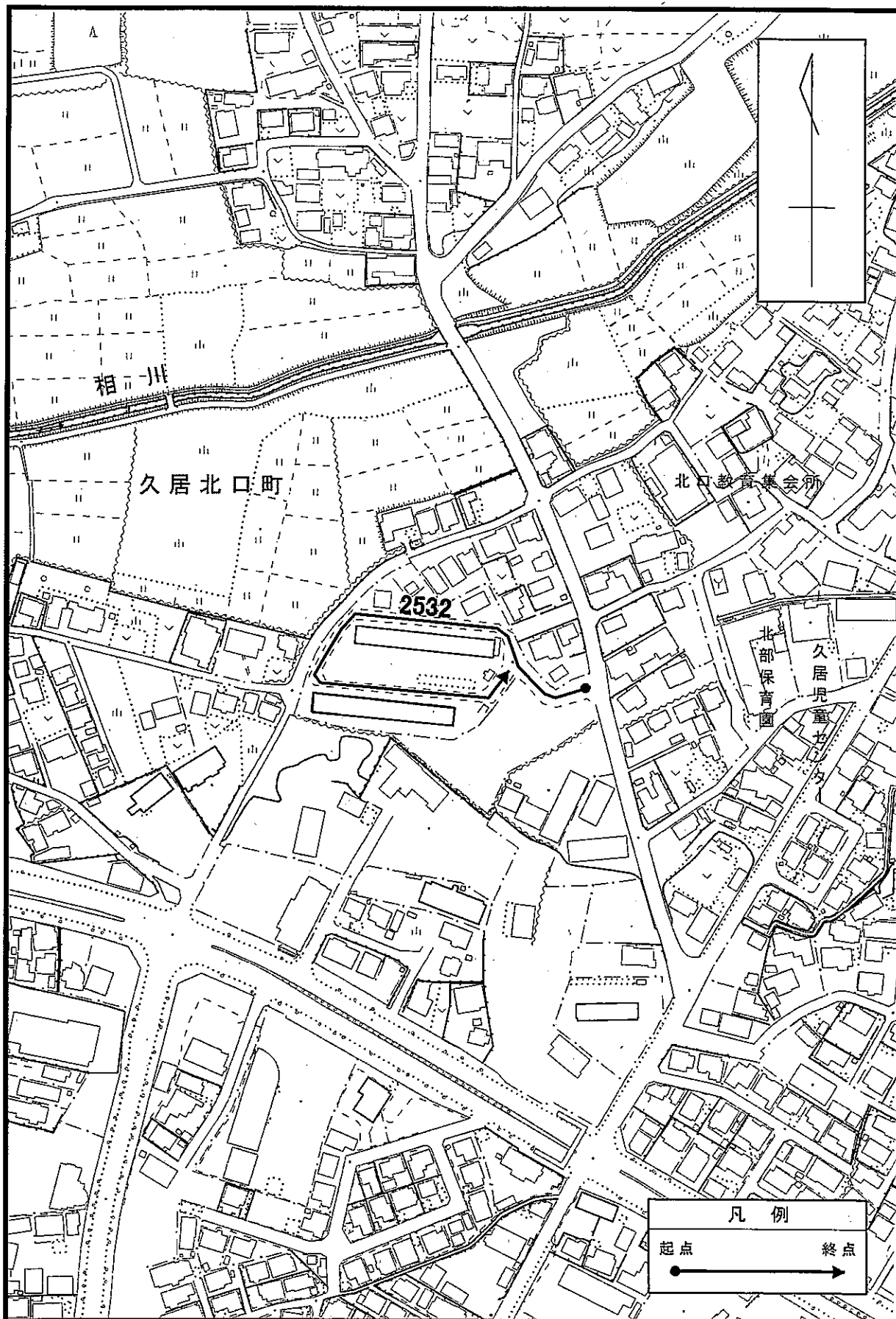


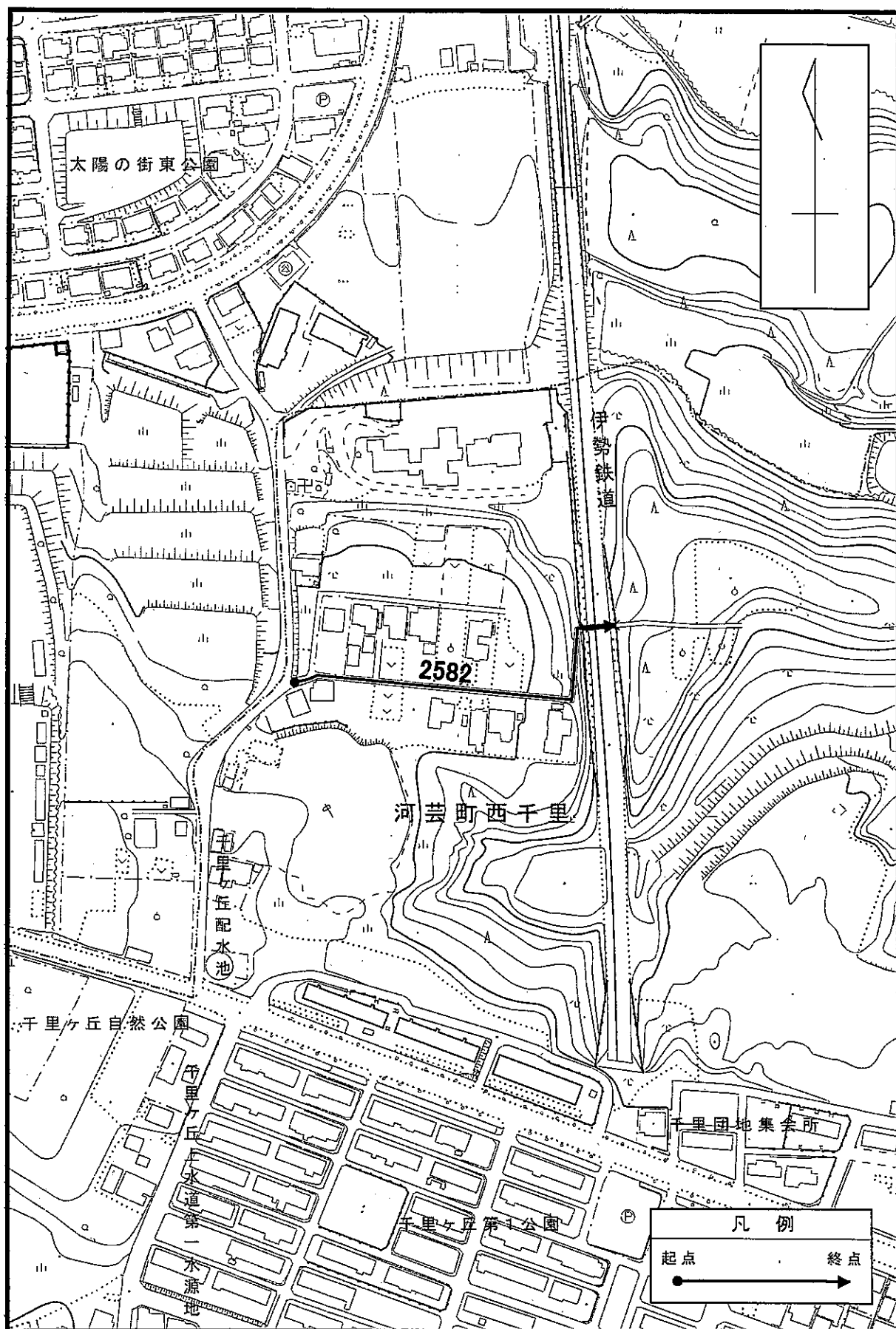




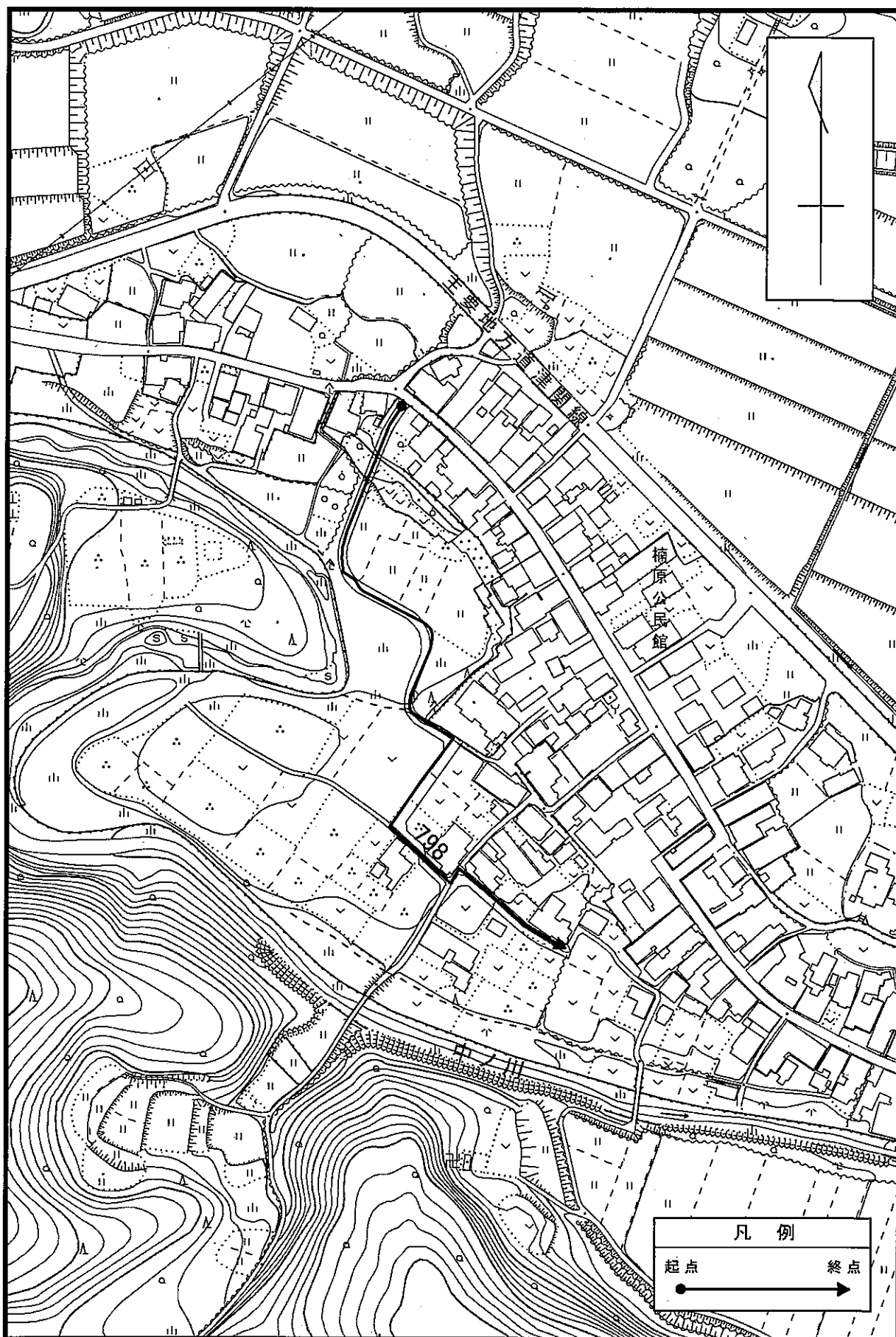








参 考



津市告示第 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 2 5 6 江戸橋上浜町線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市江戸橋一丁目 5 4 番 2 地先から 津市江戸橋一丁目 9 7 番地先まで	旧	10. 5 ～51. 0	46. 2
津市江戸橋一丁目 5 4 番 2 地先から 津市江戸橋一丁目 9 7 番地先まで	新	11. 0 ～16. 7	46. 2

2 路線名 5 0 9 7 神戸第 1 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市神戸字中垣内 1 5 1 2 番 1 地先から 津市神戸字中垣内 1 4 2 4 番 2 地先まで	新	4. 0 ～7. 3	114. 5

3 路線名 7 4 3 8 高茶屋小森南第 6 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 8 地先から 津市高茶屋小森町字焼野 9 8 2 番 5 地先まで	新	4. 2	22. 0

4 路線名 1 元町孝行井戸線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居藤ヶ丘町字藤谷 2 6 5 7 番 2 地先から 津市久居藤ヶ丘町字藤谷 2 6 5 7 番 1 2 地先まで	旧	7.7	57.2
津市久居藤ヶ丘町字藤谷 2 6 5 7 番 2 地先から 津市久居藤ヶ丘町字藤谷 2 6 5 7 番 1 2 地先まで	新	7.7 ～8.8	57.2

5 路線名 2 2 8 0 寺町・北口線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 9 番 1 地先から 津市久居北口町字洗ヶ瀬 9 0 1 番 2 地先まで	旧	7.4 ～9.6	22.5
津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 9 番 1 地先から 津市久居北口町字洗ヶ瀬 9 0 1 番 2 地先まで	新	7.4 ～30.9	22.5

6 路線名 1 3 6 8 持川 1 1 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市久居持川町字丸永 2 7 4 8 番 1 3 地先から 津市久居持川町字丸永 2 7 4 9 番 4 地先まで	新	1.8 ～2.7	10.5

7 路線名 6 7 西千里千里ヶ丘線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町千里ヶ丘 7 4 番地先から 津市河芸町千里ヶ丘 7 4 番地先まで	旧	23.3	58.9
津市河芸町千里ヶ丘 7 4 番地先から 津市河芸町千里ヶ丘 7 4 番地先まで	新	11.0 ～16.7	58.9

8 路線名 5 0 0 2 千里ヶ丘 2 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町千里ヶ丘14番2地先から 津市河芸町千里ヶ丘15番2地先まで	旧	28.8	106.0
津市河芸町千里ヶ丘14番2地先から 津市河芸町千里ヶ丘15番2地先まで	新	16.1 ～28.8	106.0

9 路線名 150 金清青木谷線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字青木谷3460番1地先から 津市芸濃町棕本字青木谷3460番2地先まで	新	3.0	42.5

10 路線名 418 側道池ノ谷能瀬線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町林字野瀬669番地先から 津市芸濃町林字野瀬733番6地まで	新	2.3 ～4.3	17.0

11 路線名 527 梅ヶ畑若山線

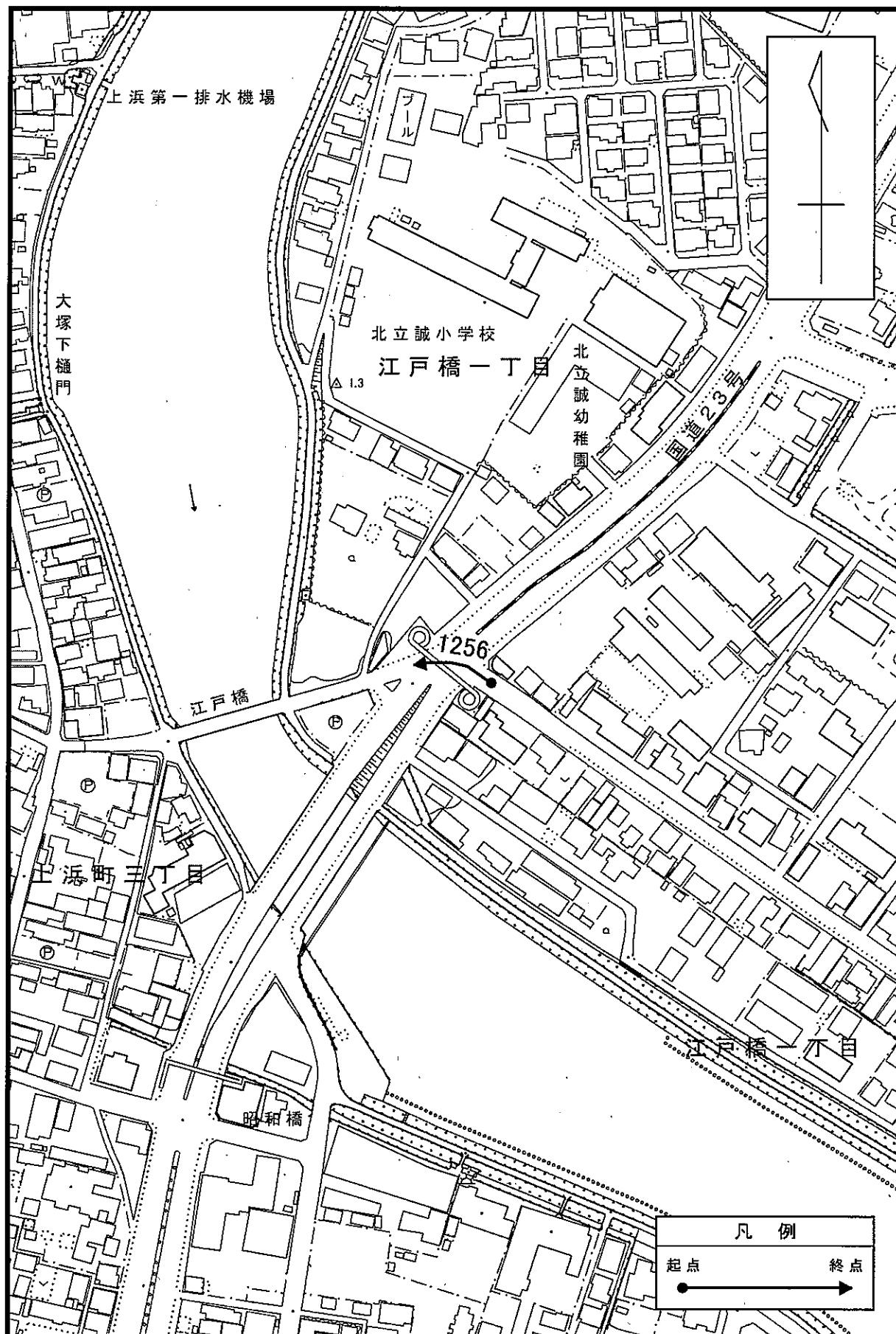
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町河内字若山3613番4地先から 津市芸濃町河内字若山3614番32地先まで	旧	4.5 ～10.4	172.9

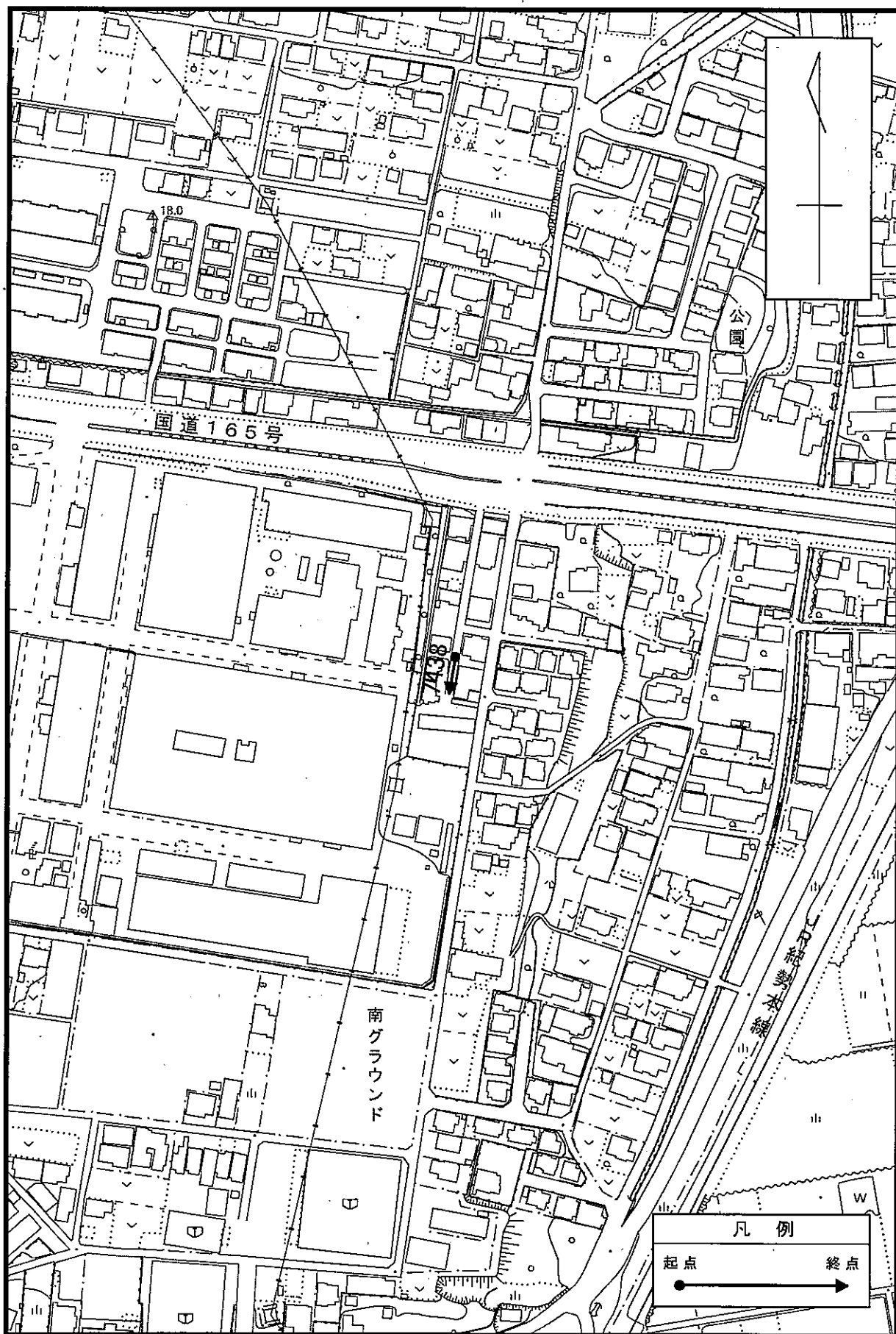
12 路線名 5020 井生320号線

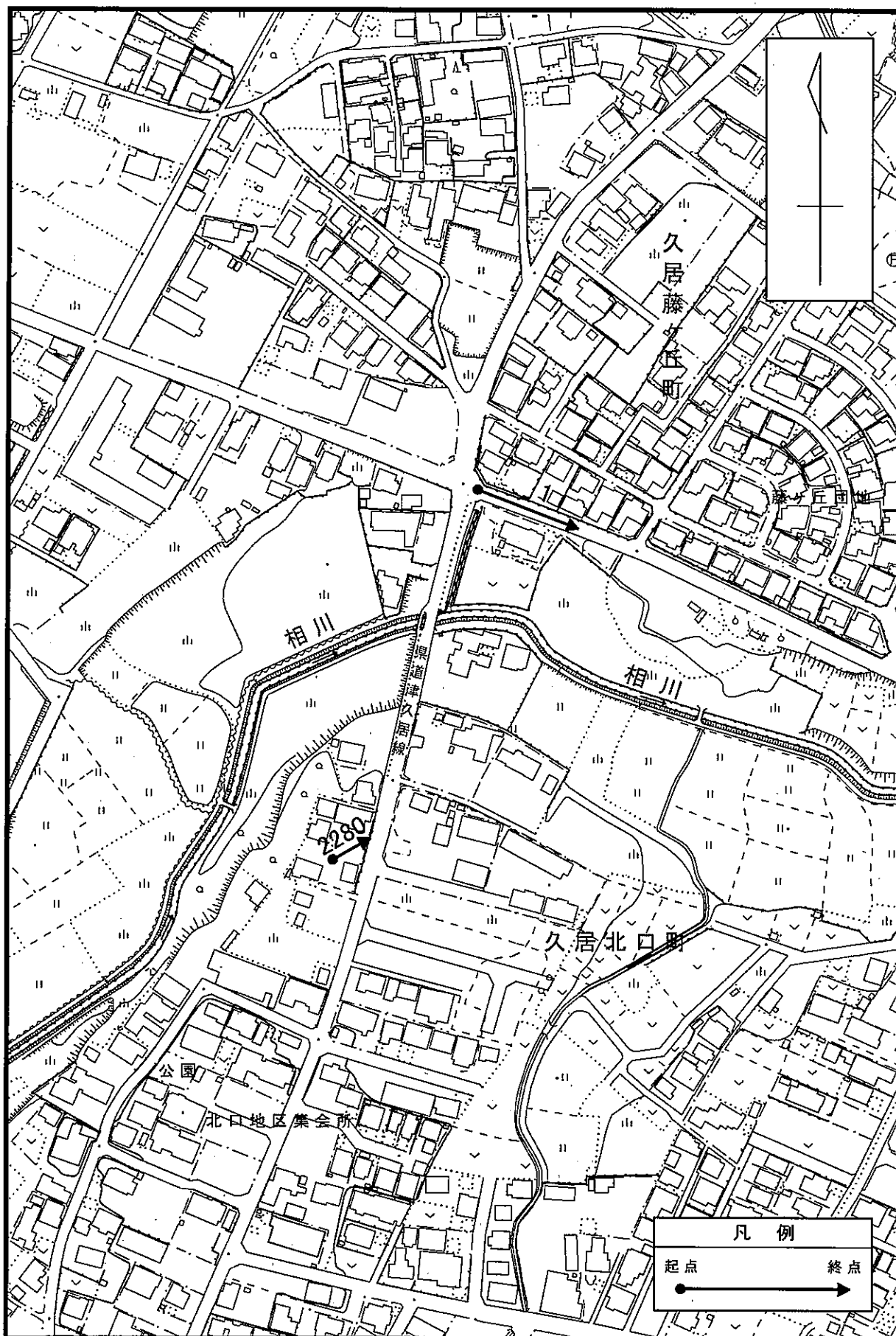
道路の区域

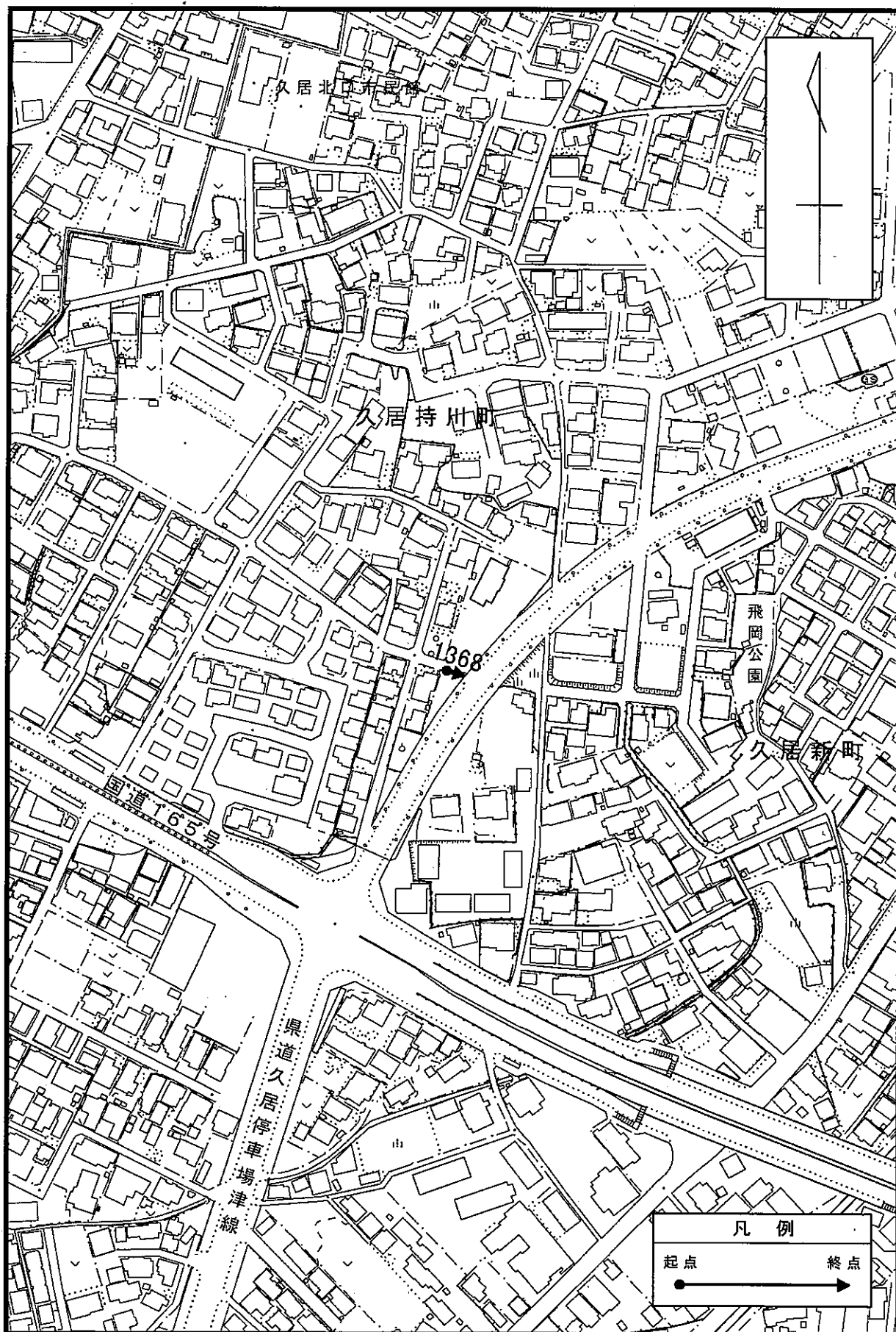
区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一志町井生字山脇1097番1地先から 津市一志町井生字山脇1084番1地先まで	旧	1.9	92.8
津市一志町井生字山脇1097番1地先から 津市一志町井生字山脇1084番1地先まで	新	3.0 ～11.3	81.0

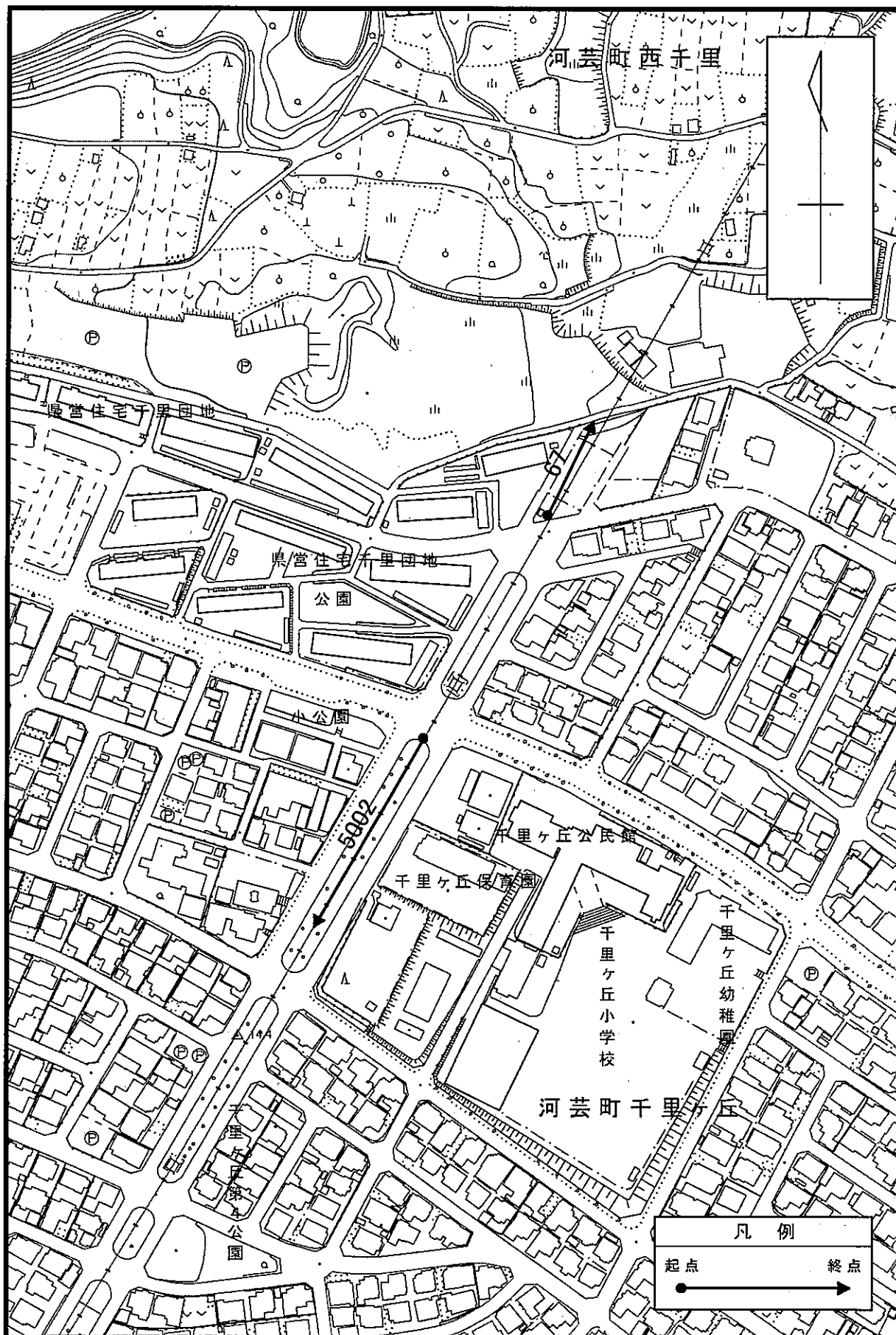


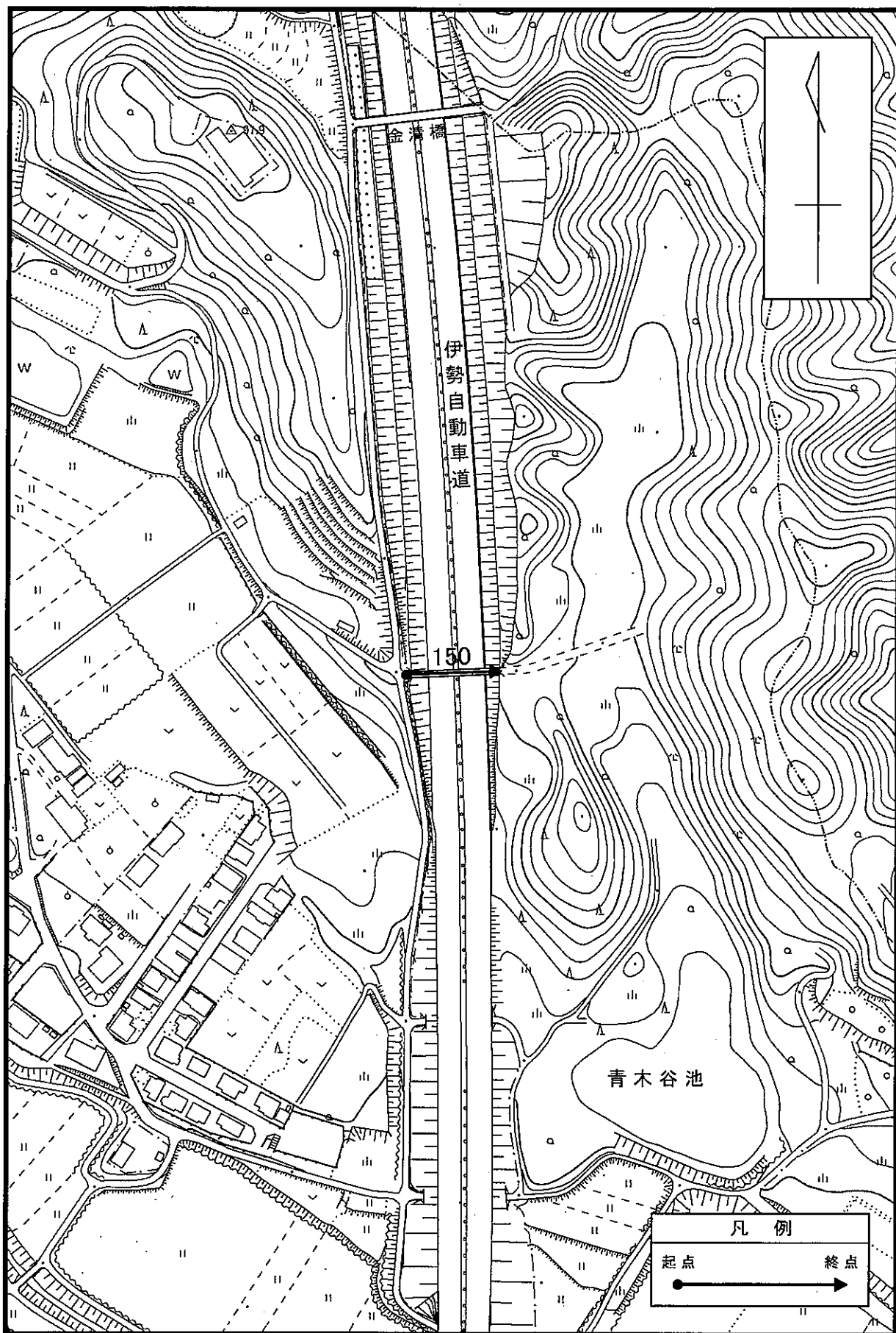


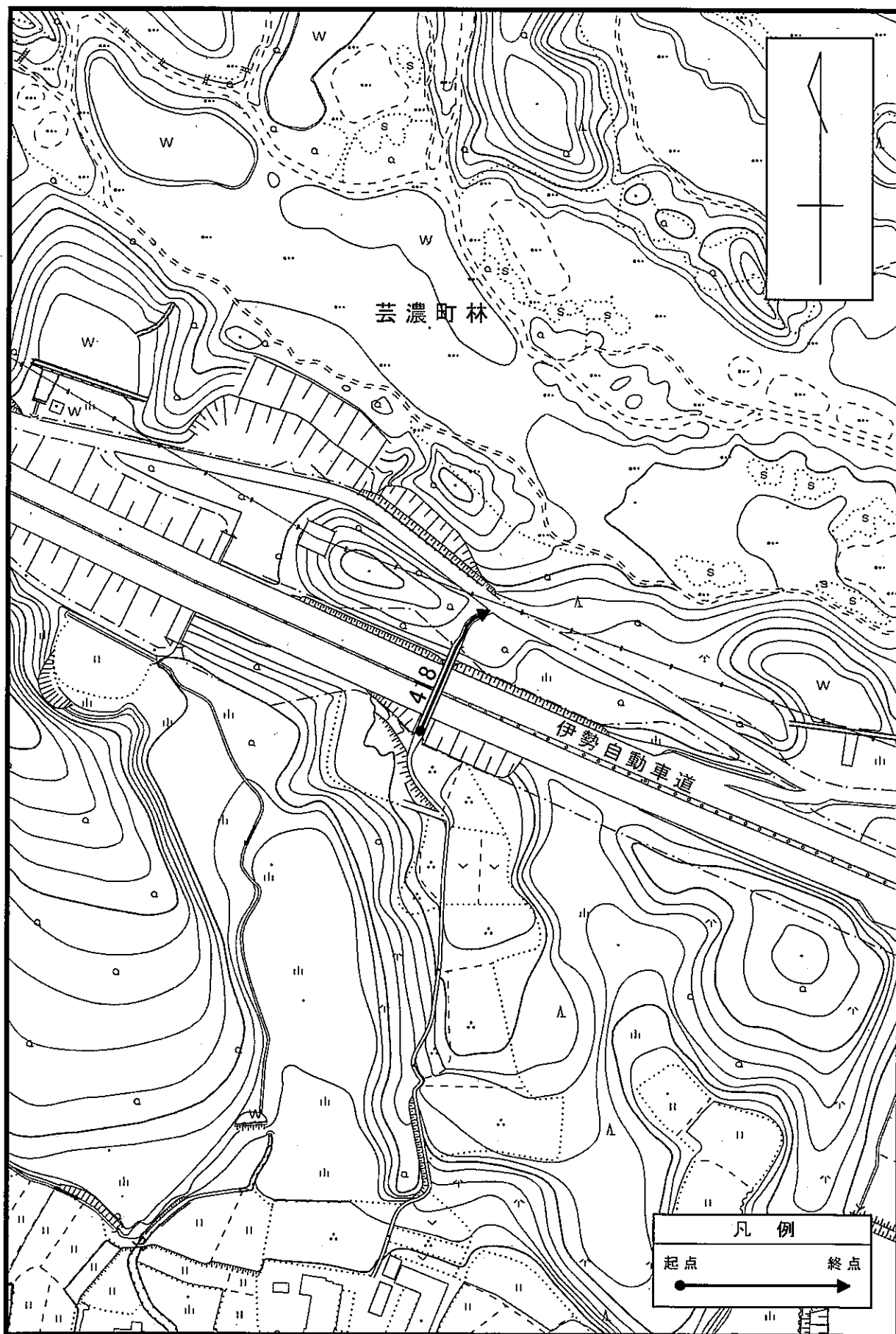


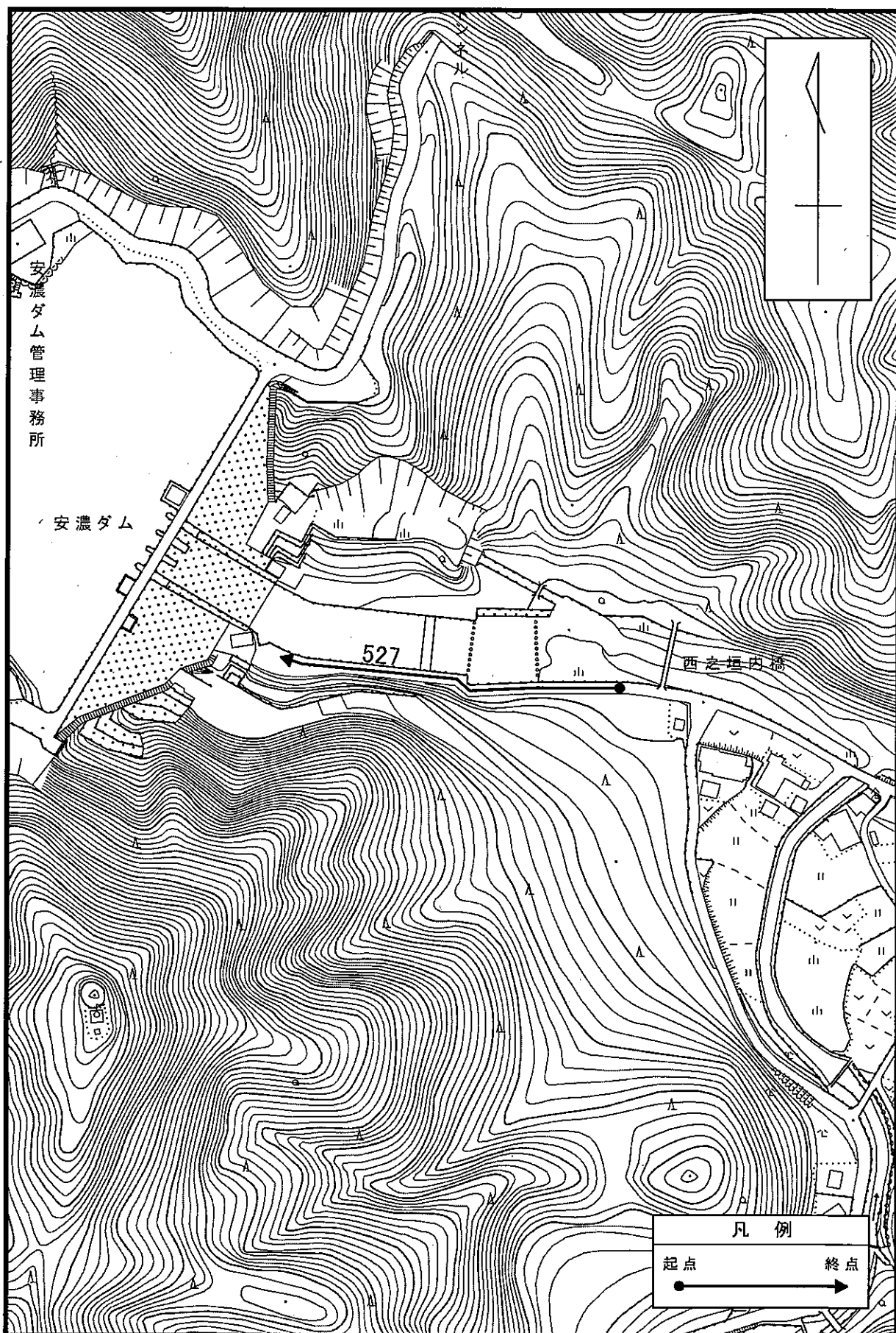


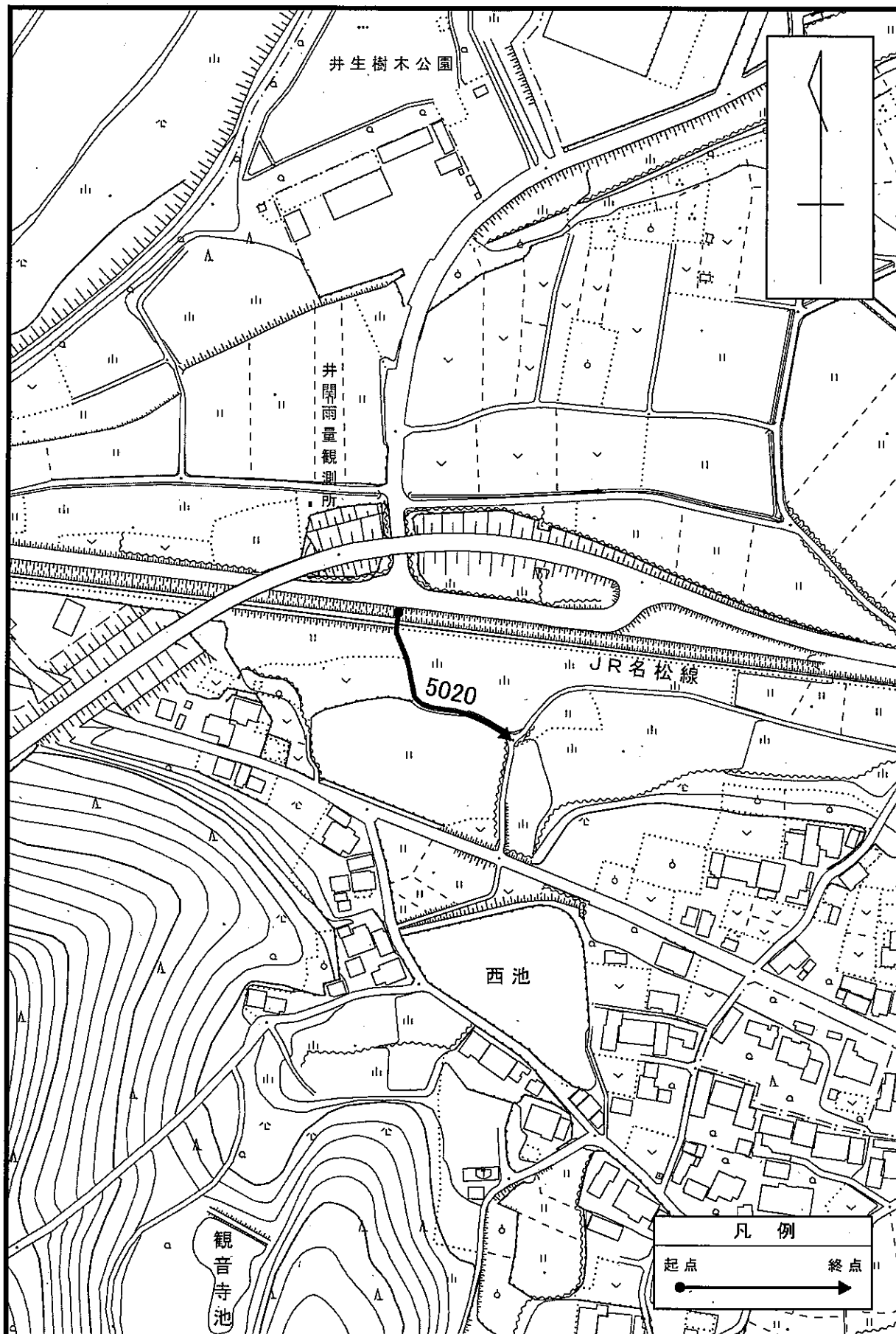












津市告示第 4 9 号

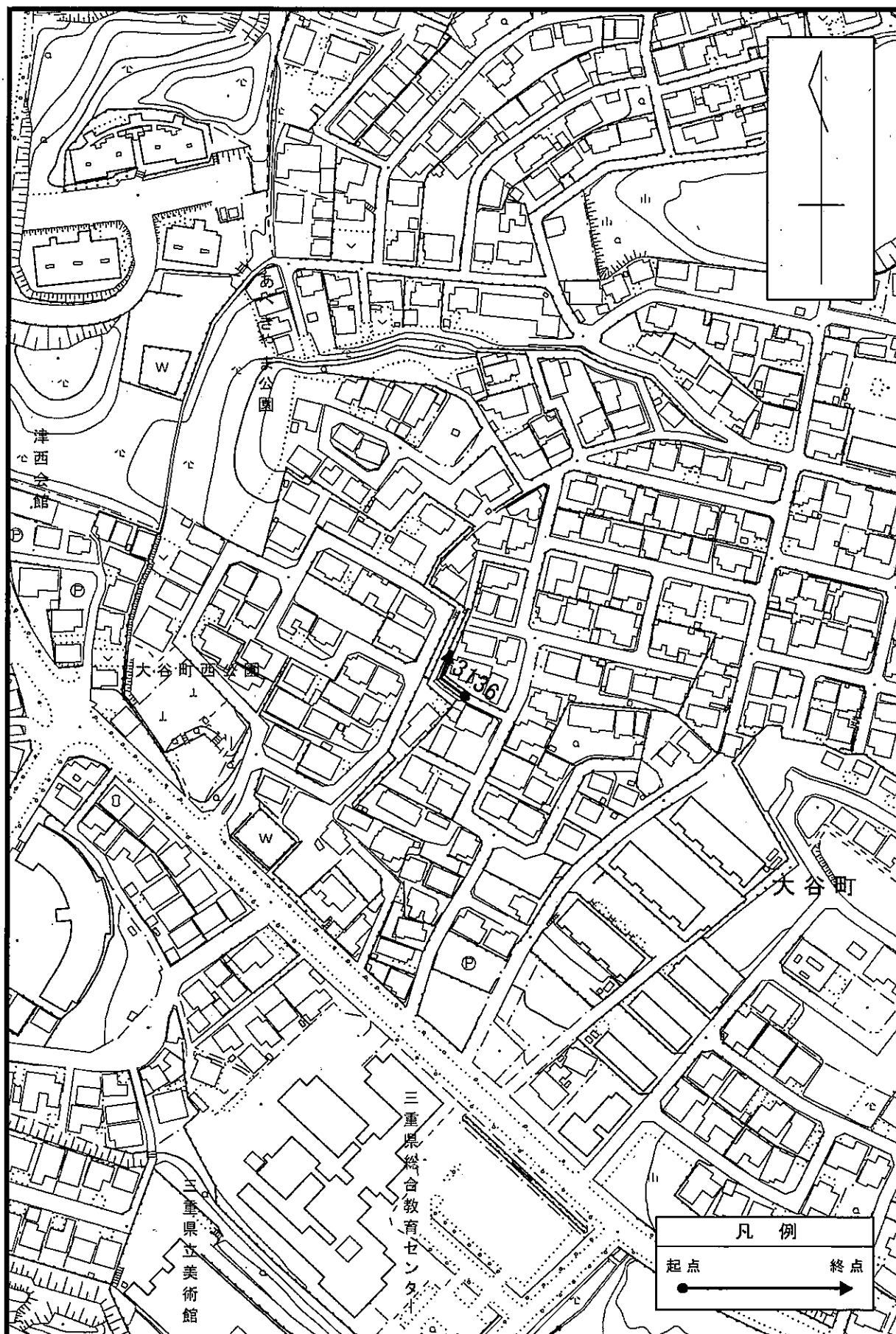
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供用廃止 年月日
3 1 3 6	緑ヶ丘団地第 3 号線	津市大谷町 7 9 番 2 地先 から 津市大谷町 5 7 番 5 1 地 先まで	平成 2 9 年 4 月 1 日



津市公告第 25 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
白山町 八対野	松垣内	2986番	1,483	1,483	農地	農業用施設 用地

津市公告第 26 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業 5・5・3 号中勢グリーンパークの事業認可にかかる図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内 23 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 27 号

三重県知事による津都市計画公園事業の事業認可の公告がありましたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
5・5・3 号中勢グリーンパーク
- 2 施行者の名称
津市
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内 23 番 1 号
- 4 事業地の所在
津市あのかつ台五丁目 757 番地 1

津市公告第 28 号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
グリーンハイツ 2 号公園	津市神戸 1 5 4 番地 1 2 1	別図の とおり	平成 29 年 3 月 31 日
観音寺西公園	津市観音寺町 6 7 3 番地 4 1	別図の とおり	平成 29 年 3 月 31 日
二重池北第二公 園	津市半田 3 4 2 5 番 地 3 1 7	別図の とおり	平成 29 年 3 月 31 日
中町第二公園	津市久居射場町 8 7 番地	別図の とおり	平成 29 年 3 月 31 日
観音堂公園 A	津市香良洲町 1 3 2 7 番地	別図の とおり	平成 29 年 3 月 31 日
観音堂公園 B	津市香良洲町 1 3 2 8 番地	別図の とおり	平成 29 年 3 月 31 日
めぐみの広場	津市香良洲町 1 2 4 3 番地 2	別図の とおり	平成 29 年 3 月 31 日

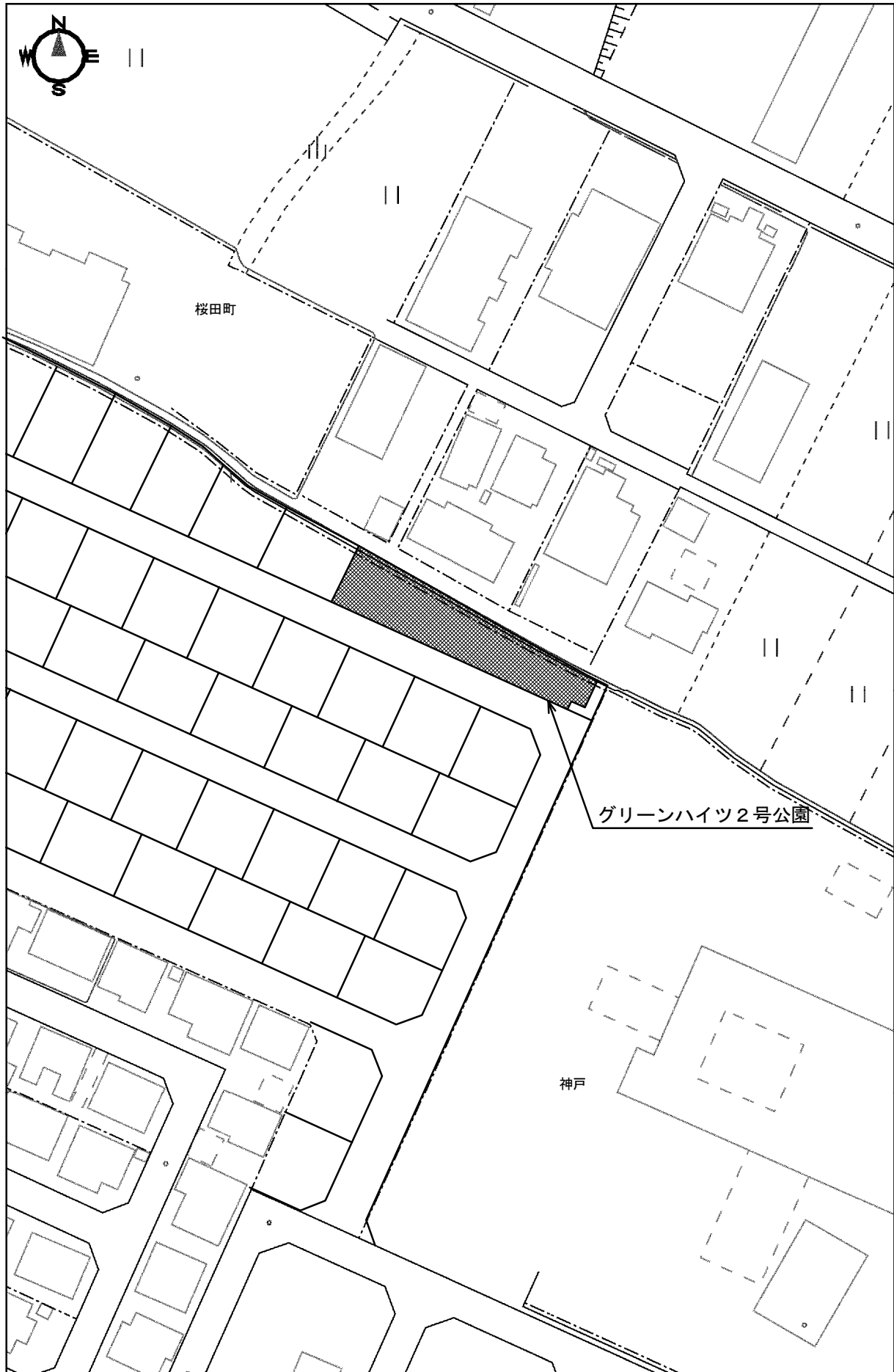
2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

供用開始区域図

グリーンハイツ2号公園



0 40m
1:1,000

供用開始区域図

観音寺西公園



0 40m
1:1,000

供用開始区域図

二重池北第二公園



0 40m
1:1,000

供用開始区域図

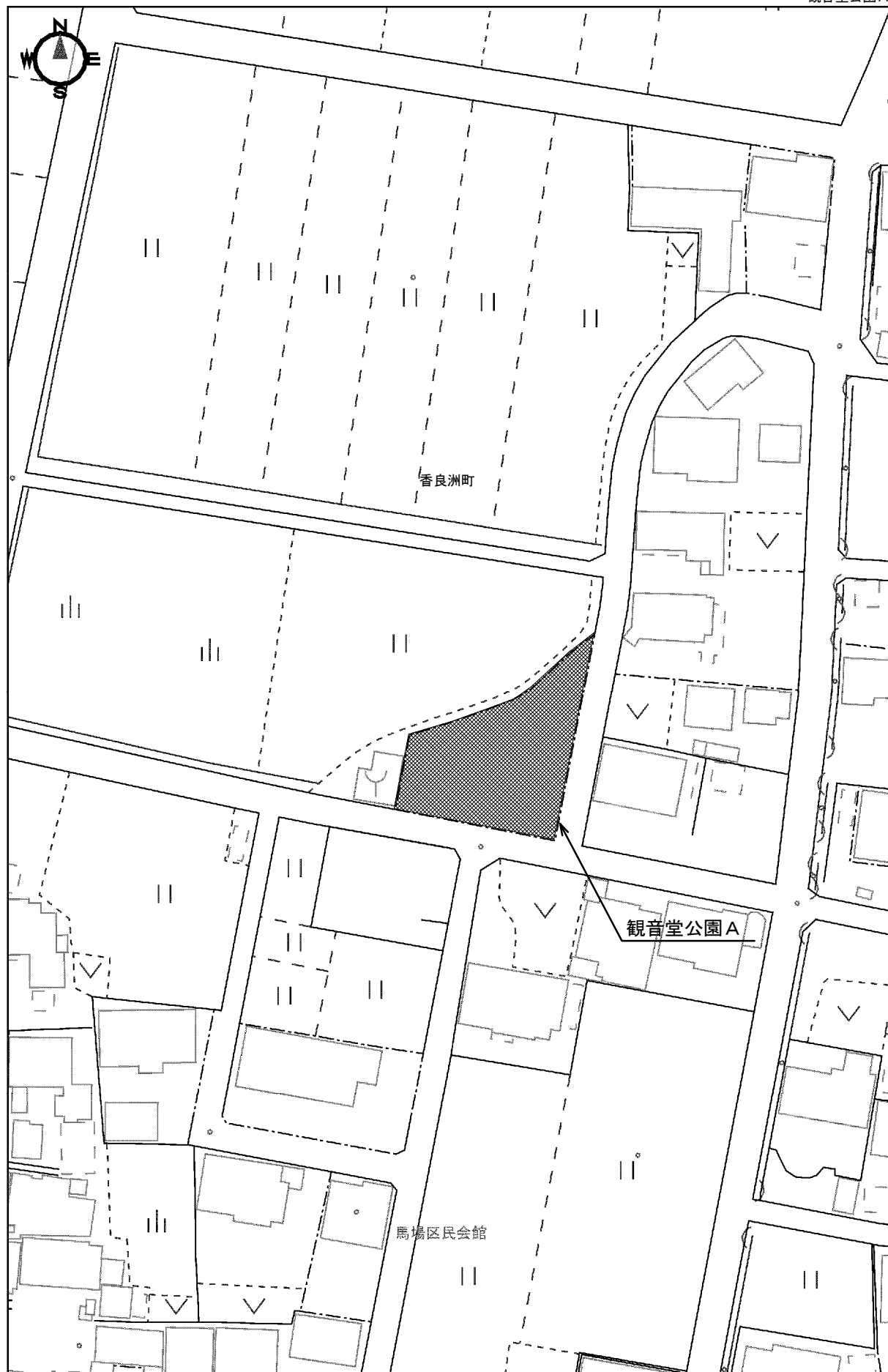
中町第二公園



0 40m
1:1,000

供用開始区域図

観音堂公園A



0 40m
1:1,000

供用開始区域図

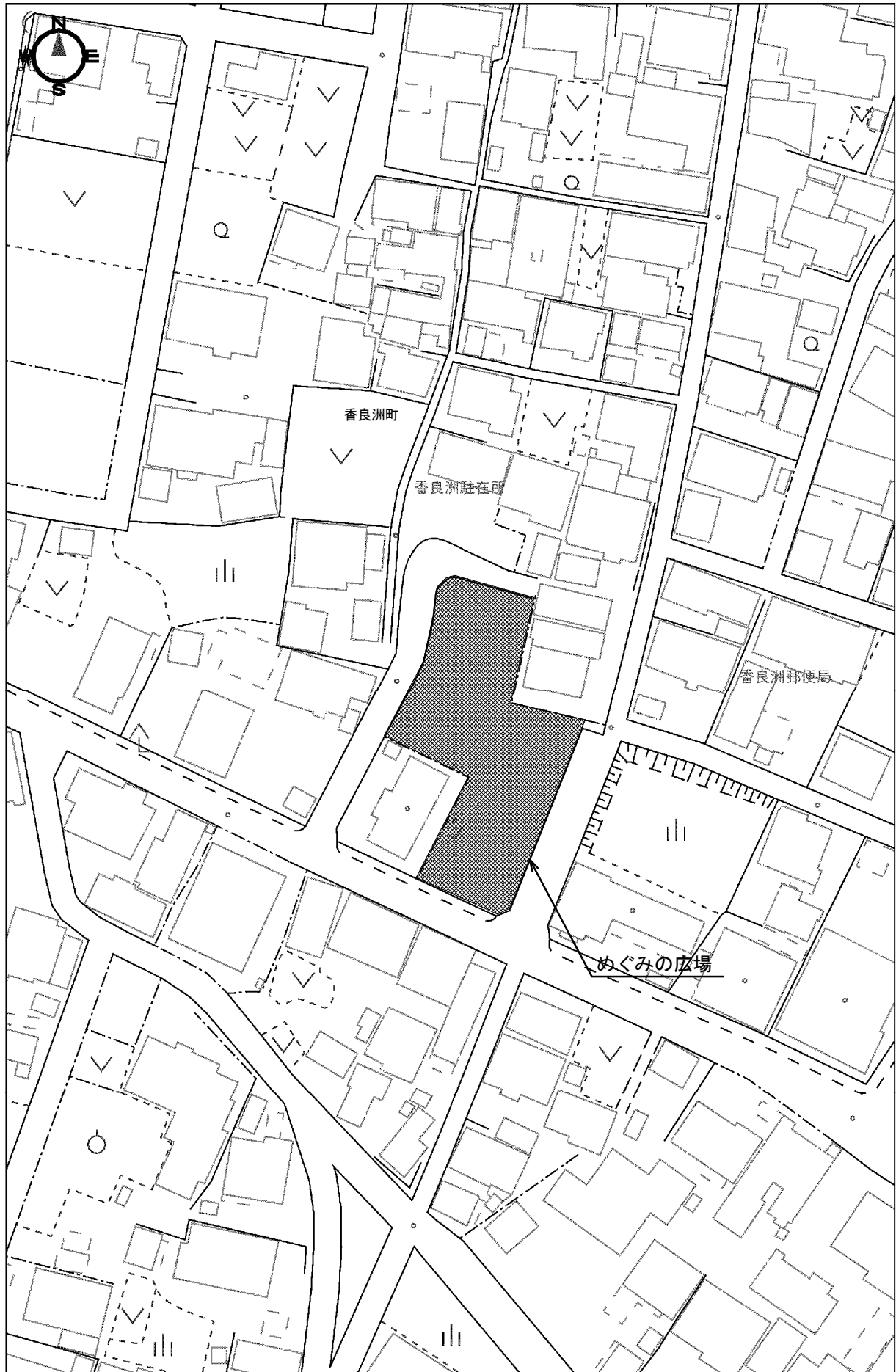
観音堂公園B



0 40m
1:1,000

供用開始区域図

めぐみの広場



0 40m
1:1,000

津市公告第 2 9 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議を申し出ることができます。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 平成 2 9 年 3 月 3 0 日から平成 2 9 年 4 月 2 8 日まで（ただし、土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミ

リ、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、申出先に直接持参するか、郵送により行ってください。

津市公告第 30 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 29 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 29 年 2 月 10 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市野田字林垣内 1361 番 1 ほか 8 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
ミニストップ株式会社
代表取締役社長 宮下 直行

津市公告第 3 1 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成 2 9 年 3 月 2 9 日
- 2 収容期間 平成 2 9 年 4 月 1 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市河辺町	猫（雑種）	黒	雌	中	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業分課規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 17 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市上下水道事業管理規程第 1 号

津市上下水道事業分課規程等の一部を改正する規程

(津市上下水道事業分課規程の一部改正)

第 1 条 津市上下水道事業分課規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「及び簡易水道事業」を削る。

第 2 条第 1 項の表中「簡易水道担当」を削る。

第 4 条第 4 号を削る。

第 5 条第 1 号ウ及びキ中「、簡易水道料金」を削る。

第 6 条第 1 号ア中「、工業用水道事業及び簡易水道事業」を「及び工業用水道事業」に改める。

第 9 条第 1 号ア中「、簡易水道料金」を削る。

(津市上下水道事業会計規程の一部改正)

第 2 条 津市上下水道事業会計規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を削り、第 12 号を第 10 号とする。

(津市水道技術管理者設置規程の一部改正)

第 3 条 津市水道技術管理者設置規程（平成 23 年津市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「津市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」を「津市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 7 号

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 2 6 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「	競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課	を
「	ボートレース事業部	ボートレース事業部安全衛生委員会	ボートレース事業部経営管理課	に
				」

改め、「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「小・中学校、幼稚園安全衛生委員会」を「学校安全衛生委員会」に改める。

別表第２中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第３中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第 5 （第 1 7 条関係）

箇所	
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
スポーツ文化振興部	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
津北工事事務所	議会事務局
津南工事事務所	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	義務教育学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業告示第 13 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 16 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

1 供用及び処理を開始する年月日

平成 29 年 3 月 31 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

高茶屋小森町の一部、高茶屋一丁目の一部、高茶屋七丁目の一部、垂水の一部、藤方の一部、柳山津興の一部、阿漕町津興の一部、雲出本郷町の一部、半田の一部、大園町の一部、久居北口町の一部、久居持川町の一部、新家町の一部及び香良洲町の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

白山町川口の一部、一志町高野の一部及び一志町八太の一部

(3) 津市単独公共下水道（中央処理区）

海岸町の一部

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町 52 番地 5

雲出川左岸浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町 3922 番地

松阪浄化センター

(3) 津市単独公共下水道（中央処理区）

津市高洲町 3 4 番 1 号

津市中央浄化センター

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

津市芸濃町棕本 2 5 7 6 番地

津市棕本浄化センター

6 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道総務課

7 縦覧期間

平成 2 9 年 3 月 1 7 日から平成 2 9 年 3 月 3 0 日まで

津市上下水道事業告示第 14 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、使用料等の収納事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項及び地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 3 月 23 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

1 収納する使用料等

水道料金

下水道使用料

農業集落排水処理施設使用料

市営浄化槽使用料

共同汚水処理施設使用料

下水道受益者負担金（分担金）

2 委託先

松阪市郷津町 234 番地 1

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社三重営業所

3 委託期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防事務専決規程及び津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市消防長 中 村 光 一

津市消防事務専決規程及び津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

(津市消防事務専決規程の一部改正)

第 1 条 津市消防事務専決規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 消防本部の表消防安全課の項中「消防安全課」を「予防課」に改め、同表救急課の項を次のように改める。

消防救急課	1 警防対策の企画及び調整に関すること。		軽易なもの	重要なもの
	2 水火災その他の災害に係る警防計画及びその運用に関すること。		軽易なもの	重要なもの
	3 消防水利変更等の処理に関すること。		○	
	4 消防相互応援・受援の運用に関すること。		軽易なもの	重要なもの
	5 開発行為に係る協議及び調整に関することと。		軽易なもの	重要なもの
	6 消防資機材の総括に関すること。		○	
	7 消防防災指導センターの運営に関すること。		軽易なもの	重要なもの
	8 大規模な消防訓練の		軽易なもの	重要なもの

	計画に關すること。		の	の
	9 國民の保護に關する 計画の実施調整に關する こと。		輕易なも の	重要なも の
	10 救助業務の企画及 び調整に關すること。		輕易なも の	重要なも の
	11 救助資機材の總括 に關すること。		○	
	12 救助統計に關する こと。		○	
	13 救急業務の企画及 び調整に關すること。		輕易なも の	重要なも の
	14 救急資機材の總括 に關すること。		○	
	15 救急統計に關する こと。		○	
	16 医療機関等との調 整に關すること。		輕易なも の	重要なも の
	17 患者等搬送事業の 指導及び認定に關する こと。		輕易なも の	重要なも の
	18 救急隊員の教育訓 練及び研修に關するこ と。		○	
	19 応急手当の普及啓 発に關すること。		○	
	20 普通救命講習等修 了証の交付に關するこ と。		○	
	21 所属職員の旅旅行等 の届出に關すること。		○	
	22 日誌に關すること。		○	

別表第1 消防總務課の表中「消防總務課」を「消防救急課」に、「手当等」

を「費用弁償等」に改める。

別表第1 消防安全課の表を削る。

(津市火災等予防査察規程の一部改正)

第2条 津市火災等予防査察規程（平成18年津市消防本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「消防安全課長」を「予防課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第 7 号

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 26 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「	競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課	を
「	ボートレース事業部	ボートレース事業部安全衛生委員会	ボートレース事業部経営管理課	に
				」

改め、「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「小・中学校、幼稚園安全衛生委員会」を「学校安全衛生委員会」に改める。

別表第２中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第３中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第 5 （第 1 7 条関係）

箇所	
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
スポーツ文化振興部	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
津北工事事務所	議会事務局
津南工事事務所	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	義務教育学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

津市教育委員会規則第 2 号

津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「（津市橋北公民館にあつては別に条例で定めるアストホールと併せて使用する場合に限り 1 年前、津市河芸公民館大ホールにあつては 6 月前）の日」を「の日（津市橋北公民館にあつては別に条例で定めるアストホール又はギャラリーと併せて使用する場合に限り使用しようとする日の属する月の 1 年前の月の初日、津市河芸公民館大ホールにあつては使用しようとする日の 6 月前の日）」に改める。

第 1 号様式及び第 3 号様式から第 5 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 30 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

津市教育委員会規則第 3 号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 各教育事務所（久居教育事務所を除く。）の部教育総務担当の項第 14 号中「芸濃教育事務所」の次に「、美里教育事務所、一志教育事務所」を加える。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 30 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

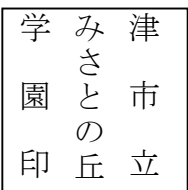
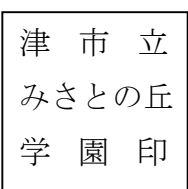
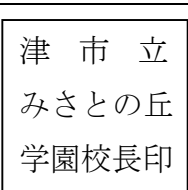
津市教育委員会規則第 4 号

津市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校印の項及び小学校長印の項中「51」を「48」に改め、同表中学校印の項及び中学校長印の項中「20」を「19」に改め、同項の次に次のように加える。

義務教育学校 印		れい書	方 4 5	卒業証書 及び印影 印刷用	みさとの 丘学園校 長	1
		れい書	方 3 0	一般	みさとの 丘学園校 長	1
義務教育学校 長印		れい書	方 2 1	一般	みさとの 丘学園校 長	1

(津市立学校の管理に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市立学校の管理に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第 4 条第 3 項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校（以下「小学校等」という。）」に改める。

第 10 条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

第20条中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改める。

第２２条第１項中「中学校に、」を「中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）に、」を加える。

第 28 条第 1 項中「小学校及び中学校」を「小学校等」に改め、同条第 2 項中「小学校又は中学校」を「小学校等」に改める。

第3条 就学等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

「第２章 小学校及び中学校」を「第２章 小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 10 条中「第 79 条」の次に「及び第 79 条の 8」を加える。

別表学区一覧表 2 中学校の表美里中学校学区の項を削る。

3 義務教育学校

第1号様式及び第2号様式中「津市立」を削る

第 3 号様式中「津市立（名称）学校長」を「津市立（名称）校長」に改める。

第4号様式の1中「小学校児童指導要録」を「小学校（義務教育学校前期課程）児童指導要録」に改める。

第4号様式の3中「中学校生徒指導要録」を「中学校（義務教育学校後期課程）生徒指導要録」に、

「

1	2	3
---	---	---

」を「

1（7）	2（8）	3（9）
------	------	------

」に、
「

1	2	3
---	---	---

」を
「

1（7）	2（8）	3（9）
------	------	------

」に
改める。

第4号様式の4中「1」を「1（7）」に、「2」を「2（8）」に、「3」を「3（9）」に改める。

第5号様式中「津市立（名称）学校長」を「津市立（名称）校長」に改める。

第6号様式の1中「（小学校）」を削り、「津市立」小学校」を「津市立」学校（学園）」に、「児童出席簿」を「児童・生徒出席簿」に、「児童氏名」を「児童・生徒氏名」に、「月末在籍児童数」を「月末在籍児童・生徒数」に改め、同様式を第6号様式とし、第6号様式の2を削る。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第8条関係）

（校長 　　　　　　　　　）

年　　月分　　　　　　　　　児童・生徒出欠席月末統計表										
学　　年	月 末 在 籍 児 童 生 徒 数			総 授 業 日 数	忌 引 日 数	出 席 停 止 日 数	出 席 し な け れ ば な ら ない 総 日 数	総 欠 席 日 数		総出席日数
	普通	特別支援	計					病　　気	事　　故	
1 学年										
2 学年										
3 学年										
4 学年										
5 学年										
6 学年										
7 学年										
8 学年										
9 学年										
計										
授　業　日　数		長期欠席者数		転　入　者　数		転　出　者　数		出席停止者数		備　　　考
日		人		人		人		人		

（注） 総授業日数については、次の算式により算出すること。
 月末在籍児童生徒数×授業日数－転入者の転入までの授業日数＋転出者及び死亡者の授業日数

第 8 号様式中「~~（母） 修 修~~」を ~~母 修 修~~ に、「~~（母） 修 修~~」
~~修 修 修 修 修 修~~

を「~~修 修~~」に改める。

第 9 号様式中「全課程修了者通知書」を「全課程（前期課程・後期課程）
修了者通知書」に、「津市立（名称）学校長」を「津市立（名称）校長」に、

「全 課 程

「全課程」を 前期課程 に改める。

後期課程」

（津市学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

第 4 条 津市学校体育施設の開放に関する規則（平成 1 8 年津市教育委員会規
則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（津市学校運営協議会規則の一部改正）

第 5 条 津市学校運営協議会規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 3 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 30 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

津市教育委員会規則第 5 号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項の表養護教諭の項の前に次のように加える。

主幹教諭	校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。
指導教諭	児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 21 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、主幹教諭が教務主任、学年主任若しくは保健主事の担当する校務を整理する小学校等又は当該小学校等の規模若しくは当該小学校等の各学年における学級数が小規模若しくは少数である等特別の事情がある小学校等については、学年主任及び保健主事を置かないことができる。

第 21 条第 3 項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同条第 4 項中「教諭又は」を「指導教諭、教諭又は」に改める。

第 22 条第 1 項ただし書中「ただし、」の次に「主幹教諭が生徒指導主事若しくは進路指導主事の担当する校務を整理する中学校又は」を加え、同条第 2 項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改める。

第 26 条第 2 項中「教諭を」を「主幹教諭、指導教諭又は教諭を」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会訓令第1号

教育委員会

津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月29日

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程の一部を改正する訓令
津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程（平成18年津市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第 7 号

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 26 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「	競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課	を
「	ボートレース事業部	ボートレース事業部安全衛生委員会	ボートレース事業部経営管理課	に
				」

改め、「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「小・中学校、幼稚園安全衛生委員会」を「学校安全衛生委員会」に改める。

別表第２中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第３中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第 5 （第 1 7 条関係）

箇所	
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
スポーツ文化振興部	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
津北工事事務所	議会事務局
津南工事事務所	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	義務教育学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成29年3月22日

津市教育委員会

委員長 庄 山 昭 子

1 招集の日時

平成29年3月23日（木） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎4階 教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について
- (2) 平成29年度津市部活動指針について
- (3) 平成29年度津市学校教育推進計画（案）について
- (4) 津市指定有形文化財の指定について
- (5) 津市社会教育委員の辞任について

津市教育委員会告示第 7 号

津市文化財保護条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 5 号）第 5 条第 1 項の規定により、津市指定有形文化財に指定するので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

種 別	有形文化財（彫刻）
名 称	木造 魚籃観音立像
員 数	1 躯
所在地	津市歴史民俗資料収蔵庫（津市乙部 2 1 1 0 番地）
所有者	津市 津市長 前葉 泰幸

津市選挙管理委員会告示第24号

平成29年3月15日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成29年3月16日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

当選者氏名	住所
高山 尚	津市雲出島貫町 8 1 3 番地 2
田中 進	津市雲出島貫町 1 0 2 2 番地 3
尾崎 忠正	津市雲出島貫町 4 9 6 番地
尾崎 正美	津市雲出島貫町 5 0 6 番地
稲田 智昭	津市雲出本郷町 2 0 9 8 番地 5
原田 耕治	津市雲出島貫町 4 8 9 番地 2
原田 信市	津市雲出島貫町 5 0 2 番地
的場 賢	津市雲出島貫町 5 5 番地 7
加納 英人	津市雲出本郷町 1 3 0 7 番地
服部 省三	津市雲出本郷町 1 3 1 9 番地
山田 英次	津市雲出本郷町 1 0 8 8 番地 2
奥山 重	津市雲出本郷町 3 6 3 番地 2
森田 幸夫	津市雲出本郷町 1 3 9 4 番地 1
山崎 誠司	津市雲出本郷町 1 0 8 7 番地
服部 健	津市雲出本郷町 1 2 2 6 番地 2
藤川 信夫	津市香良洲町 4 7 9 番地
土性 良男	津市香良洲町 7 5 0 番地 2
奥野 敏己	津市香良洲町 5 0 5 0 番地
宮崎 修	津市雲出長常町 8 2 6 番地
中川 秀志	津市雲出長常町 7 8 7 番地 3
木崎 豊	津市雲出長常町 7 7 8 番地
鎌田 芳明	津市雲出長常町 1 0 6 5 番地 1
白藤 清行	津市雲出長常町 8 6 2 番地 1
白藤 秀人	津市雲出長常町 7 9 5 番地 1 3
田中 久生	津市雲出長常町 6 5 2 番地 2
川口 徳信	津市雲出長常町 8 4 8 番地 1
和田 守郎	津市雲出伊倉津町 9 4 番地 1
和田 良保	津市雲出伊倉津町 1 0 6 番地
奥山 吉孝	津市高茶屋一丁目 1 8 番 7 号
奥山 昇	津市高茶屋小森町 9 2 0 番地

津市選挙管理委員会告示第25号

平成29年3月15日執行の雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成29年3月16日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

記

別紙のとおり

当選者氏名	住所
高山 尚	津市雲出島貫町 8 1 3 番地 2
田中 進	津市雲出島貫町 1 0 2 2 番地 3
尾崎 忠正	津市雲出島貫町 4 9 6 番地
尾崎 正美	津市雲出島貫町 5 0 6 番地
稲田 智昭	津市雲出本郷町 2 0 9 8 番地 5
原田 耕治	津市雲出島貫町 4 8 9 番地 2
原田 信市	津市雲出島貫町 5 0 2 番地
的場 賢	津市雲出島貫町 5 5 番地 7
加納 英人	津市雲出本郷町 1 3 0 7 番地
服部 省三	津市雲出本郷町 1 3 1 9 番地
山田 英次	津市雲出本郷町 1 0 8 8 番地 2
奥山 重	津市雲出本郷町 3 6 3 番地 2
森田 幸夫	津市雲出本郷町 1 3 9 4 番地 1
山崎 誠司	津市雲出本郷町 1 0 8 7 番地
服部 健	津市雲出本郷町 1 2 2 6 番地 2
藤川 信夫	津市香良洲町 4 7 9 番地
土性 良男	津市香良洲町 7 5 0 番地 2
奥野 敏己	津市香良洲町 5 0 5 0 番地
宮崎 修	津市雲出長常町 8 2 6 番地
中川 秀志	津市雲出長常町 7 8 7 番地 3
木崎 豊	津市雲出長常町 7 7 8 番地
鎌田 芳明	津市雲出長常町 1 0 6 5 番地 1
白藤 清行	津市雲出長常町 8 6 2 番地 1
白藤 秀人	津市雲出長常町 7 9 5 番地 1 3
田中 久生	津市雲出長常町 6 5 2 番地 2
川口 徳信	津市雲出長常町 8 4 8 番地 1
和田 守郎	津市雲出伊倉津町 9 4 番地 1
和田 良保	津市雲出伊倉津町 1 0 6 番地
奥山 吉孝	津市高茶屋一丁目 1 8 番 7 号
奥山 昇	津市高茶屋小森町 9 2 0 番地

津市訓令第 7 号

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 2 6 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「	競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課	を
「	ボートレース事業部	ボートレース事業部安全衛生委員会	ボートレース事業部経営管理課	に
				」

改め、「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「小・中学校、幼稚園安全衛生委員会」を「学校安全衛生委員会」に改める。

別表第２中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第３中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第 5 （第 1 7 条関係）

箇所	
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
スポーツ文化振興部	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
津北工事事務所	議会事務局
津南工事事務所	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	義務教育学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

津市訓令第 7 号

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 2 6 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「	競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課	を
「	ボートレース事業部	ボートレース事業部安全衛生委員会	ボートレース事業部経営管理課	に
				」

改め、「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「小・中学校、幼稚園安全衛生委員会」を「学校安全衛生委員会」に改める。

別表第２中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第３中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第 5 （第 1 7 条関係）

箇所	
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
スポーツ文化振興部	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
津北工事事務所	議会事務局
津南工事事務所	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	義務教育学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 7 号

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市教育委員会訓令第 2 号

津市選挙管理委員会告示第 2 6 号

津市農業委員会告示第 1 号

津市監査委員告示第 3 号

津市議会規程第 1 号

庁中一般

出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成１９年津市訓令第８号、平成１９年津市水道事業管理規程第５号、平成１９年津市教育委員会訓令第１号、平成１９年津市選挙管理委員会告示第１２８号、平成１９年津市農業委員会告示第１号、平成１９年津市監査委員告示第９号、平成１９年津市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「	競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課	を
「	ボートレース事業部	ボートレース事業部安全衛生委員会	ボートレース事業部経営管理課	に
				」

改め、「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「小・中学校、幼稚園安全衛生委員会」を「学校安全衛生委員会」に改める。

別表第２中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第３中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第 5 （第 1 7 条関係）

箇所	
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
スポーツ文化振興部	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
津北工事事務所	議会事務局
津南工事事務所	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	義務教育学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第 1 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 1 8 年津市公平委員会規則第 7 号）
の一部を次のように改正する。

別表中

教育 委員 会	教育委員会事務局	教育次長、担当理事、担当参事、課長、 担当副参事、企画員、調整担当主幹、教 育総務課の担当主幹及び担当副主幹（経 理・指導担当、施設担当及び給食担当の 担当主幹及び担当副主幹を除く。）、学 校教育課の教職員担当の担当主幹及び担 当副主幹、教育事務所長
	小学校	校長、教頭
	中学校	校長、教頭
	幼稚園	園長
	津図書館	館長、図書事務長、副館長

を

教育 委員 会	教育委員会事務局	教育次長、担当理事、担当参事、課長、 担当副参事、企画員、調整担当主幹、教 育総務課の担当主幹及び担当副主幹（経 理・指導担当、施設担当及び給食担当の 担当主幹及び担当副主幹を除く。）、学 校教育課の教職員担当の担当主幹及び担 当副主幹、教育事務所長
	小学校	校長、教頭
	中学校	校長、教頭
	義務教育学校	校長、教頭

に

	幼稚園	園長
	津図書館	館長、図書事務長、副館長

改める。

附 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。